

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「地域再生法に基づく事業の実施状況等について」

平成27年10月

会計検査院

国は、平成17年に、地域再生法（平成17年法律第24号）を制定して、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進することとした。

そして、国は、26年に、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の制定に併せて地域再生法を改正し、地域再生基本方針において、「地方創生においては、地方が自ら考え、責任をもって取り組むことが何より重要であることから、都道府県及び市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、地方版総合戦略を定め、推進することが強く期待されている」とし、また、「地域再生の推進に当たっては、地域がそれぞれの地域の課題を的確に把握し、課題解決に向けて積極的に取り組むことが重要である」とした。

このため、地域再生法に基づく事業の実施は、地方公共団体における地方版総合戦略の着実な遂行においても重要なものとなっている。

本報告書は、以上のような状況等を踏まえて、関係府省庁及び地方公共団体における地域再生計画の作成及び認定状況、支援措置の適用を受けた事業の実施状況、交付金事業の実施状況、認定地域再生計画における目標の設定状況及び達成状況等について横断的に検査を行い、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成27年10月
会計検査院

目 次

1	検査の背景	1
(1)	地域再生法の概要等	1
ア	地域再生法制定の経緯	1
イ	地域再生法の概要等	2
ウ	地域再生計画の作成等	3
エ	まち・ひと・しごと創生法との関係	7
(2)	地域再生法に基づく事業等	8
ア	地域再生法に基づく事業	8
イ	交付金の概要及び特徴	11
ウ	地域再生法に基づく事業の予算額等	13
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	14
(1)	検査の観点及び着眼点	14
(2)	検査の対象及び方法	15
3	検査の状況	16
(1)	地域再生計画の作成及び認定状況等	16
ア	地域再生計画の作成及び認定状況	16
イ	人口規模別等にみた地方公共団体の地域再生計画の作成状況	19
ウ	地域のニーズの把握状況	23
エ	地方公共団体間の調整及び連携	24
オ	認定地域再生計画の公表状況等	26
(2)	支援措置の適用を受けた事業の実施状況等	27
ア	予算措置を伴う支援措置の適用を受けて実施した事業に係る国の支出額等	27
イ	支援措置数の推移の状況	29
ウ	支援措置と地域再生計画との関係等	32
エ	支援措置の記載回数別の状況	34
オ	提案制度等の活用状況	36
(3)	交付金事業の実施状況等	37
ア	交付金事業の実施状況	37

イ　ワンストップ窓口の活用状況	40
ウ　年度間融通の活用状況等	41
エ　他施設充当の活用状況	45
オ　認定地域再生計画の計画変更の認定申請等の状況	47
(4) 認定地域再生計画における目標の設定状況及び達成状況等	49
ア　認定地域再生計画における目標の設定状況及び達成状況	49
イ　地域再生制度における国と地方公共団体との連携に関する課題等	52
4　所見	55
(1) 検査の状況の概要	55
(2) 所見	59
 別表1　支援措置の概要（平成26年度末現在）	63
別表2　支援措置一覧表（平成17年度～26年度）	65
別表3　地域再生計画の認定状況（平成17年度～26年度）	69

・本文及び図表中の数値は、表示単位未満を切り捨てているものがあるので、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。

事例一覧

[対象区域に含まれている地方公共団体と調整を行っていないもの]

<事例1-1> 25

[対象区域に含まれている地方公共団体と調整を行っているもの]

<参考事例1-1> 25

[地域再生計画の認定を受けることが事業実施の要件となっていることについて周知していないもの]

<事例2-1> 34

[配慮の内容を具体的に定めていないもの]

<事例2-2> 34

[事業の公募期間が終了していて、認定地域再生計画に記載しても支援措置の適用を受けることが不可能であったもの]

<事例2-3> 35

[交付決定の段階で年度間融通を活用することとして単年度交付額を超える交付金の交付を受けているもの]

<事例3-1> 44

[認定地域再生計画の計画変更の認定申請を適時適切に行っていないもの]

<事例3-2> 48

[関係者との調整に時間を要したため認定地域再生計画に設定された目標を達成していないとしているもの]

<事例4-1> 52

地域再生法に基づく事業の実施状況等について

検査対象	内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、認定地方公共団体887団体（44都道府県、842市町村、1一部事務組合）
地域再生法に基づく事業の概要	認定地方公共団体が、認定地域再生計画に基づき、支援措置の適用を受けるなどして実施する、自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力を再生するための事業
検査の対象とした地域再生法に基づく事業に係る認定地域再生計画数	1,506計画（平成17年度～26年度）
上記の認定地域再生計画に記載された支援措置を適用した事業に係る国の支出額	8524億8979万円
上記のうち地域再生基盤強化交付金額	8089億6113万円

1 検査の背景

(1) 地域再生法の概要等

ア 地域再生法制定の経緯

国は、少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化を背景として、平成15年10月に、地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から積極的かつ総合的に推進するために、閣議決定により、内閣に、内閣総理大臣を本部長として地域再生本部（以下「旧本部」という。）を設置した。旧本部は、16年2月に、地域再生を推進するための具体的な制度の骨格、国として講ずべき支援措置の内容等を定めた「地域再生推進のためのプログラム」（以下「旧プログラム」という。）を決定して、旧プログラムに基づき、地域再生を図るための計画（以下「旧地域再生計画」という。）の認定制度を創設して各種支援措置の推進を図ることとした。そして、旧プログラムに基づき、278計画の旧地域再生計画が認定されている。

旧本部は、地域の現状認識や問題意識等を踏まえつつ今後の地域再生への取組の姿勢を明確に示す観点から、16年5月に、「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」（以下「方向と戦略」という。）を決定して、今後の地域再生の推進の方向として、「国から地方へ」「官から民へ」との考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大するなど、各種施策を組み合わせた「地域の地力全開戦略」の取組を強力に推進することとし、推進するに当たっては、省庁横断的な補助金も含めた補助金改革等を行い、持続可能な地域の再生につなげることとした。このため、今後の地域再生の推進の戦略として、地域再生に資する横断的な施策の推進、地域再生計画制度の強化等のため、法制度の整備について検討することなどとした。

そして、国は、方向と戦略を受けて16年6月に実施した地域再生における支援措置の提案募集における地域の具体的な声に基づき、地域再生に資する取組について検討を行った結果、内閣総理大臣の地域再生計画認定の位置付けなどを強化することにより、より強力に地域再生を推進するために、17年4月に地域再生法（平成17年法律第24号）を制定した。

なお、地域再生法の施行により、同法に基づく地域再生本部（以下「本部」という。）が設置されたことに伴い、旧本部は廃止され、地域再生への取組に関して旧本部が決定した事項については、本部に引き継がれた。

イ 地域再生法の概要等

（ア） 地域再生法の概要

地域再生法によれば、同法の目的は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進することとされている。地域再生の推進は、前記のような社会経済情勢が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図ることを基本として、行われなければならないとされている。そして、国は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域再生に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するとされている。

また、政府は、地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないとされ、基本方針には、次の事項を定めるものとされている。

- ① 地域再生の意義及び目標に関する事項
- ② 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- ③ 地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成その他の地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題（以下「特定政策課題」という。）に関する基本的な事項
- ④ 地方公共団体が基本方針に基づき作成する地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）の認定に関する基本的な事項
- ⑤ ①から④までのほか、地域再生の推進のために必要な事項

(イ) 基本方針の概要

政府は、地域再生法に基づき、17年4月に閣議決定により基本方針を定めており、その後、情勢の推移に対応して基本方針の変更を行っている。そして、基本方針において、地域再生の意義は、「地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現すること」であるとしている。また、地域再生の推進により実現すべき目標は、「個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること」及び「地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること」であるとしている。

ウ 地域再生計画の作成等

(ア) 地域再生計画の作成

地域再生法に基づく地域再生制度は、地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するために、地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和25年法律第218号）の規

定による港務局を含む。以下同じ。）が作成し申請する地域再生計画を内閣総理大臣が認定（以下、認定された地域再生計画を「認定地域再生計画」という。）した場合に、国が認定地域再生計画に基づく事業に対して特別な措置を講ずる制度である。

地域再生法によれば、地方公共団体は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるとされている。地域再生計画には、地域再生計画の区域、地域再生を図るために行う事業に関する事項及び計画期間を記載するものとされ、地域再生計画の目標、その他内閣府令で定める事項を記載するよう努めるとされている。そして、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「施行規則」という。）において、内閣府令で定める事項として、地域再生計画の名称、地域再生計画の目標の達成状況に係る評価（以下「達成状況評価」という。）に関する事項等が定められている。

また、地域再生法によれば、地域再生を図るために行う事業に関する事項として、図表0-1の左欄に掲げる事項を地域再生計画に記載することができるとされている。

そして、各事業に係る事項が認定地域再生計画に記載されている場合、地域再生法に基づき、図表0-1の右欄の特別の措置（以下、これらの地域再生法に基づく特別の措置を「法定措置」という。）が適用され、国の支援が受けられることとなる。

図表0-1 地域再生法に定める地域再生を図るために行う事業に関する事項

地域再生を図るために行う事業に関する事項	特別の措置
地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のために行う事業に関する事項	地域再生基盤強化交付金
地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼす事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業であって、金融機関により行われるものに関する事項	地域再生支援利子補給金の支給
地域における特定政策課題の解決に資する事業に関する事項	特定地域再生支援利子補給金の支給、課税の特例、地方債の特例
地域における農林水産業の振興に資する施設を整備する事業に関する事項	地域農林水産業振興施設整備計画の作成等
構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に規定する特定事業であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項	構造改革特別区域計画の認定の手続の特例
中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に規定する事業及び措置であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項	中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に規定する事業環境の整備の事業であって、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項	産業集積形成等基本計画の同意の手続の特例
地域における福祉、文化その他の地域再生に資する事業活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の交付目的以外に使用するなどして行う事業に関する事項	財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

また、法定措置のほか、認定地域再生計画に記載されていることにより、国の支援が受けられる各府省庁が実施する施策（以下「連動施策」という。）があり、連動施策は、法定措置と併せて基本方針の別表に掲げられている（以下、法定措置と連動施策を合わせて「支援措置」という。）。

(イ) 地域再生計画の作成基準等

内閣府は、地方公共団体の地域再生計画の作成に資するために、地域再生計画の認定制度、認定基準、認定申請手続等を解説した「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」（以下「申請マニュアル（総論）」という。）を作成して、地域のニーズの把握、地域再生計画の区域の設定、地域再生計画の変更等、地域再生計画の発案から認定の流れなどを示している。また、支援措置について、支援措置を設ける趣旨及び概要、支援措置の内容、支援措置に係る必要な手続、地域再生計画及び添付資料の記載に当たって留意すべき事項、当該支援措置を認定申

請できる時期等について定めた「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）」（以下「申請マニュアル（各論）」という。）、支援措置の中でも特に「地域再生基盤強化交付金」（以下「交付金」）に絞り、交付金の特徴、交付金に係る地域再生計画作成の考え方、交付金に係る達成状況評価等について詳細に解説した「地域再生計画作成の手引き～地域再生基盤強化交付金活用のために～」（以下「手引」という。）等を作成している。

(ウ) 地域再生計画における目標の設定及び達成状況評価に係る基準

前記のとおり、地域再生法及び施行規則によれば、地方公共団体が地域再生計画の認定の申請をしようとする場合は、地域再生計画に、地域再生計画の区域、地域再生を図るために行う事業に関する事項及び計画期間を記載することとされており、また、地域再生計画の目標、達成状況評価に関する事項等を記載するよう努めることとされている。

このうち、地域再生計画の目標及び達成状況評価に関する事項について、内閣府は、それまでに認定の申請を受け付けた地域再生計画の記載内容が必ずしも統一されていなかったなどの状況に鑑みて、26年12月に申請マニュアル（総論）を次のとおり改正して、地方公共団体が作成する地域再生計画の記載内容の適正化を図った。

すなわち、地方公共団体が地域再生計画を作成するに当たり、目標の設定については、原則として、定量的な値・指標を用いることとし、地域再生計画の計画期間満了時等に地方公共団体が効果測定を容易に実施することができるよう、具体的に設定することとした。

また、達成状況評価に関する事項については、地域再生計画の計画期間中及び計画期間満了時の段階において、地域再生計画に設定した目標等の効果測定を実施するために必要となる指標の入手方法や、入手した指標をどのように活用して評価を行うのかを記載して、どこで、どのように評価の結果を公表するのかを具体的に記載することとした。

(エ) 地域再生計画の認定

地域再生法によれば、内閣総理大臣は、地方公共団体から認定申請があつた地域再生計画が、①基本方針に適合するものであること、②その実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること、

③円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（以下、これらを「認定基準」という。）に適合すると認めるときは、認定する（以下、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体を「認定地方公共団体」という。）ものとされている。そして、内閣総理大臣は、地域再生計画に地域再生を図るために行う事業に関する事項が記載されている場合において、認定しようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならないとされ、認定したときは、その旨を公示しなければならないとされている。

また、認定地方公共団体は、認定地域再生計画を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、内閣総理大臣の認定を受けなければならないとされている。軽微な変更については、施行規則によれば、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更、交付金を充てて行う施設の整備の事業期間に影響を与えない場合における計画期間の六月以内の変更及び地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更とされている。

さらに、内閣総理大臣は、認定地域再生計画が、認定基準のいずれかに適合しなくなつたと認められるときは、認定を取り消すことができるとされている。

(オ) 7プログラムの作成

本部は、国の地域活性化に係る各種施策を、地域が組み合わせて活用することができるようにするため、地域にとって選択・利用しやすいメニューとして体系化することとして、20年3月までに、連動施策を含め、主要政策分野における地域再生のための7プログラムを作成した。^(注1) そして、国は、地域活性化の更なる推進を図るために、基本方針において、7プログラムを推進することとして、地域において7プログラムを推進する上で、各種施策の選択・利用が容易になるように、基本方針の別表において、7プログラムと支援措置との関係を明示している。

(注1) 7プログラム ①「地域の知の拠点再生プログラム」、②「地域の雇用再生プログラム」、③「地域のつながり再生プログラム」、④「地域の再チャレンジ推進プログラム」、⑤「地域の交流・連携推進プログラム」、⑥「地域の産業活性化プログラム」、⑦「地域の地球温暖化対策推進プログラム」

エ まち・ひと・しごと創生法との関係

国は、国民一人一人が夢を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・

しごと創生」という。)が重要であるとして、26年11月にまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号。以下「創生法」という。)を制定し、我が国における急速な少子高齢化の進展に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくこととしている。

創生法において、都道府県及び市町村は、政府が定めるものとされているまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を勘案して、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、これらを合わせて「地方版総合戦略」という。)を定めるよう努めるものとされている。内閣府によれば、地方版総合戦略は、都道府県又は市町村の区域における、まち・ひと・しごと創生に関する施策目標や基本的方向性等を明示して地域の実情に応じた施策全般にわたる戦略を定めるものであり、地域再生計画は、地域再生を図るために取り組もうとする個別の事業や、それを実施するために活用する国の支援措置について具体的に定める実施計画であるとしている。そして、創生法の制定に併せて改正した地域再生法において、基本方針は、総合戦略等との調和が保たれたものでなければならないと規定された。

このため、国は、26年12月に閣議決定により基本方針を変更し、変更した基本方針において、「地方創生においては、地方が自ら考え、責任をもって取り組むことが何よりも重要であることから、都道府県及び市町村は、総合戦略を勘案して、地方版総合戦略を定め、推進することが強く期待されている」とし、また、「地域再生の推進に当たっては、地域がそれぞれの地域の課題を的確に把握し、課題解決に向けて積極的に取り組むことが重要である」とした。

(2) 地域再生法に基づく事業等

ア 地域再生法に基づく事業

前記のとおり、地域再生制度は、地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するために、国が認定地域再生計画に基づく事業に対して特別な措置を講ずる制度であり、認定地域再生計画に支援措置が記載されている場合、当該支援措置が適用され、また、地域再生計画に記載することができる支援措置の数は限定されていない。26年度末現在における支援措置は、法定措置8件、連動施策26件の計34件となっている。

法定措置は、認定地域再生計画に記載されることにより事業を実施することができるものであり、法定措置に係る事業を実施しようとする地方公共団体は、地域再生計画を作成し、申請して内閣総理大臣の認定を受けることが要件となる。

連動施策となっている各府省庁が実施する事業には、法定措置と同様に、地域再生計画の認定を事業実施の要件としているものと、地域再生計画の認定を受けることにより事業の採択や選定に当たり一定の配慮をするものがある。

前記34件の支援措置名、所管府省庁名、法定措置又は連動施策の別については、図表0-2のとおりとなっている（各支援措置の概要については、別表1を参照）。

図表0-2 支援措置一覧（平成26年度末現在）

番号	支援措置名	所管府省庁名	法定措置 又は連動施策
1	地域再生基盤強化交付金	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	法定措置
2	地域再生支援利子補給金	内閣府	法定措置
3	特定地域再生支援利子補給金	内閣府	法定措置
4	社会福祉の増進に資する事業等を行う株式会社に対する投資促進税制	内閣府	法定措置
5	特定地域再生事業に係る地方債の特例	内閣府、総務省	法定措置
6	特定地域再生事業費補助金	内閣府	連動施策
7	地域における男女共同参画促進総合支援事業	内閣府	連動施策
8	地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	金融庁	連動施策
9	中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	金融庁、経済産業省	連動施策
10	公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	総務省	連動施策
11	ふるさと融資の限度額拡大	総務省	連動施策
12	公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大	総務省、国土交通省	連動施策
13	外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業	法務省	連動施策
14	外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業	法務省	連動施策
15	社会システム改革と研究開発の一体的推進「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム	文部科学省	連動施策
16	地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省	連動施策
17	実践型地域雇用創造事業	厚生労働省	連動施策
18	地域若者サポートステーション事業	厚生労働省	連動施策
19	「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進	厚生労働省	連動施策
20	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省	連動施策
21	新規漁業就業者総合支援事業	農林水産省	連動施策
22	6次産業化ネットワーク活動支援事業	農林水産省	連動施策
23	6次産業化ネットワーク活動交付金	農林水産省	連動施策
24	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	農林水産省	連動施策
25	都市農村共生・対流総合対策交付金	農林水産省	連動施策
26	「農」のある暮らしづくり交付金	農林水産省	連動施策
27	地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	連動施策
28	地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成	国土交通省	連動施策
29	訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)	国土交通省	連動施策
30	「コミュニティ・レール」化への支援(幹線鉄道等活性化事業(連携計画事業))	国土交通省	連動施策
31	地域公共交通確保維持改善事業	国土交通省	連動施策
32	農地等の転用等の許可の特例	農林水産省	法定措置
33	構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例	内閣府、経済産業省	法定措置
34	補助対象施設の有効活用	全府省庁	法定措置

(注) 本表は基本方針の別表に基づき会計検査院で作成した。

イ 交付金の概要及び特徴

(ア) 交付金の概要

交付金は、地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うために、道、汚水処理施設及び港の三つの分野において、省庁の所管を超える2種類以上の類似施設を一体的に整備することとして、複数の省庁が所管する類似施設に対する補助金を内閣府に一元化し、17年度に法定措置として創設された。そして、予算は内閣府に一括計上され、地域再生計画の申請及び交付金の予算要望の窓口を内閣府に一本化することにより、地方公共団体の手続の簡素化が図られるとされ、また、地域の裁量による自由な施設配置、事業の進捗等に応じた事業間の融通及び年度間の事業量の変更を可能とすることにより予算の弾力的な執行が可能となるなど、地域の自主裁量性が向上するとされた。

交付金は、道整備交付金、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金の3種類に分類され、各交付金の対象施設及び所管省庁は図表0-3のとおりとなっており、各交付金の対象施設のうち、2種類以上の施設の整備を一体的に行う必要があるものである。

図表0-3 交付金の分類別の対象施設及び所管省庁

交付金の分類	対象施設	所管省庁名
道整備交付金	市町村道	国土交通省
	広域農道	農林水産省
	林道	農林水産省（林野庁）
汚水処理施設整備交付金	公共下水道	国土交通省
	集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）	農林水産省（農林水産省及び水産庁）
	浄化槽	環境省
港整備交付金	地方港湾の港湾施設	国土交通省
	第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設	農林水産省（水産庁）

交付金について基本的な枠組みを定めた「地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱」（平成17年府地再第8号、17農振第148号、国総政第6号、環廃対発第050422002号。以下「基本大綱」という。）によれば、交付金を交付する期間は、認定地域再生計画に基づく事業に対して交付金の交付が開始される年度からおおむね

5年以内とされている。また、交付金の総額は、交付金の種類及び施設の区分に応じ、認定地域再生計画に記載された施設の整備に要する費用に交付限度額の算出に用いる割合を乗じて算出された額及び対象施設の整備事業の進捗を勘案し、認定地方公共団体が行う予算要望を踏まえるものとされている。

交付金の交付の事務は、地域再生法及び地域再生法施行令（平成17年政令第151号）に基づき、主として農道、林道、集落排水施設及び漁港施設に係るものについては農林水産大臣が、主として道路、下水道及び港湾施設に係るものについては国土交通大臣が、主として浄化槽に係るものについては環境大臣が行うこととなっている（以下、交付金の交付の事務を行う大臣を「交付担当大臣」という。）。そして、内閣総理大臣は、専門的知見を活用した交付金の効果的・効率的執行という観点から、毎年度、交付担当大臣と協議して、交付金の種類ごとに作成した配分計画に基づき、財務大臣の承認を得て、交付金の予算を交付担当大臣が所管する関係行政機関へそれぞれ移し替えることとなっている。

また、基本大綱によれば、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、地域再生を図るために交付金を充てて行う施設整備事業について、地方公共団体が行う評価及び各省が行う政策評価の結果を踏まえ、必要と認める場合には、交付金に係る制度の見直しを検討するものとされている。

交付金に係る基準等は、基本大綱、申請マニュアル（総論）、申請マニュアル（各論）、手引のほか、交付金の種類ごとに「道整備交付金交付要綱」（平成17年17農振第7号、国道地調第2号）、「汚水処理施設整備交付金交付要綱」（平成17年17農振第167号、国都下事第18号、環廃対発第050422003号。以下「汚水要綱」という。）、「港整備交付金交付要綱」（平成17年17水港第641号、国港管第53号）等がそれぞれ定められており、これらに基づいて事業が実施されている。

（イ）交付金の特徴

手引によれば、交付金の特徴は、複数の施設を連携して一体的に整備する必要があること、交付金の交付申請関連の書類をいずれかの省庁の地方支分部局等の一箇所でまとめて申請すること（以下「ワンストップ窓口」という。）ができること、従来の補助金とは異なり、単年度ごとの国の負担割合が固定ではないため、年度内に発生する事業の進捗状況の変化に応じて当該年度の国費の充当率を変更し、次年度以降で調整すること（以下「年度間融通」という。）ができること、

年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）の2分の1未満で、かつ一体的に整備する類似の他の施設（以下「他の施設」という。）の当該年度の交付額未満の範囲において、交付された交付金を他の施設の整備に要する経費として充てること（以下「他施設充当」という。）がされることとされている。

ウ 地域再生法に基づく事業の予算額等

地域再生法が施行された17年4月から27年3月までの間における、認定地域再生計画数は1,013認定地方公共団体の1,870計画となっており、支援措置数は内閣官房等12府省庁が所管する計112件に上っている（所管府省庁名、支援措置名、法定措置又は運動施策の別等については、別表2を参照）。これらの支援措置の中には、交付金の交付等の国の予算措置を伴うもの、課税の特例等の国が財政上の優遇措置を行うものなど国の収入支出に係る支援措置のほか、規制の緩和を内容とするなど国の収入支出には直接関わらない支援措置がある。

そして、112件の支援措置のうち、地域再生計画の認定が事業実施の要件となつていて、かつ、国の予算措置を伴う支援措置は15件であり、これらに係る事業の17年度から26年度までの間の府省庁別の予算額は、図表0-4のとおりとなっている。

(注2) 内閣官房等12府省庁　　内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

図表0-4 地域再生計画の認定が事業実施の要件となつていて、かつ、国の予算措置を伴う支援措置に係る事業の予算額（平成17年度～26年度）

府省庁名 会計名	年度	(単位:百万円)									
		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
内閣官房	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
内閣府	一般会計	1,076	3,934	3,857	21,360	30,744	14,157	546	670	825	449
金融庁	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
総務省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法務省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
財務省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
文部科学省 注(3)	一般会計	－	35,156	35,671	32,278	34,226	29,216	7,329	6,342	5,579	2,172
厚生労働省	労働保険特別会計	－	－	1,627	5,393	7,117	8,029	7,458	7,351	7,333	6,724
農林水産省	一般会計	24,205	54,016	56,770	51,368	44,813	42,070	43,035	44,629	46,253	38,188
	東日本大震災復興特別会計	－	－	－	－	－	－	－	2,708	1,040	－
経済産業省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国土交通省	一般会計	50,941	92,252	97,561	91,345	82,825	61,579	45,580	42,504	44,244	37,198
	東日本大震災復興特別会計	－	－	－	－	－	－	－	3,052	937	－
環境省	一般会計	4,871	5,587	6,230	5,084	4,377	2,785	1,960	1,807	1,762	1,515
	計	81,095	155,791	166,047	174,551	169,877	128,622	98,582	102,724	102,396	84,077

- 注(1) 金額は、歳出予算現額（歳出予算額に前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの）を表記している。
- 注(2) 交付金の予算額のうち内閣府から農林水産省、国土交通省及び環境省へ移し替えた額については、各省へ計上している。
- 注(3) 文部科学省の当該予算額については、表記した額（（項）科学技術振興調整費（平成18年度から22年度まで）、（項）科学技術戦略推進費（23、24両年度）及び（項）科学技術・学術政策推進費（目）先導的創造科学技術開発費補助金（25、26両年度））の内数である。このため、各年度の計には計上していない。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

国は、地域再生を総合的かつ効果的に推進するために、認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づいて行う事業に対して、支援措置を適用するなどして地域が行う自主的かつ自立的な取組を支援することとしている。

そして、前記のとおり、17年4月から27年3月までの間における認定地域再生計画数は、1,013認定地方公共団体の1,870計画となっており、支援措置数は、内閣官房等12府省庁の112件となっている。また、地域再生計画の認定が事業実施の要件となつていて支援措置のうち、国の予算措置を伴う支援措置に係る17年度から26年度までの間の内閣官房等12府省庁の予算額は、前記のとおり毎年度多額に上っている。

また、国は、26年11月に創生法を制定し、併せて地域再生法を改正したことなどから、同法に基づく事業の実施は、地方公共団体における地方版総合戦略の着実な

遂行においても重要なものとなっている。

そこで、会計検査院は、内閣官房等12府省庁及び地方公共団体における地域再生法に基づく事業の実施状況等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して横断的に検査を実施した。

ア 地方公共団体は、地域再生計画を作成するに当たって、適切に地域のニーズを把握しているか、地方公共団体間の調整及び連携を適切に行っているか。また、認定地方公共団体は、認定地域再生計画を地域住民等に対し適時に公表しているか。

イ 認定地域再生計画に記載された支援措置の適用を受けた事業は、適切に実施されているか、支援措置は、地方公共団体にとって活用しやすいよう適切に設定されているか。

ウ 交付金事業は、その特徴が十分に生かされ、効果的・効率的かつ弾力的に行われているか。また、支援措置として交付金を記載した認定地域再生計画の計画変更等は適切に行われ、計画に基づいて事業は適切に実施されているか。

エ 認定地域再生計画に設定された目標は達成されているか。また、国と地方公共団体との連携等は十分図られているか。

(2) 検査の対象及び方法

17年度から26年度までの間における認定地方公共団体1,013団体の認定地域再生計画1,870計画のうち、国の予算措置を伴うものなど国の収入支出に係る支援措置を適用して実施した887団体の1,506計画に基づく事業（このうち、国の予算措置を伴う支援措置を適用して実施した事業に係る国の支出額8524億余円）を対象として検査を実施した。また、前記のとおり、支援措置の中には、国の収入支出には直接関わらないものがあるが、地域再生法に基づく事業の実施状況等の全体像を把握するために、このような支援措置を記載するなどした126団体の364計画についても合わせて調査した。

（注3）
そして、地域再生制度を所管する内閣府並びに内閣官房等12府省庁及び13道県において、地域再生法に基づく事業の実施状況等について、関係資料の提出や説明を受けたり、現地の状況を確認したりなどして会計実地検査を行った。また、13道県

（注4）
及び31都府県の計44都道府県（管内1,614市町村。認定地方公共団体927団体。927団体に係る認定地域再生計画1,756計画）から、17年度から26年度までの間における地域再生法に基づく事業の実施状況等に係る資料や調書の提出を受けるなどして、地

域再生計画の作成及び認定状況、事業の実施状況等について検査及び調査を実施した。

なお、東日本大震災により特に甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島各県（管内127市町村。認定地方公共団体86団体。86団体に係る認定地域再生計画114計画）については、内閣府から資料の提出を受けるとともに公表されている資料により分析した。

（注3） 13道県 北海道、秋田、山形、茨城、長野、愛知、三重、島根、岡山、愛媛、高知、福岡、宮崎各県

（注4） 31都府県 東京都、京都、大阪両府、青森、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、岐阜、静岡、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、広島、山口、徳島、香川、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、沖縄各県

3 検査の状況

（1）地域再生計画の作成及び認定状況等

ア 地域再生計画の作成及び認定状況

前記のとおり、地域再生法によれば、地方公共団体は、地域再生計画を作成し内閣総理大臣の認定を申請することができるとされており、内閣総理大臣は、地方公共団体から認定申請があった場合、その内容が認定基準に適合すると認めるときは認定するものとし、また、基準に適合しなくなったと認めるときは認定を取り消すことができるとしている。

そして、内閣府は、基本方針に基づき、原則、年3回、地域再生計画の認定申請を受け付けており、受け付けた地域再生計画について、申請マニュアル（総論）等に基づき、地域再生計画の区域、地域再生を図るために行う事業に関する事項、計画期間、地域再生計画の目標、地域再生計画の名称、達成状況評価に関する事項等が適切に記載されているかを確認し、必要に応じて地方公共団体に対して、記載内容の修正等に関する助言を行うなどしている。また、地域再生計画に支援措置が記載されている場合は、支援措置を所管している府省庁に対して、支援措置に係る同意のための協議を行っている。そして、最終的に記載内容が認定基準に適合すると認めた計画について認定しており、17年度から26年度までの間に1,870計画が内閣総理大臣の認定を受けている。

上記の1,870計画に係る26年度末の状況をみると、計画期間が終了したものは1,425計画、実施中のものは425計画、認定を取り消されたものは20計画となっていて、この20計画の認定の取消しは、全て認定地方公共団体からの申出によるものである。

取消しを申し出た理由をみると、市町村合併に伴い認定地域再生計画を統合することによるものが9計画、経済状況の悪化等により認定地域再生計画に記載した事業の実施が困難となったことによるものが9計画となっていたが、2計画については、事業の実施について地域の同意を得られず、認定の取消しを申し出たものであった。

前記の1,870計画について、年度別の認定数をみると、図表1-1-1のとおり、初年度の17年度が703計画（1,870計画の37.5%）と最も多く、次いで、21年度の256計画（同13.6%）、26年度の204計画（同10.9%）の順となっていた。認定数の推移をみると、全体としては減少傾向となっているものの、21年度は、17年度に認定を受けた計画の計画期間の終了に伴い、これらの計画の後継計画の認定申請が多かったことなどから前年度と比べて増加していた。また、26年度は、21年度に認定を受けた計画の計画期間の終了に伴い、これらの計画の後継計画の認定申請が多かったことなどから前年度と比べて増加していた。

そして、1,870計画について、17年度から21年度まで及び22年度から26年度までの各5年間に分けて年平均認定数をみると、17年度から21年度までの5年間の認定数は計1,365計画で年平均認定数は273計画となっていたが、22年度から26年度までの5年間の認定数は計505計画で年平均認定数は101計画となっていて、前半の5年間に比べて後半の5年間は大幅に減少していた。

また、都道府県別の認定数をみると、域内の市町村数が最も多い北海道の81計画（1,870計画の4.3%）、次いで、市町村数が2番目に多い長野県の79計画（同4.2%）の順に多くなっており、東京都の8計画（同0.4%）が最も少なかった。このほか、都道府県をまたいだ計画は4計画（同0.2%）となっていた。

図表1-1-1 年度別及び都道府県別の地域再生計画認定数（平成17年度～26年度）

(単位：団体、計画)

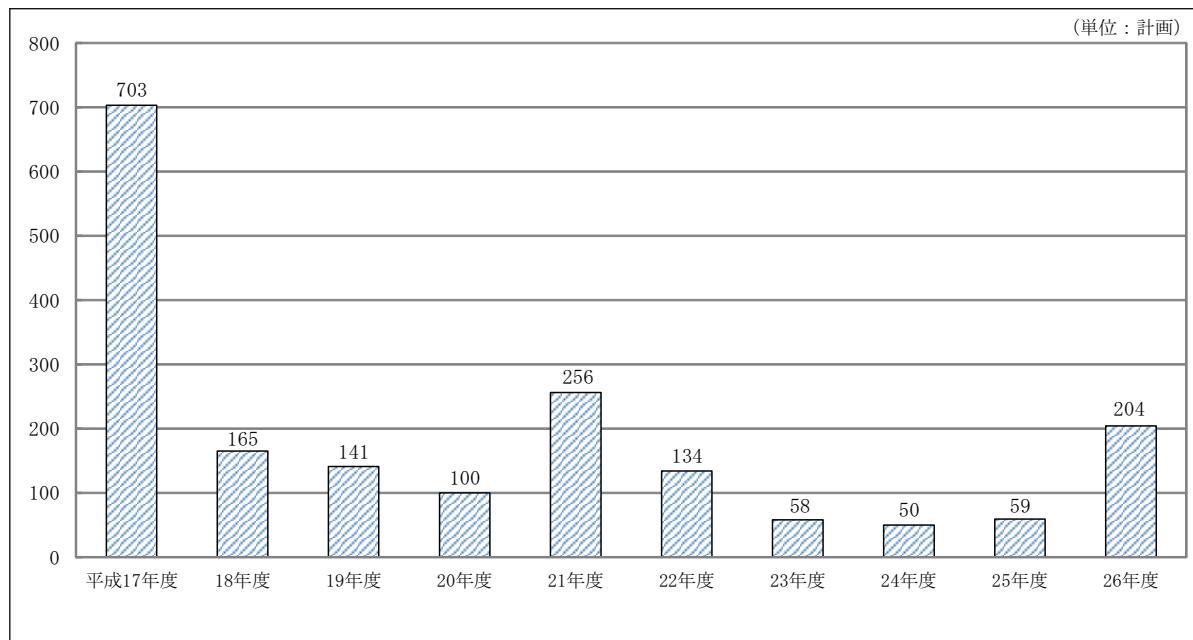
都道府県名	管内市町村数	地域再生計画の認定年度										計
		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
北海道	179	10	13	19	7	6	5	5	3	2	11	81
青森県	40	13	3	5	5	6	7	2	1	4	3	49
岩手県	33	28	4	2	3	7	4	1	—	—	2	51
宮城県	35	14	1	1	2	3	2	—	1	1	1	26
秋田県	25	12	8	4	2	4	1	1	2	—	2	36
山形県	35	11	2	—	3	4	5	3	4	6	3	41
福島県	59	15	2	2	3	4	6	1	1	—	3	37
茨城県	44	26	3	4	4	5	—	1	—	4	4	51
栃木県	25	24	3	1	—	7	6	—	—	1	6	48
群馬県	35	29	—	2	1	9	5	—	—	—	5	51
埼玉県	63	13	5	2	1	3	4	1	—	—	3	32
千葉県	54	10	2	1	1	2	—	1	1	2	3	23
東京都	62	4	—	2	1	—	1	—	—	—	—	8
神奈川県	33	10	4	1	1	5	—	1	—	—	1	23
新潟県	30	15	5	5	1	5	1	1	1	—	6	40
富山県	15	8	2	—	—	3	—	—	1	1	3	18
石川県	19	15	4	5	2	6	2	2	—	1	6	43
福井県	17	16	4	1	3	6	—	—	—	—	3	33
山梨県	27	18	2	1	2	9	2	—	—	2	8	44
長野県	77	35	8	4	1	12	4	2	—	1	12	79
岐阜県	42	12	1	—	2	6	4	—	1	—	6	32
静岡県	35	21	2	4	2	6	2	—	1	1	4	43
愛知県	54	25	6	6	—	9	2	3	—	—	11	62
三重県	29	21	3	3	—	9	3	1	1	—	8	49
滋賀県	19	7	5	1	—	2	2	—	1	—	1	19
京都府	26	9	1	1	2	5	4	1	1	—	5	29
大阪府	43	10	4	3	—	—	1	1	1	—	1	21
兵庫県	41	15	6	8	1	4	4	2	—	1	4	45
奈良県	39	8	2	2	2	3	3	—	—	—	3	23
和歌山県	30	14	4	—	1	3	1	1	—	—	2	26
鳥取県	19	10	—	—	2	1	1	2	1	—	4	21
島根県	19	21	2	2	3	12	3	3	1	2	4	53
岡山県	27	24	3	5	2	11	5	2	3	—	9	64
広島県	23	11	4	1	—	7	1	—	1	1	7	33
山口県	19	10	1	2	1	2	2	4	3	—	—	25
徳島県	24	12	—	4	1	4	6	1	2	1	4	35
香川県	17	3	2	—	1	—	2	—	—	1	—	9
愛媛県	20	12	6	5	3	10	1	2	2	1	7	49
高知県	34	12	5	6	10	6	7	2	4	5	2	59
福岡県	60	19	6	6	1	8	2	1	2	3	7	55
佐賀県	20	18	4	1	2	7	2	—	—	1	5	40
長崎県	21	12	2	5	2	2	1	—	1	4	1	30
熊本県	45	19	6	2	—	6	6	3	—	3	5	50
大分県	18	17	3	1	1	7	2	3	—	2	3	39
宮崎県	26	20	—	3	4	9	4	1	2	4	8	55
鹿児島県	43	14	5	2	8	8	6	2	2	1	7	55
沖縄県	41	1	7	4	6	3	2	1	4	3	—	31
その他 注(1)	—	—	—	2	—	—	—	—	1	—	1	4
計	1,741	703	165	141	100	256	134	58	50	59	204	1,870
(構成比)		(37.5%)	(8.8%)	(7.5%)	(5.3%)	(13.6%)	(7.1%)	(3.1%)	(2.6%)	(3.1%)	(10.9%)	(100%)

注(1) その他は、都道府県をまたいだ複数の認定地方公共団体が作成主体となっている地域再生計画である。

注(2) 地方公共団体別の地域再生計画の一覧については、別表3を参照。

注(3) 管内市町村数は平成26年度末現在の団体数である。

図表1-1-2 年度別の地域再生計画認定数の推移（平成17年度～26年度）



前記の1,870計画について、作成主体となっている認定地方公共団体の構成をみると、図表1-2のとおり、一つの市町村が作成主体となっているものが1,104計画（1,870計画の59.0%）と最も多く、都道府県と市町村が共同で作成主体となっているものが647計画（同34.5%）、一つの都道府県が作成主体となっているものが96計画（同5.1%）などとなっていた。都道府県と市町村が共同で作成主体となっている647計画の中には、複数の都道府県と複数の市町村が共同で作成主体となっているものも1計画見受けられた。

図表1-2 作成主体となっている認定地方公共団体の構成

区分	計画数	作成主体の区分					
		一つの都道府県が作成主体となっている	複数の都道府県が共同で作成主体となっている	都道府県と市町村が共同で作成主体となっている	一つの市町村が作成主体となっている	複数の市町村が共同で作成主体となっている	一部事務組合が都道府県又は市町村と共同で作成主体となっている
認定地域再生計画	1,870	96	2	647	1,104	19	2
(構成比)	(100%)	(5.1%)	(0.1%)	(34.5%)	(59.0%)	(1.0%)	(0.1%)

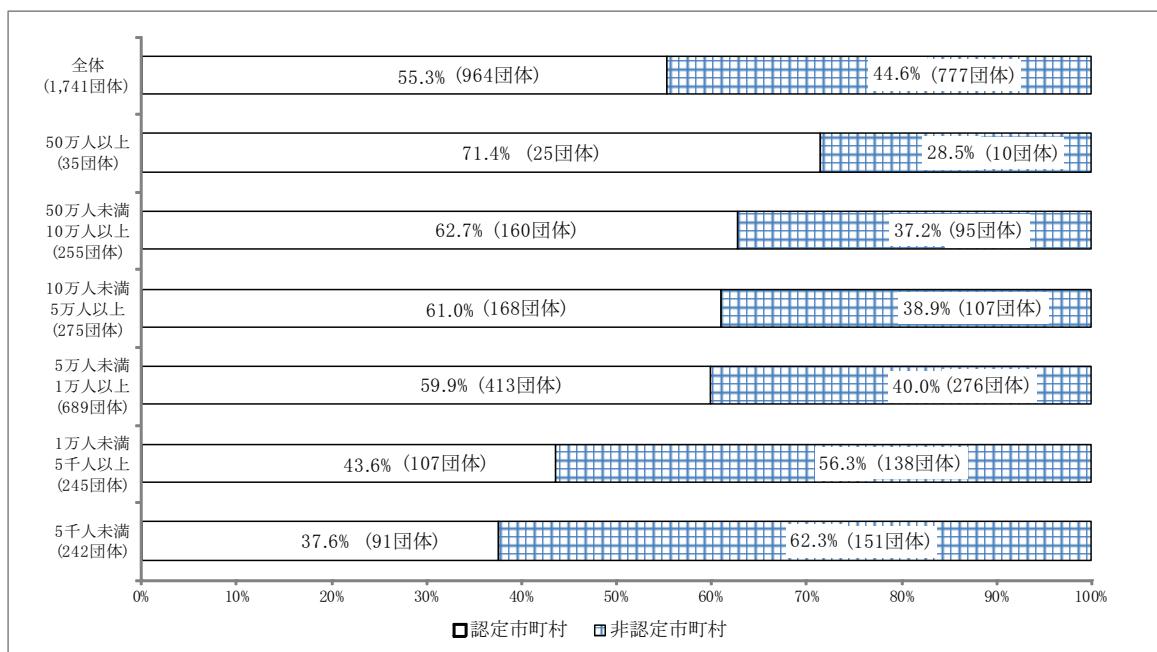
イ 人口規模別等にみた地方公共団体の地域再生計画の作成状況

全国の地方公共団体において、近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化が起こり、様々な課題が生じている。このような社

会経済情勢の変化を背景として、過疎化が進んでいる地域や厳しい経済状況に置かれている地域においては、地域再生が地域の喫緊の課題となっている。一方、地域再生計画は、地域が自主的かつ自立的に取り組むものであることから、地域再生計画を作成するかどうかは、地方公共団体の判断に委ねられている。

そこで、26年度末現在の全国の市町村1,741団体について、26年1月1日現在の人口規模別に地域再生計画の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）及び地域再生計画を作成していない市町村（以下「非認定市町村」という。）の割合をみると、図表1-3のとおり、全国の市町村の半数以上が認定市町村となっているものの、人口規模が1万人未満の市町村では、認定市町村よりも非認定市町村の割合が高くなっていて、地域再生が喫緊の課題であると考えられる人口規模が小さい市町村ほど認定市町村となっている割合が低くなっていた。

図表1-3 人口規模別にみた認定市町村及び非認定市町村の割合

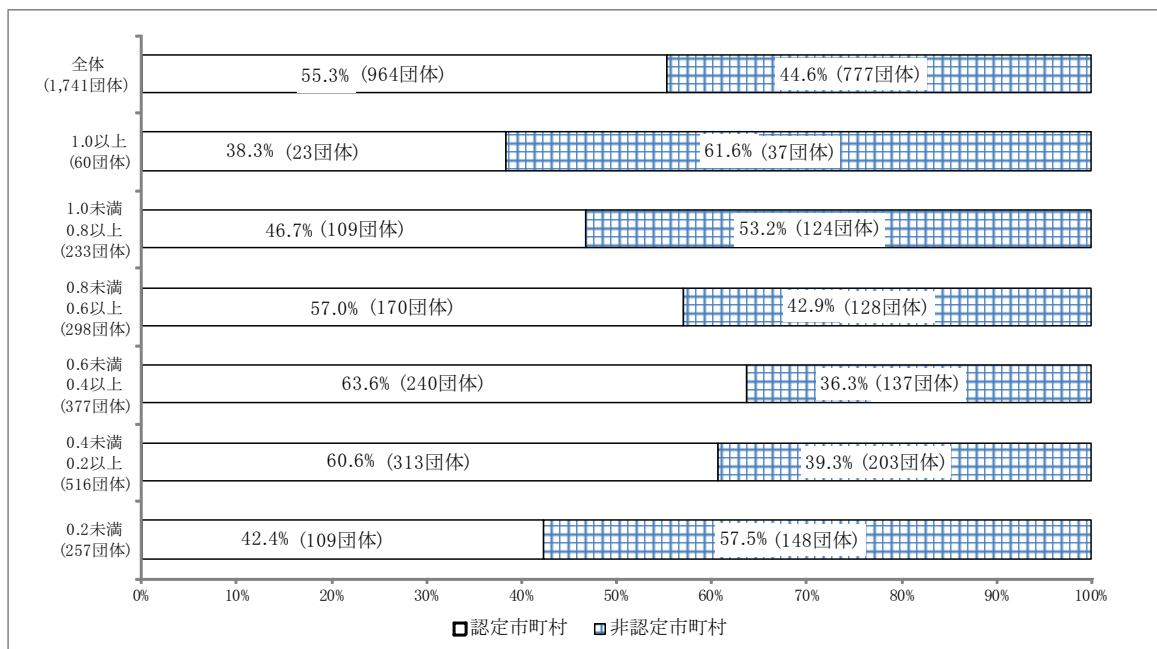


(注5)

また、1,741団体について、25年度の財政力指数別に認定市町村及び非認定市町村の割合をみると、図表1-4のとおり、財政力指数が0.2未満と低い市町村及び0.8以上となっている市町村は、認定市町村となっている割合が低くなっていた。

(注5) 財政力指数 地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるとされている。

図表1-4 財政力指数別にみた認定市町村及び非認定市町村の割合



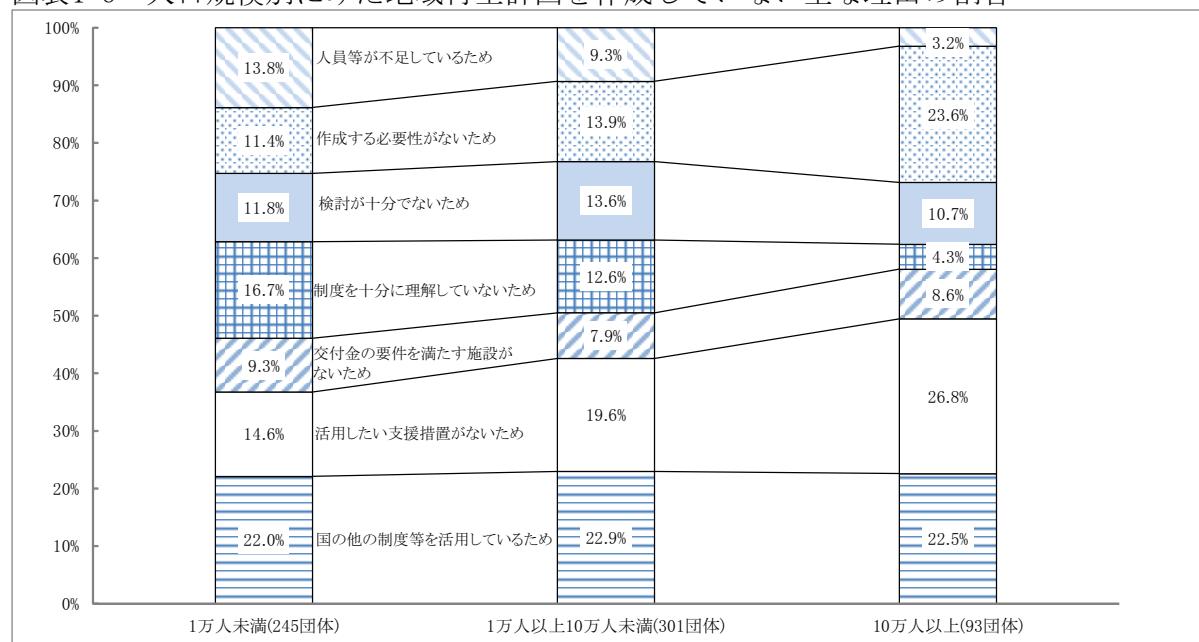
非認定市町村777団体のうち調書の対象とした44都道府県管内の733団体に対して地域再生計画を作成していない主な理由について調査したところ、666団体から回答があった。666団体が地域再生計画を作成していない主な理由をみると、図表1-5のとおり、地域再生制度に係る理由を挙げているものが319団体（666団体の47.8%）となっており、このうち地域再生計画の作成を必要としない他の制度等を活用しているためとしているものが144団体（同21.6%）、活用したい支援措置がないためとしているものが120団体（同18.0%）、一体的に整備する複数の施設がないなど交付金の要件を満たす施設がないためとしているものが55団体（同8.2%）となっていた。また、非認定市町村の事情に係る理由を挙げているものが320団体（同48.0%）となっており、このうち地域再生制度を十分に理解していないためとしているものが83団体（同12.4%）、地域再生計画の作成に関して検討が十分でないためとしているものが80団体（同12.0%）、地域再生計画を実施するための人員等が不足しているためとしているものが65団体（同9.7%）となっていた。

図表1-5 地域再生計画を作成していない主な理由

区分	団体数 (A)	地域再生計画を作成していない主な理由										(単位：団体)	
		地域再生制度に係る理由(B)					非認定市町村の事情に係る理由(C)						
		地域再生計画の作成が必要としない他の制度等を活用しているため(E)	活用したい支援措置がないため(F)	交付金の要件を満たす施設がないため(G)	地域再生制度を十分に理解していないため(H)	地域再生計画の作成に関して検討が十分でないため(I)	地域再生計画を実施するための人員等が不足しているため(J)	ニーズがないなど作成する必要性がないため(K)	その他(D)				
非認定市町村	666	319 (B) / (A) (100%)	144 (E) / (A) (47.8%)	120 (F) / (A) (21.6%)	55 (G) / (A) (18.0%)	320 (H) / (A) (8.2%)	83 (I) / (A) (48.0%)	80 (J) / (A) (12.4%)	65 (K) / (A) (12.0%)	92 (D) / (A) (9.7%)	27 (13.8%)	27 (4.0%)	
(構成比)													

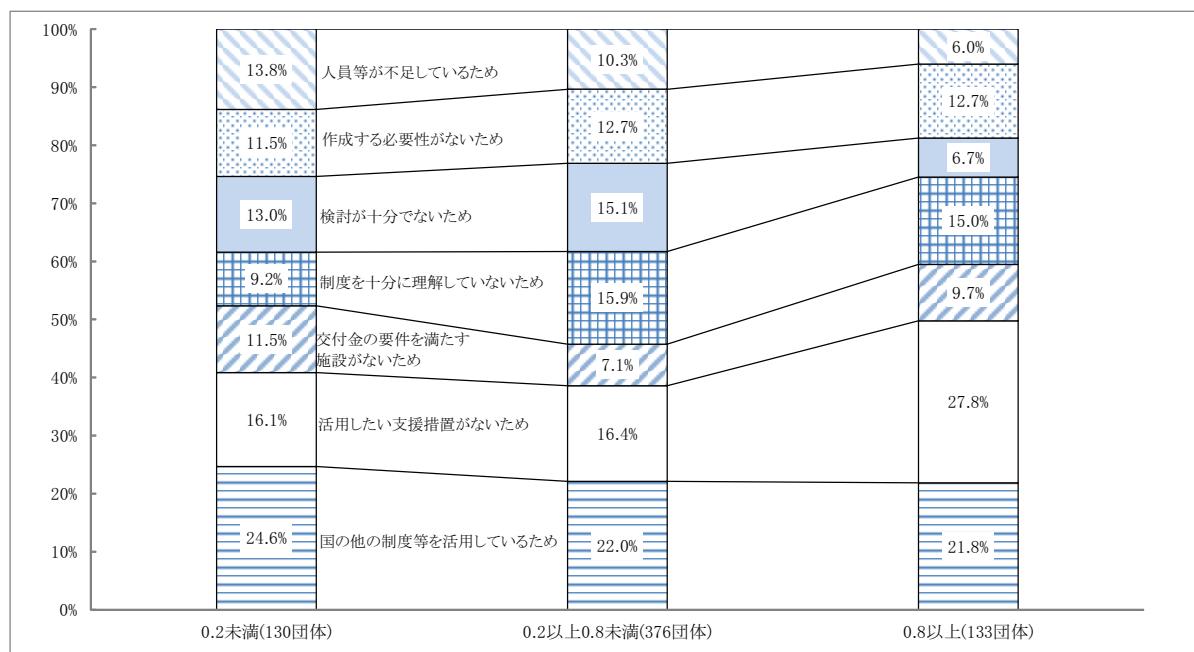
上記666団体から地域再生計画を作成していない主な理由がその他である27団体を除く639団体について、人口規模別に地域再生計画を作成していない主な理由をみると、図表1-6のとおり、人口規模が小さい市町村ほど、人員等が不足しているためや、制度を十分に理解していないためとしている割合が高くなっていた。

図表1-6 人口規模別にみた地域再生計画を作成していない主な理由の割合



また、財政力指数別に地域再生計画を作成していない主な理由をみると、図表1-7のとおり、財政力指数が低い市町村ほど、人員等が不足しているためとしている割合が高くなっていた。

図表1-7 財政力指数別にみた地域再生計画を作成していない主な理由の割合



前記のとおり、人口規模が小さい市町村及び財政力指数が低い市町村は、認定市町村となっている割合が低くなっている、地域再生計画を作成していない主な理由は、人口規模が小さいほど、また、財政力指数が低いほど、人員等が不足しているためとしている割合が高くなっていた。

ウ 地域のニーズの把握状況

申請マニュアル（総論）によれば、地域の創意工夫をこらした自主的かつ自立的な取組を推進する観点から、地方公共団体が地域再生計画を作成する際には、地域の民間企業やN P O等を通じて、地域のニーズを十分把握し、反映するように努めることが望まれるとされている。

そこで、調書の対象とした1,756計画に係る地域再生計画の作成に際しての地域のニーズの把握状況をみると、図表1-8のとおり、地域のニーズを把握していないとしているものが157計画（1,756計画の8.9%）となっており、これらの地域再生計画に基づく事業の実施については、地域のニーズを反映した自主的かつ自立的な取組を推進することとはならないことが懸念される。

図表1-8 地域再生計画の作成に際しての地域のニーズの把握状況

区分	計画数 (A)	地域のニーズを把握している(B)			地域のニーズを把握していない (C)	不明 (D)		
		ニーズの把握方法						
		地域再生計画の作成過程において地域のニーズを調査(E) (B) / (A)	地域再生計画の作成過程以外において地域のニーズを調査(F) (E) / (A)					
認定地域再生計画	1,756	1,590	282	1,308	157	9		
(構成比)	(100%)	(90.5%)	(16.0%)	(74.4%)	(8.9%)	(0.5%)		

エ 地方公共団体間の調整及び連携

地域再生法によれば、地域再生計画には、地域再生計画の区域を記載するものとされている。そして、申請マニュアル（総論）によれば、地域再生計画の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、計画の作成主体である地方公共団体の区域にこだわることなく、計画の内容や支援措置の特性に応じて、任意に設定できるとされている。

また、内閣府は、地方公共団体が申請する地域再生計画は、対象区域に関する地方公共団体間で合意形成された後に申請されるものであるとしている。そして、1,756計画のうち、対象区域に作成主体以外の地方公共団体が含まれているものは102計画となっていた。

そこで、上記の102計画について、対象区域に含まれている地方公共団体が作成主体となっていない主な理由をみると、図表1-9のとおり、作成主体が、地域再生計画の作成段階において、該当する地方公共団体と調整を行わなかつたためとしたものが16計画（102計画の15.6%）となっていた。

図表1-9 対象区域に含まれている地方公共団体が作成主体となっていない主な理由

区分	計画数	対象区域に含まれている地方公共団体が作成主体となっていない主な理由			(都道府県が作成主体となっており、都道府県の全域又は一部の区域を対象とした計画であるため)
		該当する地方公共団体と調整を行わなかつたため	該当する地方公共団体と調整を行つた結果であるため	都道府県が作成主体となっており、都道府県の全域又は一部の区域を対象とした計画であるため	
対象区域に作成主体以外の地方公共団体が含まれている認定地域再生計画	102	16	51	35	
(構成比)	(100%)	(15.6%)	(50.0%)	(34.3%)	

作成主体が、地域再生計画の作成段階において、対象区域に含まれている地方公

共団体と調整を行っていない事例及び行っている事例を示すと次のとおりである。

<事例1-1> 対象区域に含まれている地方公共団体と調整を行っていないもの

都道府県名	作成主体	計画名	計画期間	支援措置名	事業費（うち国の支出額）
三重県	三重県、津市	伊勢湾内のイカナゴ漁を守る、安心安全、活気あるみなとづくり	平成19～23年度	交付金（港整備交付金）	8億1213万余円（3億3392万余円）

三重県及び津市は、港整備交付金を活用して地方港湾の白子港及び千代崎港（県事業）と白塚漁港（津市事業）とを一体的に整備するなどとする地域再生計画の認定を受けており、対象区域を津市及び鈴鹿市の一部としている。
検査したところ、県は、地域再生計画において県事業として整備する予定である港湾施設（白子港及び千代崎港）が津市と隣接する鈴鹿市に所在していることから、当該地域再生計画が鈴鹿市の地域再生にも資するとして対象区域に鈴鹿市を含めていた。しかし、県は、当該地域再生計画の作成に当たり対象区域に鈴鹿市を含めることについて、鈴鹿市と調整を行っていなかった。

<参考事例1-1> 対象区域に含まれている地方公共団体と調整を行っているもの

都道府県名	作成主体	計画名	計画期間	支援措置名	事業費（うち国の支出額）
岡山県	岡山県、備前市、赤磐市、和気郡和気町	東備地域の資源を活用した都市と農村の交流促進計画	平成23～28年度	交付金（道整備交付金）	35億5300万円（17億7650万円）

岡山県、備前市、赤磐市及び和気町（以下「県及び3市町」という。）は、道整備交付金を活用して広域農道（県事業）と赤磐市道とを一体的に整備するなどとする地域再生計画の認定を受けており、対象区域を備前市、赤磐市及び和気町の全域としている。
検査したところ、県及び3市町は、市道整備を実施するのは赤磐市のみであるが、広域農道の整備区域には赤磐市のほか備前市及び和気町を含んでおり、備前市及び和気町の地域再生にも資することから、県及び3市町において調整を行い、地域再生計画に基づく事業の実施について連携を図ることとして共同で地域再生計画を作成した。そして、当該地域再生計画に支援措置として道整備交付金を記載するのに加え、県及び3市町が行う単独事業等も記載するなど、県及び3市町が相互に連携して、交付金事業とこれらの事業とを総合的・一体的に行うこととした。

このため、県及び3市町は、地域再生計画の目標として、広域農道及び赤磐市道の整備による交通アクセスの改善等のほか、備前市及び和気町の観光人口の増加等を設定していて、広域農道を中心とした幅広い区域における地域再生を推進していた。

オ 認定地域再生計画の公表状況等

内閣府は、基本方針に基づいて、全ての認定地域再生計画を内閣府のホームページで公表している。一方、基本方針、申請マニュアル（総論）等において、認定地方公共団体が認定地域再生計画を公表する必要があるとはしていない。

他方、前記のとおり、基本方針において、地域再生の推進により実現すべき目標の一つとして、地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ることとされている。また、認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づく事業を円滑に実施するためには、地域住民の理解と協力が必要であることなどから、認定地域再生計画を自ら公表して地域住民により分かりやすくその内容を周知することが重要である。

そこで、調書の対象とした1,756計画から、26年度末に認定を受けて間もない169計画を除いた1,587計画について、認定地方公共団体における公表状況をみると、図表1-10のとおり、作成主体である認定地方公共団体において自らは公表していないとしているものは761計画（1,587計画の47.9%）、過去の資料等が残っておらず公表状況が不明であるとしているものは14計画（同0.8%）となっていた。

図表1-10 認定地方公共団体における認定地域再生計画の公表状況

（単位：計画）

区分	計画数	認定地域再生計画の公表状況		
		公表している	公表していない	不明
認定地域再生計画	1,587	812	761	14
(構成比)	(100%)	(51.1%)	(47.9%)	(0.8%)

また、認定地域再生計画を自らは公表していない主な理由をみると、図表1-11のとおり、認定地域再生計画の実施内容について公表する必要がないと考えたためとしているものが260計画（761計画の34.1%）、次いで基本方針等において公表することとなっていないためとしているものが231計画（同30.3%）等となっていた。

図表1-11 認定地方公共団体が認定地域再生計画を自らは公表していない主な理由

区分	計画数	公表していない主な理由					
		地域再生計画の実施内容について公表する必要がないと考えたため	基本方針等において公表することとなっていたため	公表する予定であったが失念したため	内閣府等のホームページにおいて公表されているため	今後公表する予定であったため	その他
公表していない認定地域再生計画	761	260	231	24	76	122	48
(構成比)	(100%)	(34.1%)	(30.3%)	(3.1%)	(9.9%)	(16.0%)	(6.3%)

(2) 支援措置の適用を受けた事業の実施状況等

ア 予算措置を伴う支援措置の適用を受けて実施した事業に係る国の支出額等

(ア) 支援措置の分類

17年度から26年度までの間の支援措置112件については、次の4種類に分類することができる（図表2-1参照）。

- ① 予算措置を伴うもの 92件（うち26年度末現在における支援措置21件）
国の予算措置を伴う補助事業、利子補給金事業、委託事業、請負事業等（以下「補助事業等」という。）の実施による支援、また、補助事業等の採択や選定に当たり一定の配慮をするなどの支援を受けられるもの
- ② 財政上の優遇措置 9件（同4件）
課税の特例や地方債の起債対象が拡大するなどの財政上の優遇措置による支援を受けられるもの
- ③ 規制の緩和 4件（同4件）
法令等の特例措置や規制の緩和による支援を受けられるもの
- ④ その他 7件（同5件）
①、②及び③以外の支援を受けられるもの

図表2-1 支援措置の分類別件数

(単位：件)

区分	支援措置の分類						その他 うち、地域再生計画の認定を受けることが事業実施の要件となっているもの 7 (5)
	計	予算措置を伴うもの うち、地域再生計画の認定を受けることが事業実施の要件となっているもの 34 (19)	財政上の優遇措置 うち、地域再生計画の認定を受けることが事業実施の要件となっているもの 92 (21)	規制の緩和 うち、地域再生計画の認定を受けることが事業実施の要件となっているもの 15 (6)	うち、地域再生計画の認定を受けることが事業実施の要件となっているもの 9 (4)	うち、地域再生計画の認定を受けることが事業実施の要件となっているもの 8 (4)	
	支援措置	112 (34)	92 (21)	15 (6)	9 (4)	4 (4)	4 (4)

(注) 括弧内は支援措置のうち平成26年度末現在の支援措置の件数で内数である。

(イ) 予算措置を伴う支援措置の適用を受けて実施した事業に係る国の支出額

検査の対象とした1,506計画のうち、予算措置を伴う支援措置が記載されていたものは1,446計画となっていた。認定地方公共団体等が、1,446計画において、予算措置を伴う支援措置の適用を受けて実施した事業に係る国の支出額をみると、図表2-2のとおり、総額で8524億余円となっていた。年度別の国の支出額の推移をみると、認定数が最多となっていた17年度に認定された地域再生計画の計画期間である18年度から21年度までの間の国の支出額が多くなっており、その後、認定数の減少に伴い国の支出額も減少していた。国の支出額を府省庁別にみると、国土交通省の計4771億余円（8524億余円の55.9%）が最も多く、農林水産省が計3039億余円（同35.6%）、環境省が計305億余円（同3.5%）と上位となっていた、地域再生計画の認定が事業実施の要件となっている交付金を所管している上記の3省の支出額が多くなっていた。また、地域再生計画の認定が事業実施の要件となっている「実践型地域雇用創造事業」等を所管している厚生労働省が計294億余円（同3.4%）となっていた。

図表2-2 予算措置を伴う支援措置の適用を受けて実施した事業に係る国の支出額
(平成17年度～26年度)

(単位：百万円)

府省名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
内閣府	43	44	42	41	50	12	15	9	273	58	590
財務省	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
文部科学省	169	641	977	1,512	1,800	1,952	1,441	1,054	588	114	10,254
厚生労働省	1,012	1,979	674	1,831	3,318	3,104	4,779	4,680	4,966	3,129	29,477
農林水産省	19,353	39,919	39,504	36,637	32,740	31,581	27,090	31,901	26,355	18,860	303,945
経済産業省	-	-	84	248	59	70	-	-	-	-	463
国土交通省	42,614	71,363	72,209	70,129	64,273	46,940	28,986	33,905	27,035	19,707	477,167
環境省	4,769	4,928	4,557	4,214	3,233	2,272	1,838	2,151	1,521	1,097	30,583
計	67,971	118,876	118,051	114,616	105,476	85,934	64,151	73,702	60,740	42,969	852,489

(注) 岩手、宮城、福島各県に係る国の支出額は除いている。

上記8府省の支出額を支援措置別にみると、図表2-3のとおり、農林水産省、国

土交通省及び環境省所管の交付金が計8089億余円（8524億余円の94.8%）と最も多く、次いで、厚生労働省所管の「実践型地域雇用創造事業」が計116億余円（同1.3%）、同省所管の「地域雇用創造推進事業」が計107億余円（同1.2%）、文部科学省所管の「科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム」が計91億余円（同1.0%）等となっていた。

図表2-3 支援措置別の国の支出額（平成17年度～26年度）

法定措置又は連動施策		支援措置名	府省名	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
法定措置	地域再生基盤強化交付金	農林水産省	内閣府	19,353	39,889	39,446	36,408	31,604	30,564	27,007	31,898	26,351	18,821	301,345
		国土交通省		42,614	71,363	72,209	70,098	64,238	46,915	28,958	33,899	27,026	19,707	477,032
		環境省		4,769	4,928	4,557	4,214	3,233	2,272	1,838	2,151	1,521	1,097	30,583
		3省計		66,737	116,181	116,213	110,721	99,076	79,752	57,803	67,949	54,899	39,626	808,961
連動施策	地域再生支援利子補給金	内閣府		-	-	-	-	-	-	-	1	24	31	56
	科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム	文部科学省		-	428	744	1,290	1,635	1,883	1,441	1,054	588	114	9,181
	実践型地域雇用創造事業			-	-	-	-	-	-	3,816	4,656	3,129	11,603	
	地域雇用創造推進事業			-	-	635	1,790	3,129	1,930	3,227	-	-	-	10,713
	地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）	厚生労働省		1,012	1,910	-	-	-	-	-	-	-	-	2,922
	地域雇用創造実現事業			-	-	-	-	155	1,127	1,508	842	309	-	3,942
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省		-	-	-	194	344	763	35	-	-	1	1,339
その他26件			-	222	356	457	620	1,135	476	135	38	262	66	3,770
計				67,971	118,876	118,051	114,616	105,476	85,934	64,151	73,702	60,740	42,969	852,489

(注) 岩手、宮城、福島各県に係る国の支出額は除いている。

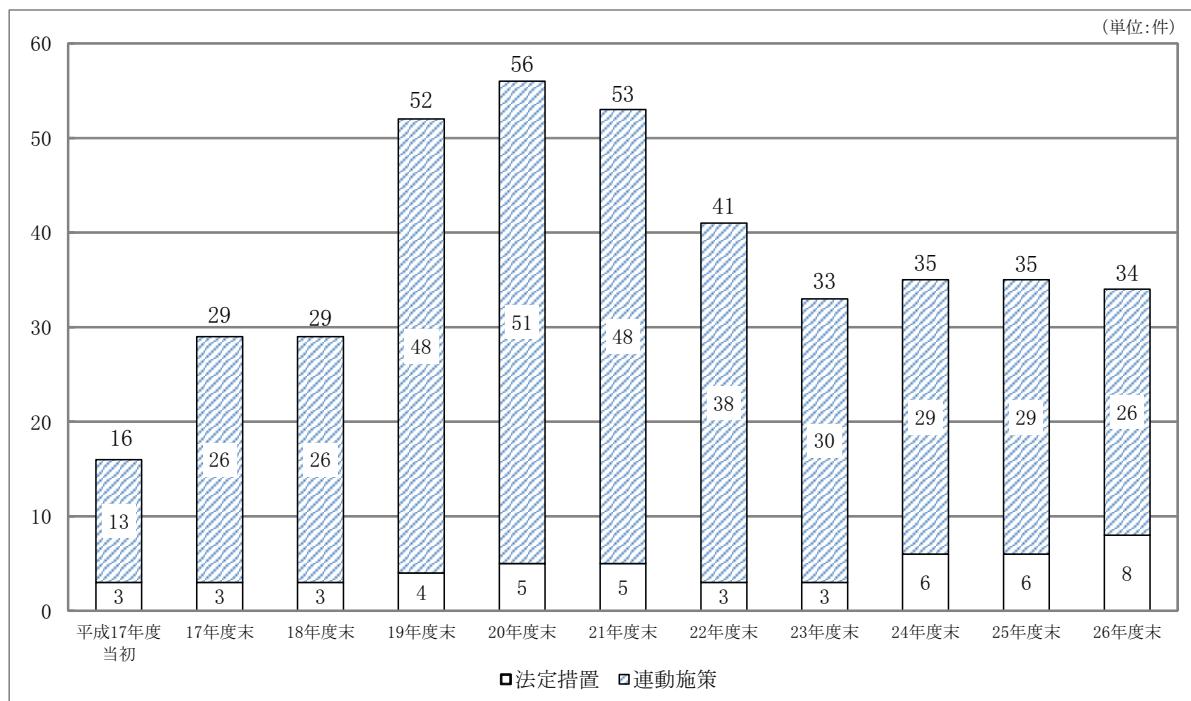
イ 支援措置数の推移の状況

国は、地域の自主的・自立的な取組である認定地方公共団体における認定地域再生計画に基づく事業の実施を支援するために、地域のニーズを踏まえて支援措置のメニューを整備するとしている。そして、内閣府は、定期的に支援措置の見直しを行っており、支援措置のうち連動施策については、毎年度、当初予算の成立時期に併せて各府省庁に対して見直し作業を依頼して、各府省庁から提出された資料を基に連動施策の追加、廃止等を行っている。

17年度から26年度までの間における支援措置数の推移をみると、図表2-4のとおり、地域再生制度が創設された17年度当初は16件であった。そして、7プログラムの作成に伴い、19年度末では52件、20年度末では56件と増加したものの、26年度末現在で

は34件まで減少している。

図表2-4 支援措置数の推移（平成17年度～26年度）



また、17年度の地域再生制度創設当初から26年度末までの支援措置数を所管府省庁別にみると、図表2-5のとおり、最も多いのは農林水産省の計36件となっており、年度別では、19年度末及び21年度末の16件が最も多くなっていて、26年度末現在では11件となっている。次いで多いのは経済産業省の計18件となっており、年度別では、20年度末では9件であったが、26年度末現在では3件と減少している。文部科学省は計11件となっており、19年度末では7件であったが、26年度末現在では「社会システム改革と研究開発の一体的推進「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム」の1件となっている。ただし、当該事業の新規受付は行っていないことから、26年度末現在における文部科学省所管の支援措置は実質的でない状況となっている。

図表2-5 年度別及び所管府省庁別支援措置数の推移（平成17年度～26年度）

府省庁名	平成17年度当初	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	(単位：件)
												府省庁別計
内閣官房	-	-	-	1 (1)	1 (1)	1 (1)	-	-	-	-	-	1 (1)
内閣府	4 (2)	4 (2)	4 (2)	5 (3)	7 (4)	8 (4)	5 (2)	5 (2)	9 (5)	9 (5)	10 (6)	16 (9)
金融庁	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
総務省	5	7	7	5	5	4	4	4	5 (1)	5 (1)	5 (1)	9 (1)
法務省	-	-	-	2	2	2	2	2	2	2	2	2
財務省	3	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	5
文部科学省	1	5	5	7	5	5	3	3	2	2	1	11
厚生労働省	4	5	5	6	7	8	8	7	6	5	5	12
農林水産省	3 (1)	4 (1)	4 (1)	16 (1)	15 (1)	16 (1)	12 (1)	8 (1)	8 (1)	10 (1)	11 (2)	36 (2)
経済産業省	2	5	5	7	9	8	7	5	5	4	3 (1)	18 (1)
国土交通省	3 (1)	5 (1)	5 (1)	9 (1)	10 (1)	10 (1)	7 (1)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	15 (1)
環境省	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	5 (1)	4 (1)	4 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	5 (1)
全府省庁	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
年度別計	16 (3)	29 (3)	29 (3)	52 (4)	56 (5)	53 (5)	41 (3)	33 (3)	35 (6)	35 (6)	34 (8)	112 (10)

注(1) 括弧内は支援措置のうち法定措置の数で内数である。

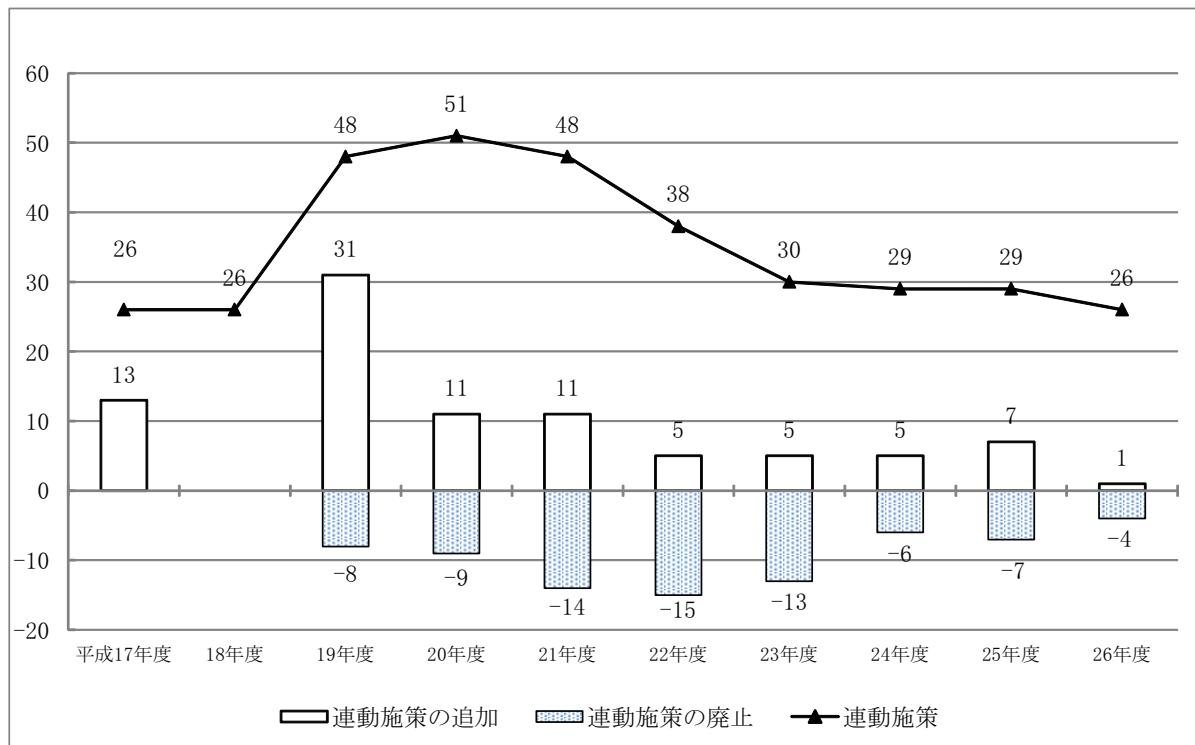
注(2) 一つの支援措置に対して所管する府省庁が複数あるものがあるため合計しても112件にはならない。

支援措置のうち、連動施策の追加及び廃止の状況をみると、図表2-6-1のとおり、17年度から26年度までの間に新たに追加した連動施策は89件となっていて、廃止した連動施策は76件となっていた。そして、17年度は廃止した連動施策はなく、19、20両年度は追加した件数が廃止した件数を上回っていて、連動施策の件数は増加していたが、21年度以降は25年度を除く各年度において廃止した件数が追加した件数を上回っていた（図表2-6-2参照）。

図表2-6-1 連動施策の追加及び廃止の状況（平成17年度～26年度）

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(単位：件)
											計
連動施策の追加	13	-	31	11	11	5	5	5	7	1	89
連動施策の廃止	-	-	8	9	14	15	13	6	7	4	76

図表2-6-2 連動施策の件数の推移（平成17年度～26年度）



(注) 連動施策の件数は各年度末の件数である。

17年度から26年度までの間に追加した89件のうち、62件は、7プログラムの作成や地域再生法の改正等に伴い、地域の活性化に資する事業として新規に追加したものとなっていた。また、27件は、既に連動施策としていた事業が整理・統合され、当該事業を引き継いだものであった。そして、新規に追加した62件の追加年度についてみると、20年度以前に追加した連動施策は50件、21年度以降に追加した連動施策は12件となっていた。このように、近年、新規に追加する連動施策が減少している一方で、19、20両年度に7プログラムの作成に伴い連動施策となった各事業が終了したことが、20年度末には56件あった支援措置が、26年度末には34件まで減少している原因となっていた。

ウ 支援措置と地域再生計画との関係等

支援措置は、支援措置ごとに地域再生計画との関係や配慮の内容が異なることから、内閣府は、地域再生計画の認定を申請しようとする地方公共団体に対して、認定地方公共団体が受けられる支援の内容等について、支援措置ごとに、基本方針、申請マニュアル（各論）、手引等において記載して紹介している。

前記のとおり、支援措置は、地域再生計画の認定を受けることを事業実施の要件

としている支援措置と、地域再生計画の認定を受けることにより事業の採択や選定に当たり一定の配慮をする支援措置とに分類することができる（図表2-7参照）。このうち、一定の配慮をする支援措置は63件となっていて、その配慮の内容をみると、認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づいて事業の採択申請をした場合、所管府省庁において事業採択に当たり採点ポイントを加算するものが23件、事業採択等に当たり地域再生計画の認定を受けている旨を審査委員に周知するなどポイント加算以外の配慮をするものが40件となっていた。

図表2-7 支援措置と地域再生計画との関係による分類

区分	件数 (A)	支援措置と地域再生計画との関係による分類					(単位：件)	
		事業実施の要件としているもの(B) (B) / (A)	事業の採択や選定に当たり一定の配慮をするもの(C) (C) / (A)		その他(D) (D) / (A)			
			採点ポイントを加算するもの(E) (E) / (A)	ポイント加算以外の配慮をするもの(F) (F) / (A)				
支援措置	112 (34)	34 (19)	63 (11)	23 (6)	40 (5)	15 (4)		
(構成比)	(100%)	(30.3%)	(56.2%)	(20.5%)	(35.7%)	(13.3%)		

(注) 括弧内は支援措置のうち平成26年度末現在の支援措置の件数で内数である。

また、112件の支援措置について、内閣府が申請マニュアル（各論）等で紹介している以外の、支援措置の所管府省庁による地域再生計画との関係及び配慮の内容の周知の状況をみると、図表2-8のとおり、周知していないものは17件（112件の15.1%）となっていた。

図表2-8 支援措置と地域再生計画との関係及び配慮の内容の周知状況

区分	支援措置の分類							(単位：件)		
	計	実施要綱等に記載して周知している	説明会等の際の資料に記載して周知している		周知していない	その他				
			うち、地域再生計画の認定を受けることが事業実施の要件となっているもの	うち、地域再生計画の認定を受けることが事業実施の要件となっているもの		うち、地域再生計画の認定を受けることが事業実施の要件となっているもの	うち、地域再生計画の認定を受けることが事業実施の要件となっているもの			
支援措置	112 (34)	34 (19)	79 (24)	28 (15)	6 (1)	-	17 (6)	6 (4)	10 (3)	-

(注) 括弧内は支援措置のうち平成26年度末現在の支援措置の件数で内数である。

そして、所管府省庁において地域再生計画との関係を周知していない17件の支援措置のうち、地域再生計画の認定を受けることが事業実施の要件となっているものが6件となっていた。

その事例を示すと次のとおりである。

<事例2-1> 地域再生計画の認定を受けることが事業実施の要件となっていることについて周知していないもの

金融庁は、「地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業」を平成17年4月以降支援措置（連動施策）としており、同事業は地域再生計画の認定を受けることが事業実施の要件となっている。同事業は、地域における投資知識の普及に関する取組を実施する事業主体に対して、同庁が、アドバイスや講師の派遣等を行うものである。

しかし、同庁は、同事業が地域再生計画の認定を受けることが事業実施の要件となっていることについて、申請マニュアル（各論）以外では地方公共団体に対して周知していなかった。

また、前記の採点ポイントを加算する以外の配慮をする支援措置及びその他の支援措置の中には、所管府省庁において、認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づいて事業の採択申請をした場合における配慮の内容を具体的に定めておらず、地方公共団体から地域再生計画の認定申請や事業の採択申請を受けてから、配慮の内容を検討するとしていたものが11件見受けられた。

その事例を示すと次のとおりである。

<事例2-2> 配慮の内容を具体的に定めていないもの

国土交通省は、「地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成」を平成19年4月以降支援措置（連動施策）としている。同助成は、地域のニーズ等に応じた実用化段階の技術研究開発のテーマについて、地域の産学官連携等による研究開発課題に対して補助を行うものである。

しかし、同省は、地方公共団体が支援措置として同助成を記載した地域再生計画の認定を受けた場合、審査の際に配慮するとしているものの、これまでに支援措置の適用を受けて同助成を実施した計画は1計画もないことから、配慮の内容を具体的に定めていなかった。

前記のように、所管府省庁において地域再生計画と支援措置との関係及び配慮の内容を周知していない支援措置が見受けられたり、上記のように、所管府省庁において配慮の内容を具体的に定めていない支援措置が見受けられたりしており、これらについては、地方公共団体が支援措置を一つ又は複数選択して自主的に地域再生計画を作成する際の選択の幅を広げることに資する状況とはなっていない。

エ 支援措置の記載回数別の状況

支援措置112件について、調書の対象とした1,756計画に記載された回数をみると、図表2-9のとおり、1回も記載されていないものは49件（112件の43.7%）となっていた。

図表2-9 認定地域再生計画における支援措置の記載回数

(単位：件)

区分	地域再生計画との関係	件数	記載回数					
			なし	1回	2～5回	6～10回	11回以上	不明
支援措置	事業実施の要件としているもの	34	11	1	4	3	15	-
	一定の配慮をするもの	63	32	12	11	6	2	-
	その他	15	6	2	3	1	-	3（注）
計		112	49	15	18	10	17	3
(構成比)			(100%)	(43.7%)	(13.3%)	(16.0%)	(8.9%)	(15.1%)
								(2.6%)

(注) 記載回数が不明である3件は、財務省所管の「日本政策投資銀行の低利融資等（大学等との連携）」、「日本政策投資銀行の低利融資等（形成、事業化に対するアドバイス）」及び「日本政策投資銀行の低利融資等（地域雇用の創出に資する取組）」である。

上記の49件について、地域再生計画との関係をみると、認定地域再生計画に記載されていることを事業実施の要件としているものは11件、認定地域再生計画に記載されている場合に一定の配慮をするものは32件となっていて、一定の配慮をする支援措置については、記載回数が少ない傾向となっていた。

また、49件の中には、地方公共団体が地域再生計画を作成し、その認定を受けた時期には既に事業の公募期間が終了していて、認定地域再生計画に記載しても支援措置の適用を受けることが不可能であったものが5件見受けられた。

その事例を示すと次のとおりである。

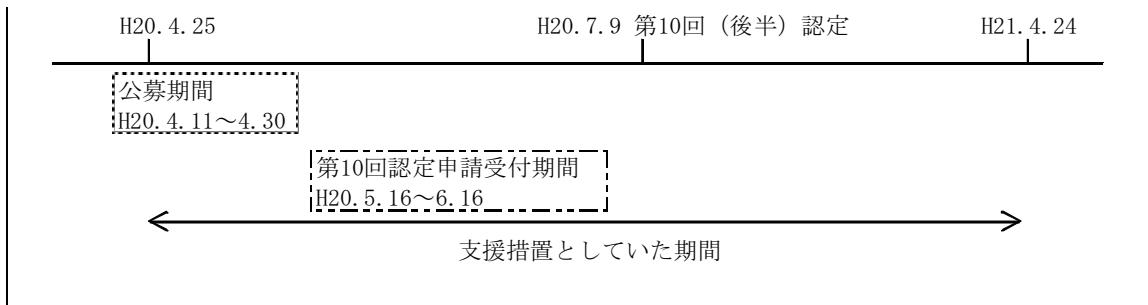
＜事例2-3＞ 事業の公募期間が終了していて、認定地域再生計画に記載しても支援措置の適用を受けることが不可能であったもの

環境省は、「再生可能エネルギー導入加速化事業」を、支援措置（連動施策）として平成20年4月25日に追加し21年4月24日に廃止している。同事業は、地域の特色ある再生可能エネルギーを地産地消し、地域全体での効率的なCO₂削減を実現するモデル地域を整備するため、地域における再生可能エネルギーの集中的な導入を支援するもので、同省は、地方公共団体が支援措置として同事業を認定地域再生計画に記載した場合、同事業の採択に当たり一定の配慮をすることとしていた。

しかし、下図のとおり、同事業の20年度の公募期間は20年4月11日から同年同月30日までとなっていて、支援措置となった20年4月25日以降で最も早い内閣府による地域再生計画の認定申請受付期間より前に公募期間が終了していることから、地方公共団体が同支援措置として同事業を記載した地域再生計画の認定を受けたとしても、支援措置の適用を受けることはできない状況となっていた。

そして、支援措置として同事業を認定地域再生計画に記載した計画はない。

なお、環境省によれば、地域再生計画の認定を待って公募した場合、事業期間が短くなるため事業実施者が見込めなくなるなど、日程的に無理があったとしている。



オ 提案制度等の活用状況

国は、地域再生法制定以前の15年12月及び16年6月に、地方公共団体、民間事業者等を対象として地域再生のための新たな支援措置等に関する提案募集を行った。また、17年4月の地域再生法制定以降は、基本方針に規定する地域再生に資する施策についての提案制度（以下「提案制度」という。）に基づき、24年度を除く毎年度、地方公共団体、民間事業者等から新たな支援措置の提案募集を行っている。そして、24年11月の地域再生法の改正において、提案制度を法制化して、現場の声をより重視した地域再生の推進を図ることとした。

そこで、地域再生法制定以前の提案募集及び提案制度（以下「提案制度等」という。）による年度別の提案件数の推移をみると、図表2-10のとおり、15年度から26年度までの間に計1,396件の提案があったものの、法制化以降の提案件数をみると、25年度は1件、26年度は2件となっていて、提案制度がほとんど活用されていない状況となっていた。また、受け付けた提案については、内閣官房が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、関係府省庁において必要な措置が講ぜられるものとなっていて、これまでに各府省が提案制度等に基づき新たに追加した支援措置は1件、既存の支援措置の対象を拡大したものが3件となっていた。

図表2-10 年度別の提案件数の推移（平成15年度～26年度）

区分	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(単位：件)
提案件数	673	522	96	23	22	7	15	26	9	-	1	2	1,396
(構成比)	(48.2%)	(37.3%)	(6.8%)	(1.6%)	(1.5%)	(0.5%)	(1.0%)	(1.8%)	(0.6%)	(-)	(0.0%)	(0.1%)	(100%)

注(1) 平成24年度は地域再生法の改正に伴い提案募集を実施していない。

注(2) 募集期間が年度をまたいでいる場合は募集締切時点の年度としている。

認定地方公共団体における提案制度等の活用状況をみると、認定地方公共団体927団体から一部事務組合の2団体を除く925団体のうち、提案制度等を活用したことが

ないものは623団体（925団体の67.3%）となっていた。623団体が提案制度等を活用していない理由をみると、図表2-11のとおり、提案制度等を知らなかつたためとしているものが45団体（623団体の7.2%）、提案制度等を十分理解していなかつたためとしているものが205団体（同32.9%）となつていて、認定地方公共団体であつても、提案制度等を知らなかつたり、理解が十分でなかつたりする団体が多く見受けられた。

図表2-11 認定地方公共団体の提案制度等の活用状況

（単位：団体）

区分	団体数 (A)	提案制度等を活用したことがある(B) (B) / (A)	(C) / (A)	提案制度等を活用したことがない(C)			
				活用していない理由			
				提案制度等を知らなかつたため(D) (D) / (C)	提案制度等を十分理解していなかつたため(E) (E) / (C)	意見がないため(F) (F) / (C)	その他(G) (G) / (C)
認定地方公共団体	925	302	623	45	205	348	25
（構成比）	（100%）	（32.6%）	（67.3%）	（7.2%）	（32.9%）	（55.8%）	（4.0%）

（3）交付金事業の実施状況等

前記のとおり、17年度に法定措置として創設された交付金は、17年度から26年度までの間の国の支出額が計8089億余円と支援措置の中で最も多く、全体の94.8%を占めている。また、調書の対象とした1,756計画のうち、支援措置として交付金が記載されたものは、1,094計画に上っている。そこで、交付金事業の実施状況等について分析した。

ア 交付金事業の実施状況

（ア）交付金の予算額及び決算額

交付金に係る国の予算は、内閣府に一括計上された後、所管省庁に移し替えられて執行される。17年度から26年度までの間における各年度の交付金の予算額をみると、図表3-1-1のとおり、制度創設時の17年度に認定を受けた地域再生計画の計画期間となっている18年度から22年度までの間は、1000億円を超える規模となっていた。

しかし、23年度は、18年度を初年度とする認定地域再生計画の計画期間が終了^(注6)したこと、22年6月に実施された交付金に係る行政事業レビュー公開プロセスにおいて、個々の計画の効果測定がされていないこと、他の国庫補助金等と統合した一括交付金化の議論が進展していたことから、「廃止を含め抜本的な見直しを

行う。」との評価結果が出されたことに伴い、一部の地方公共団体が交付金の活用を見合させたことなどにより、予算額が前年度に比べて大幅に減少した。そして、24年度以降も交付金をはじめとする国庫補助金等により、交付金の対象施設の一部では整備が進み、2種類以上の類似施設を一体的に整備する需要が減ったことなどから、地方公共団体からの交付金の予算要望が減少したことなどにより、交付金の予算額は減少傾向となっており、最も多い年度で1446億余円であった予算額が26年度には451億余円まで減少していた。

なお、23年度に、上記の一括交付金として地域自主戦略交付金が創設されたものの、交付金については、22年度以前から交付金事業を実施していた認定地方公共団体等からの継続要望が多く出されたことから23年度予算に計上されることとなり、廃止にはならなかった。

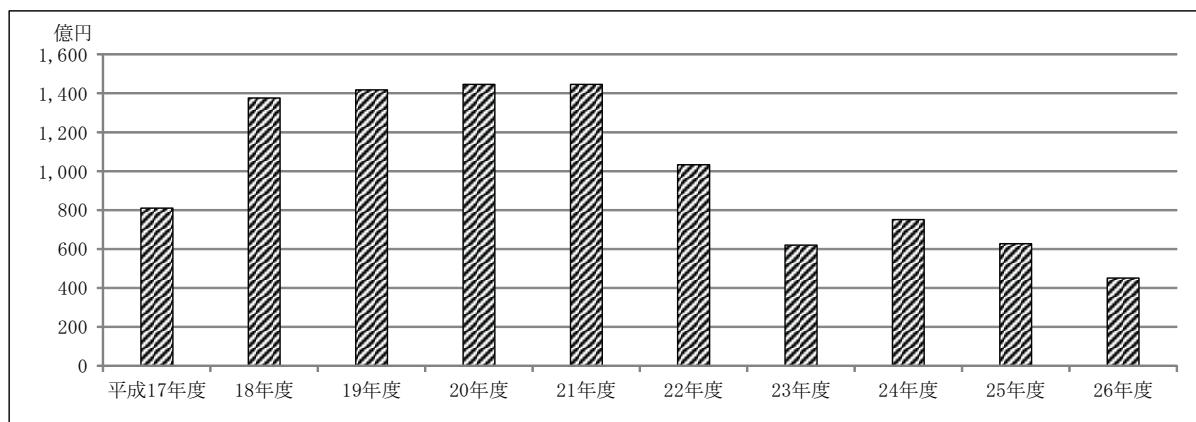
図表3-1-1 交付金の予算額（平成17年度～26年度）

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
内閣府予算額 (A)	81,000,000	137,700,000	141,833,000	144,608,000	144,608,000	103,389,000	62,000,000	75,060,942	62,720,000	45,118,000	998,036,942
移替先計 (B)	80,019,002	133,862,537	138,072,478	123,385,510	114,014,672	89,305,258	61,560,377	75,060,942	62,720,000	45,118,000	923,118,776
農林水産省	24,205,662	49,044,058	49,404,246	42,938,864	38,932,176	37,295,882	29,802,726	36,928,960	30,460,280	21,593,054	360,605,908
国土交通省	50,941,857	79,325,388	82,486,102	75,611,980	70,714,086	49,224,270	29,840,286	36,325,108	30,537,671	22,096,428	527,103,176
環境省	4,871,483	5,493,091	6,182,130	4,834,666	4,368,410	2,785,106	1,917,365	1,806,874	1,722,049	1,428,518	35,409,692
残額 (A) - (B)	980,998	3,837,463	3,760,522	21,222,490	30,593,328	14,083,742	439,623	-	-	-	74,918,166

注(1) 金額は、歳出予算額である。

注(2) 平成17年度の予算額は、歳出予算額に流用等増減額を加除した金額である。

図表3-1-2 交付金の予算額の推移（平成17年度～26年度）



(注6) 行政事業レビュー公開プロセス 各府省自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組

また、17年度から26年度までの間における交付金の決算額は、図表3-2のとおり、計8873億9010万余円となっており、このうち、国土交通省所管が5132億4855万余円、農林水産省所管が3433億0606万余円、環境省所管が308億3549万余円となっていた。

図表3-2 交付金の決算額（平成17年度～26年度）

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(単位：千円)
											計
決算額	61,494,314	128,537,048	134,031,289	126,764,458	110,733,399	75,668,263	68,715,581	61,778,868	61,582,532	58,084,351	887,390,106
農林水産省	18,821,085	46,358,738	47,625,583	44,420,560	38,664,529	28,102,761	31,528,117	29,810,407	30,221,003	27,753,276	343,306,063
国土交通省	38,014,255	77,078,996	81,264,913	77,999,853	68,652,572	45,203,468	35,547,050	30,342,165	29,863,891	29,281,385	513,248,551
環境省	4,658,973	5,099,313	5,140,792	4,344,044	3,416,298	2,362,034	1,640,413	1,626,295	1,497,638	1,049,690	30,835,491

(注) 金額は、支出済歳出額である。

(イ) 計画期間終了後における交付金の対象施設の整備状況

交付金が創設された17年度には、交付金のほかに環境省所管の循環型社会形成推進交付金（以下「循環型交付金」という。）が、22年度には、農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金（以下「農山漁村交付金」という。）及び国土交通省所管の社会資本整備総合交付金（以下「総合交付金」という。）が創設された。そして、交付金の対象施設と循環型交付金、農山漁村交付金及び総合交付金の対象施設についてみると、浄化槽は循環型交付金の対象施設となっている。広域農道、林道、集落排水施設及び漁港は農山漁村交付金の対象施設となっている。また、市町村道、公共下水道及び地方港湾は総合交付金の対象施設となっている。したがって、交付金以外の国庫補助金等を活用しても交付金の対象施設の整備はできることとなる。そして、前記のとおり、22年度以降の交付金の予算額は減少傾向となっている。

そこで、調書の対象とした1,756計画のうち、26年度末までに計画期間が終了していて、交付金を記載した816計画の作成主体の計画期間終了後における交付金の対象施設の整備状況をみると、図表3-3のとおり、新たに地域再生計画の認定を受けて、引き続き交付金を活用して整備しているものは380計画（816計画の46.5%）となっていたが、地域再生計画の認定を新たに受けることなく、交付金以外の国庫補助金等を活用して整備しているものも344計画（同42.1%）に上っていた。このように認定地方公共団体において、交付金以外の国庫補助金等を活用することによって交付金の対象施設を整備していることも、交付金の予算額が減少して

いる要因の一つとなっていた。

図表3-3 計画期間終了後における交付金の対象施設と同種の施設の整備状況

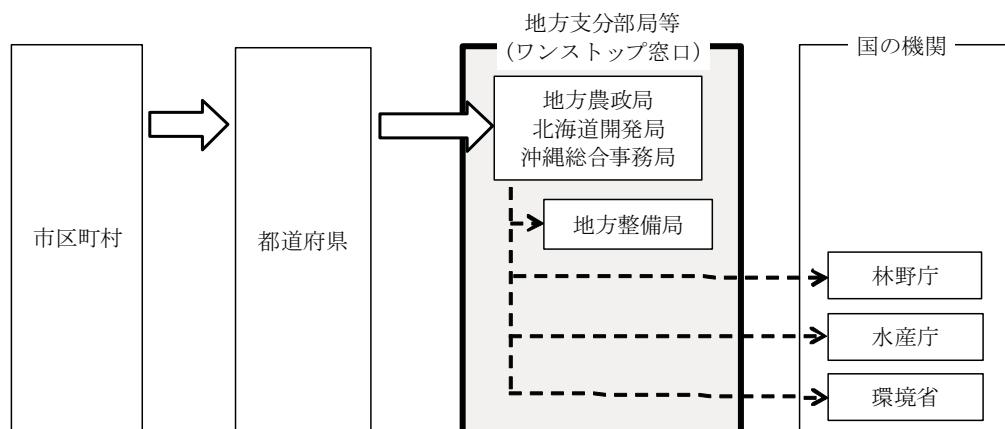
(単位：計画)

区分	計画数	計画期間終了後における交付金の対象施設の整備状況				
		新たに地域再生計画の認定を受け、引き続き交付金を活用して整備している	地域再生計画の認定を新たに受けることなく、交付金以外の国庫補助金等を活用して整備している	国庫補助金等を活用せずに整備している	整備していない	その他
認定地域再生計画	816	380	344	14	58	20
(構成比)	(100%)	(46.5%)	(42.1%)	(1.7%)	(7.1%)	(2.4%)

イ ワンストップ窓口の活用状況

農林水産省、国土交通省及び環境省は、交付金に係る交付事務については、基本大綱に基づき、各省の地方支分部局等が連携して一元的に取り扱うワンストップ窓口により、地方公共団体の事務手続に係る負担の軽減を図ることとしている。ワンストップ窓口については、図表3-4のとおり、都道府県において、従来は交付対象施設を所管する各省にそれぞれ提出していた交付金に係る交付申請書その他の書類（以下「交付申請書等」という。）をいずれかの省庁の地方支分部局等の一箇所で、まとめて申請することができるものである。そして、交付申請書等の提出を受けた地方支分部局等は、他の省庁の地方支分部局等が所管する施設に係る交付申請書等が含まれている場合は、当該施設を所管している省庁の地方支分部局等へ送付する仕組みとなっている。

図表3-4 ワンストップ窓口を活用した交付金の交付申請の例



調査の対象とした都道府県44団体のうち、交付金の活用がない沖縄県を除く43団体におけるワンストップ窓口の活用状況をみると、ワンストップ窓口を活用したこ

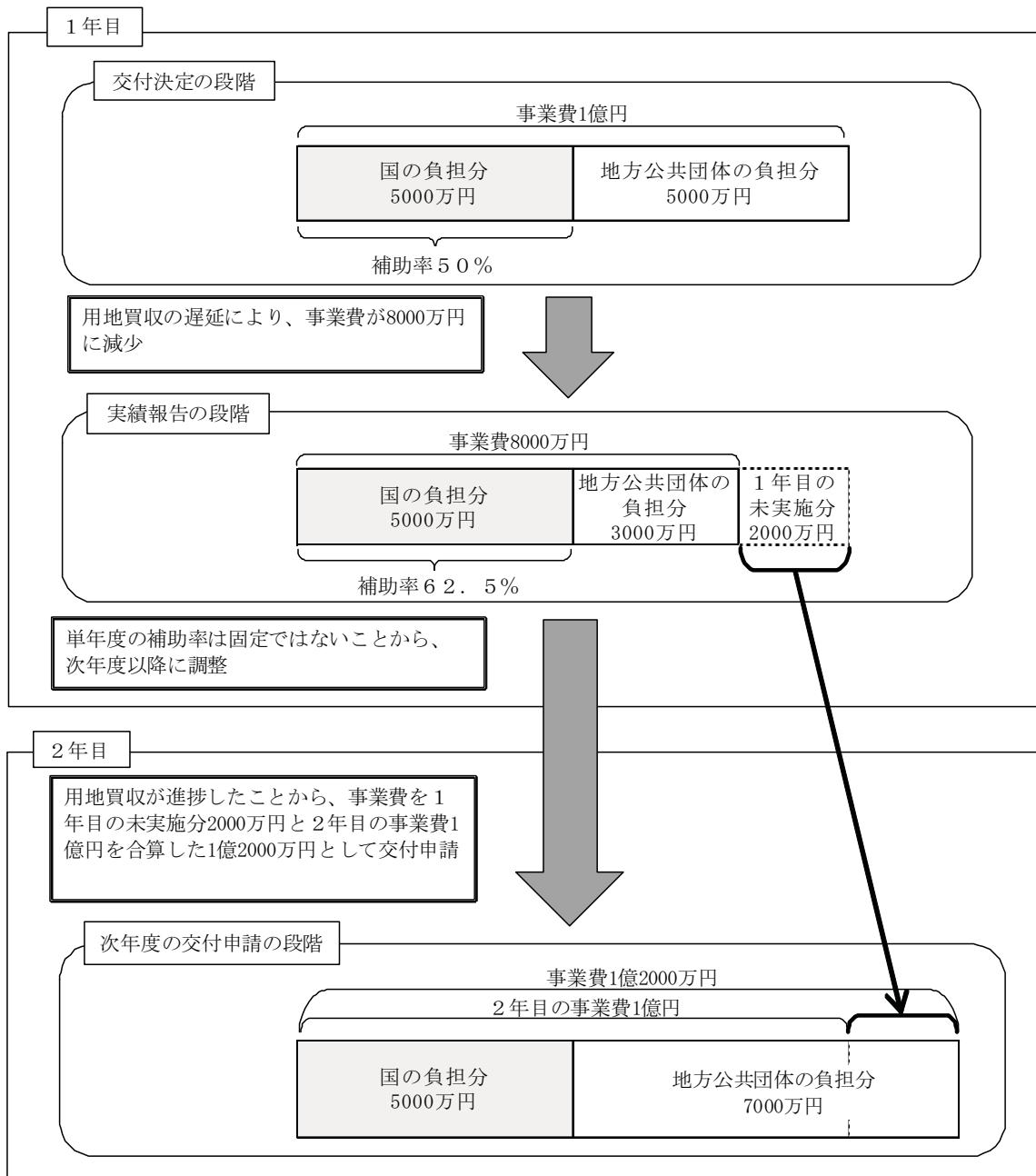
とがあるとしているのは1団体のみとなっており、42団体は、従来の国庫補助金等と同様に、交付担当大臣が所管する省庁の地方支分部局等に交付金の交付申請等を行っており、交付金のワンストップ窓口を活用していないとしている状況となっていた。そして、42団体がワンストップ窓口を活用していないとしている理由をみると、都道府県において交付金の対象施設を所管している部署が異なっており、部署間で連携を図ることができないためとしている都道府県が18団体、交付金の交付申請等を行う際に他の国庫補助金等の交付申請等と合わせて交付申請した方が効率的であるためとしている都道府県が20団体などとなっていた。

ウ 年度間融通の活用状況等

(ア) 年度間融通の活用状況

国は、認定地方公共団体が、交付金事業の進捗に応じて年度間融通を活用することにより、繰越しの手続等を不要とすることで事務の簡素化を図ることとしている。手引によれば、年度間融通は、年度間に発生する事業の進捗状況の変化に応じて当該年度の国費の充当率（以下「補助率」という。）を変更し、次年度以降で調整することができるものとされている（図表3-5参照）。

図表3-5 年度間融通の例



そこで、前記816計画の年度間融通の活用状況をみると、図表3-6のとおり、年度間融通を活用するような事業の進捗状況の変化はあったが、年度間融通を活用していないものは84計画（816計画の10.2%）となっていた。

そして、84計画の年度間融通を活用していない理由をみると、年度間融通を活用することを検討しなかったためとしているものが42計画（84計画の50.0%）となっていて、84計画の作成主体である97認定地方公共団体は、年度間融通を活用することなく、従来の国庫補助金等と同様に繰越しの手続をとっていた。一方、

年度間融通を活用した認定地方公共団体から寄せられた意見には、「予算の満額執行に満たない場合でも、事業の進捗状況に応じて重点的な施工ができた」、「下水道整備等の継続事業にとっては利点が多く、これからも活用していきたい」等、年度間融通が有効であるとする意見が多く見られた。

図表3-6 年度間融通の活用状況

(単位：計画)

区分	計画数	年度間融通の活用状況								
		年度間融通を活用している認定地域再生計画数 (B)	年度間融通を活用するような事業の進捗状況の変化がなかった認定地域再生計画数 (C)	事業の進捗状況の変化はあったが、年度間融通を活用していない認定地域再生計画数 (D)	年度間融通を活用していない理由					
					年度間融通を活用することを検討しなかったため (E)	年度間融通を活用すると、後年度に認定地方公共団体の負担する割合が大きくなることを懸念したため (F)	年度間融通の制度を知らなかつたため (G)	他施設充当をしたため (H)	その他 (I)	(J)
		(A)	(B) / (A)	(C) / (A)	(D) / (A)	(E) / (D)	(F) / (D)	(G) / (D)	(H) / (D)	(I) / (D)
認定地域再生計画		816	442	290	84	42	20	9	6	7
(構成比)		(100%)	(54.1%)	(35.5%)	(10.2%)	(50.0%)	(23.8%)	(10.7%)	(7.1%)	(8.3%)

(イ) 单年度交付額を超える交付金の交付状況

汚水要綱等によれば、計画期間内における交付金の交付限度額及び单年度交付額は、次のとおり算出されることとされている。なお、計画期間の初年度の单年度交付額は、前年度末までの交付額がないことから、交付限度額に当該年度の年度末における対象施設に係る事業について見込まれる進捗率を乗じて得た金額となる。

$$\begin{aligned}
 \text{交付限度額} &= \boxed{\text{認定地域再生計画に記載されている対象施設ごとの経費}} \times \boxed{\text{認定地域再生計画に記載されている対象施設ごとの補助率}} \\
 \text{单年度交付額} &= \boxed{\text{交付限度額}} \times \boxed{\text{交付金が交付される年度の年度末における対象施設に係る事業について見込まれる進捗率}} - \boxed{\text{算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額}} \\
 \text{单年度交付額(初年度)} &= \boxed{\text{交付限度額}} \times \boxed{\text{交付金が交付される年度の年度末における対象施設に係る事業について見込まれる進捗率}} \\
 \text{進捗率} &= \boxed{\text{対象施設に係る総事業費に対する執行事業費の割合}}
 \end{aligned}$$

そして、汚水要綱、手引等によれば、年度間融通は、交付決定後に発生する事業の進捗状況の変化に応じて当該年度の補助率を変更することができるものであるとされているものの、交付決定の段階で年度間融通を活用することとして、单年度交付額を超える交付金の交付を受けることまでは認めていない。

そこで、17年度から26年度までの間に年度間融通の対象となった2,062施設の年間融通の活用状況のうち、前年度までの交付額がないことから確認が容易であ

る計画期間の初年度の単年度交付額を超える交付金の交付状況をみると、図表3-7のとおり、17年度から26年度までの間に交付決定の段階で単年度交付額を超える交付金の交付を受けているものは100施設（2,062施設の4.8%）となっていた。そして、100施設に単年度交付額を超える交付金が交付された年度別にみると、17年度が80施設、18年度が16施設と交付金の創設当初が多くなっていた。

100施設を交付金の所管省別にみると、国土交通省所管が73施設、環境省所管が27施設となっていた。さらに、100施設を施設別にみると、公共下水道が70施設と最も多く、次いで浄化槽が27施設となっており、汚水処理施設整備交付金の対象施設に対して、交付決定の段階で年度間融通を活用することとして単年度交付額を超える交付金を交付している事態が多く見受けられた。

なお、100施設に単年度交付額を超えて交付された額については、認定地方公共団体において、いずれも次年度以降に減額調整していた。

図表3-7 単年度交付額を超える交付金の交付状況（初年度）

省名	交付金の対象施設	交付決定の段階で単年度交付額を超える交付金の交付状況										(単位：施設)
		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
国土交通省	市町村道	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
	公共下水道	56	13	—	1	—	—	—	—	—	—	70
	地方港湾の港湾施設	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
	計	58	13	—	1	1	—	—	—	—	—	73
環境省	浄化槽	22	3	1	1	—	—	—	—	—	—	27
合計		80	16	1	2	1	—	—	—	—	—	100

交付決定の段階で年度間融通を活用することとして単年度交付額を超える交付金の交付を受けている事例を示すと次のとおりである。

<事例3-1> 交付決定の段階で年度間融通を活用することとして単年度交付額を超える交付金の交付を受けているもの

都道府県名	作成主体	計画名	計画期間	支援措置名	事業費（うち国の支出額）
山形県	酒田市	酒田の自然・まちなみ・こころの再生	平成17～21年度	交付金（汚水処理施設整備交付金）	34億9333万余円 (17億1198万余円)

酒田市は、汚水処理施設整備交付金（総事業費34億9333万余円（うち交付金17億1198万余円））を活用して、公共下水道（事業費12億2220万余円（うち交付金6億1110万円））、農業集

落排水施設（事業費20億6302万余円（うち交付金10億3151万余円））及び浄化槽（事業費2億0810万余円（うち交付金6936万余円））を一体的に整備している。

同市は、平成17年8月に公共下水道の整備に係る事業費2億7520万円に対する交付金1億3760万円の交付申請を行い、同額の交付決定を受けていた。その後、同市は、山形県から交付金の追加配分の照会を受けたため、同年12月に事業費を変更することなく交付金の額を計2億0760万円とする交付決定の変更申請を行い、交付決定の変更を受け、18年4月に2億0760万円の交付を受けていた。

しかし、汚水要綱によれば、施設ごとの交付金の単年度交付額は、「交付限度額」に「交付金が交付される年度の年度末における対象施設に係る事業について見込まれる進捗率」を乗じて得た金額から「算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額」を減じた金額とされている。したがって、計画期間の初年度である17年度の単年度交付額は、公共下水道に係る交付限度額5億1200万円に進捗率26.875%を乗じた1億3760万円となることから、同市が交付を受けていた2億0760万円のうち7000万円が単年度交付額を超えて交付されていた。

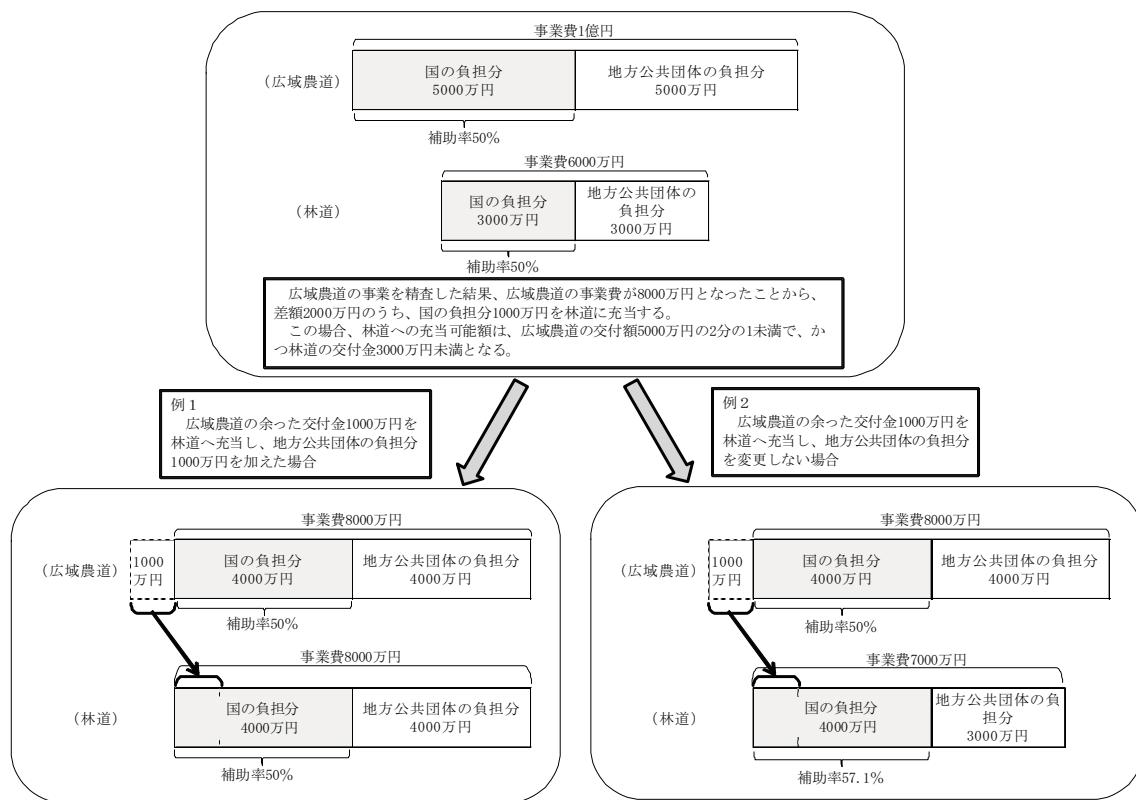
なお、同市は、交付金について、20年度に7000万円を減額調整していた。

エ 他施設充当の活用状況

国は、認定地方公共団体が、交付金事業の進捗に応じて他施設充当を行えることとして、交付された交付金の効率的な使用及び弾力的な事業実施を可能としている。

手引によれば、他施設充当は、単年度交付額の2分の1未満で、かつ他の施設の当該年度の交付額未満の範囲において、交付された交付金を他の施設の整備に要する経費として充てることができるものとされている（図表3-8参照）。

図表3-8 他施設充当の例



そこで、前記816計画の他施設充当の活用状況をみると、図表3-9のとおり、他施設充当を活用しているものは74計画（816計画の9.0%）にとどまっていた。また、事業の進捗状況の変化はあったが、他施設充当を活用していないものは296計画（同36.2%）となっていた。

そして、296計画において他施設充当を活用していない理由をみると、他施設充当を活用することを検討しなかったためとしているものが49計画（296計画の16.5%）となっていた。一方、他施設充当を活用した認定地方公共団体から寄せられた意見には、「早急に整備しなければならない事業が生じた際に、他の施設の事業主体と連携を図り、他施設充当を活用することにより、対応することができた」等、他施設充当が有効であるとする意見も見られた。

図表3-9 他施設充当の活用状況

(単位:計画)

区分	計画数	他施設充当の活用状況								
		他施設充当を活用している認定地域再生計画数 (B)	他施設充当を活用するような事業の進捗状況の変化はあったが、他施設充当がなかった認定地域再生計画数 (C)	事業の進捗状況の変化はあったが、他施設充当を活用していない認定地域再生計画数 (D)	他施設充当を活用していない理由					
					(E) / (D)	(F) / (D)	(G) / (D)	(H) / (D)	(I) / (D)	
認定地域再生計画	816	74	446	296	49	48	6	177	16	
(構成比)			(9.0%)	(54.6%)	(36.2%)	(16.5%)	(16.2%)	(2.0%)	(59.7%)	(5.4%)

オ 認定地域再生計画の計画変更の認定申請等の状況

前記のとおり、認定地方公共団体は認定地域再生計画を変更しようとする場合は、軽微な変更を除き、地域再生法に基づき、内閣総理大臣の認定が必要となっている。そして、交付金に係る計画の軽微な変更については、基本大綱において、①施設ごとの整備量又は交付金の種類ごとの事業費の2割以内の増減、②交付金を充てて行う施設の整備の事業期間の変更に伴う1年以内の変更であって、目標の達成に支障がなく、やむを得ないと認められるものと規定されている。ただし、内閣府は、施設ごとの整備量又は交付金の種類ごとの事業費が2割を超えて減少する場合については、認定地方公共団体は、安易に認定地域再生計画を変更して整備量等を減ずるのではなく、認定地域再生計画において地域再生を図るため必要であるとした事業を実施するよう努めて達成状況評価で整理すべきであるとして、計画変更の必要はないとする運用を行っている。また、手引において、交付金を活用した認定地域再生計画の軽微な変更を行おうとする認定地方公共団体は、変更内容、変更理由等について、内閣府へ報告することとなっている。

そこで、前記816計画の計画変更の認定申請の状況をみると、図表3-10のとおり、整備量の実績が認定地域再生計画に記載されている整備量に対して2割を超えて増加しているのに計画変更の認定申請をしていないものは14計画となっていた。14計画の計画変更の認定申請を行わなかった理由をみると、計画変更に関する基準を知らなかつたためとしているものが5計画（14計画の35.7%）、計画変更の認定申請を失念したためとしているものが7計画（同50.0%）となっていた。

図表3-10 認定地域再生計画の計画変更の認定申請の状況

(単位：計画)

区分	計画数	計画変更の認定申請の状況				
		整備量の実績が認定地域再生計画に記載されている整備量に対して2割を超えて増加しているのに計画変更の認定申請をしていない計画数	計画変更に関する基準を知らなかつたため	計画変更の認定申請を失念したため	計画値と実績値を達成状況評価で公表すればよいと判断したため	その他
認定地域再生計画	816	14	5	7	1	1
(構成比)		(100%)	(35.7%)	(50.0%)	(7.1%)	(7.1%)

認定地域再生計画の計画変更の認定申請を適時適切に行っていらないものの事例を示すと次のとおりである。

<事例3-2> 認定地域再生計画の計画変更の認定申請を適時適切に行っていなもの

都道府県名	作成主体	計画名	計画期間	支援措置名	事業費（うち国の支出額）
栃木県	小山市	小山市「水と緑と大地を未来につなぐまち」自然環境再生計画	平成18～22年度	交付金（汚水処理施設整備交付金）	13億0494万余円（5億8030万余円）

小山市は、交付金（汚水処理施設整備交付金、総事業費13億0494万余円（うち交付金5億8030万余円））を活用することとして、公共下水道（計画延長7,300m、事業費8億7200万円（うち交付金4億3600万円））及び浄化槽（計画基数1,400基、事業費4億3294万余円（うち交付金1億4430万余円））を整備するとした地域再生計画を作成し、平成18年3月に内閣総理大臣の認定を受けている。

同市は、計画期間の終了年度である22年度末までの公共下水道の整備量の実績（9,703m）が、認定地域再生計画に記載した整備量に対して2割を超えて増加しているのに、認定地域再生計画の計画変更の認定申請を行うことなく、事業を終了していた。

このため、同市が18年度から22年度までに整備した公共下水道の実績整備量と同市が認定地域再生計画に記載した公共下水道の整備量の差である2,403mは、認定地域再生計画の計画変更の認定申請が適時適切に行われないまま整備されていた。

同市によれば、計画変更の認定申請を失念していたとしている。

また、前記の816計画について、認定地域再生計画の軽微な変更の報告の状況をみると、図表3-11のとおり、整備量の実績が認定地域再生計画に記載されている整備量に対して100%を超えて120%以内となっているのに内閣府に対する報告を行っていないものは210計画、事業費の実績が同様に100%を超えて120%以内となっている

のに報告を行っていないものは55計画となっていた。そして上記の210計画と55計画は25計画が重複していることから、地域再生法に基づく軽微な変更の報告を行っていないものは計240計画となっていた。これら240計画の変更の報告を行わなかつた理由をみると、軽微な変更に関する基準を知らなかつたためとしているものが59計画（240計画の24.5%）、軽微な変更の報告を行うことを失念したためとしているものが94計画（同39.1%）となっていた。

図表3-11 認定地域再生計画の軽微な変更の報告の状況

区分		計画数	軽微な変更の報告の状況					(単位：計画)
			整備量又は事業費の実績が認定地域再生計画に記載されている整備量又は事業費に対して100%を超えて120%以内となっているのに内閣府に対する報告を行っていない計画数	軽微な変更の報告を行っていない理由				
認定地域再生計画	整備量	816	210	58	72	40	40	
	(構成比)		(100%)	(27.6%)	(34.2%)	(19.0%)	(19.0%)	
	事業費	816	55	7	31	8	9	
	(構成比)		(100%)	(12.7%)	(56.3%)	(14.5%)	(16.3%)	
	計	816	240	59	94	44	43	
	(構成比)		(100%)	(24.5%)	(39.1%)	(18.3%)	(17.9%)	

(注) 整備量と事業費を合算した値と計が一致しないのは、整備量と事業費とで重複した計画があるためである。

(4) 認定地域再生計画における目標の設定状況及び達成状況等

ア 認定地域再生計画における目標の設定状況及び達成状況

(ア) 目標の設定状況

地域再生法等によれば、地域再生計画には、地域再生計画の目標、達成状況評価に関する事項を記載するよう努めることとされている。そして、申請マニュアル（総論）によれば、目標は、基本方針と計画の内容の整合性を勘案し、原則として定量的な値・指標を用い、地域再生計画の計画期間の満了時等に地方公共団体が効果測定を容易に実施できるよう具体的に設定することとされている。このため、認定地方公共団体は、例えば、「汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率81.8%から97%に向上）」、「年間観光客入り込数増加（330万人から340万人）」、「市街地から病院への時間短縮（30分から20分）」等様々な目標を設定している。

そこで、調書の対象とした1,756計画のうち、認定地域再生計画の計画期間が終了している1,332計画における目標の設定状況をみると、図表4-1のとおり、設定

された目標数は計3,514目標となっていた。このうち、定量的な目標は3,428目標、定性的な目標は86目標となっていた。さらに、定量的な目標について、アウトプット指標又はアウトカム指標に分類すると、アウトプット指標は355目標、アウトカム指標は3,073目標となっていた。

(注7) アウトプット指標・アウトカム指標 「アウトプット指標」とは、事業の実施により直接発生する実績を表す指標をいい、「アウトカム指標」とは、事業の実施により発生する成果を表す指標をいう。

図表4-1 認定地域再生計画における目標の設定状況

区分	目標数(A) (B) / (A)	定量的な目標(B) (B) / (A)			定性的な目標(C) (C) / (A)
			アウトプット指標(D) (D) / (A)	アウトカム指標(E) (E) / (A)	
計画期間が終了している認定地域再生計画に設定された目標	3,514	3,428	355	3,073	86
(構成比)	(100%)	(97.5%)	(10.1%)	(87.4%)	(2.4%)

(イ) 目標の達成状況

内閣府は、地方公共団体から認定申請があった地域再生計画について、申請マニュアル（総論）等に基づき、地域再生計画の目標等の記載事項が適切であるかを確認した上で、その内容が認定基準に適合すると認めるときは認定を行っている。そして、地域再生法において、認定基準の一つとして、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることが規定されており、具体的には、基本方針において、地域再生を図るために行う事業について、事業主体が特定されているか又は特定される見込みが高いこと及び事業の実施スケジュールが明確であることとしている。このため、認定地域再生計画に設定された目標は、地域再生計画が円滑かつ確実に実施されて達成されるものであると考えられる。

そこで、認定地域再生計画に設定された目標のうち、達成状況を判定することが容易である1,311計画に設定された定量的な目標3,428目標の達成状況をみると、図表4-2のとおり、達成したとしているものは1,749目標（3,428目標の51.0%）にとどまっていた。そして、交付金を記載していた816計画に設定された2,227目標のうち、達成したとしているものは602計画に設定された1,171目標（2,227目標の52.5%）、交付金以外の支援措置を記載していた495計画に設定された1,201目標のうち、目標を達成したとしているものは327計画に設定された578目標（1,201目

標の48.1%) となっており、交付金以外の支援措置を記載していた計画に設定された目標の達成率は50%を下回る状況となっていた。

また、3,428目標について指標別に目標の達成状況をみると、アウトプット指標355目標のうち、達成したとしているものは206目標（355目標の58.0%）、アウトカム指標3,073目標のうち、達成したとしているものは1,543目標（3,073目標の50.2%）となっていた。

図表4-2 認定地域再生計画に設定された定量的な目標の達成状況

(単位：目標)

支援措置別	区分	計画期間が終了している認定地域再生計画に設定された定量的な目標(A)	目標の達成状況		
			目標を達成している(B) (B)/(A)	目標を達成していない(C) (C)/(A)	目標の達成状況が不明(D) (D)/(A)
支 援 措 置 別	交付金	2,227	1,171 (52.5%)	708 (31.7%)	348 (15.6%)
	(構成比)	(100%)	(52.5%)	(31.7%)	(15.6%)
	交付金以外	1,201	578 (48.1%)	495 (41.2%)	128 (10.6%)
	(構成比)	(100%)	(48.1%)	(41.2%)	(10.6%)
指 標 別	計	3,428	1,749 (51.0%)	1,203 (35.0%)	476 (13.8%)
	(構成比)	(100%)	(51.0%)	(35.0%)	(13.8%)
	アウトプット指標	355	206 (58.0%)	118 (33.2%)	31 (8.7%)
	(構成比)	(100%)	(58.0%)	(33.2%)	(8.7%)
	アウトカム指標	3,073	1,543 (50.2%)	1,085 (35.3%)	445 (14.4%)
	(構成比)	(100%)	(50.2%)	(35.3%)	(14.4%)
	計	3,428	1,749 (51.0%)	1,203 (35.0%)	476 (13.8%)
	(構成比)	(100%)	(51.0%)	(35.0%)	(13.8%)

目標を達成していないとしている1,203目標の目標を達成していない理由をみると、図表4-3のとおり、交付金を記載していた計画における708目標については、関係者との調整に時間を要しているためとしているものが78目標（708目標の11.0%）となっており、このうち58目標は、道整備交付金を記載していた計画における目標であった。これらは、道路整備に当たり地権者との用地買収交渉に時間を要していたなどによるものである。また、目標の設定が適切でなかったためとしているものが25目標（同3.5%）となっていた。

交付金以外の支援措置を記載していた計画における495目標については、関係者との調整に時間を要しているためとしているものが46目標（495目標の9.2%）となっていた。

図表4-3 認定地域再生計画に設定された目標を達成していない理由

区分	目標を達成していない(A) 関係者との調整に時間を要したため(B)	目標を達成していない理由										(単位:目標) (K) / (A)
		目標の設定が適切でなかつたため(C)	住民等に対する周知が十分でなかつたため(D)	事業を中止したため(E)	事業実施箇所が当初想定していた条件と異なるなどして、対策を図る必要があつたため(F)	財源の確保が困難であつたため(G)	事業主体が計画作成主体と異なつていて、自ら事業を推し進めることができなかつたため(H)	関連事業が進捗しなかつたため(I)	災害、不況等のため(J)			
交付金 (構成比)	708 (100%)	78 (11.0%)	25 (3.5%)	18 (2.5%)	—	84 (11.8%)	59 (8.3%)	—	26 (3.6%)	346 (48.8%)	72 (10.1%)	
交付金以外 (構成比)	495 (100%)	46 (9.2%)	14 (2.8%)	13 (2.6%)	11 (2.2%)	51 (10.3%)	15 (3.0%)	59 (11.9%)	5 (1.0%)	218 (44.0%)	63 (12.7%)	
計 (構成比)	1,203 (100%)	124 (10.3%)	39 (3.2%)	31 (2.5%)	11 (0.9%)	135 (11.2%)	74 (6.1%)	59 (4.9%)	31 (2.5%)	564 (46.8%)	135 (11.2%)	

認定地域再生計画に設定された目標を達成していないとしているものの事例を示すと次のとおりである。

＜事例4-1＞ 関係者との調整に時間を要したため認定地域再生計画に設定された目標を達成していないとしているもの

都道府県名	作成主体	計画名	計画期間	支援措置名	事業費(うち国の支出額)
福岡県	福岡県、京都郡苅田町	苅田町”陸に海に空に”未来にはばたく街づくり計画	平成18～24年度(当初18～22年度)	交付金(道整備交付金)	29億4650万円(14億6080万円)

福岡県及び苅田町は、道整備交付金を活用して町道の整備事業等を実施することとした地域再生計画を作成し、内閣総理大臣は、当該地域再生計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであるなどとして認定している。

検査したところ、同町では、関係者との調整に時間を要したため、認定地域再生計画に基づく町道の整備が遅延し、認定地域再生計画を変更して計画期間を2年間延長してもなお完了していなかった。このため、認定地域再生計画に設定された目標(拠点施設へのアクセス20%改善等)は達成していなかった。

同町によれば、町道の整備は必要であるとしており、計画期間終了後の平成25年度以降は、町の単独費で引き続き町道の整備を実施している。

イ 地域再生制度における国と地方公共団体との連携に関する課題等

前記のとおり、地域再生制度は、地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するために、国が認定地域再生計画に基づく事業に対して特別な措置を講ずる制度であり、認定地域再生計画に支援措置が記載されている場合、当該支援措置が適用されることとなる。

そして、地域再生法によれば、国は地域再生に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するとされ、また、国は関係行政機関の連携の強化を図るとともに、地方公共団体等と相互に連携し、及び協働するよう努めなければならないとされている。

一方、会計実地検査を行った一部の認定地方公共団体においては、地域再生法に基づく事業の実施に当たり、地域再生制度に関する課題、地方公共団体の事情に係る課題等を抱えており、これらの課題に対して様々な意見や要望を持っていた。

そこで、地方公共団体における地域再生法に基づく事業の実施に関する課題、意見、要望等について、前記の認定地方公共団体925団体及び非認定市町村733団体に対して調査したところ、認定地方公共団体166団体及び非認定市町村60団体、計226団体から回答があった。226団体から回答された課題等についてみると、図表4-4のとおり、様々な内容となっていた。

図表4-4 地域再生法に基づく事業の実施に関する地方公共団体の主な意見、要望等

課題	項目	主な意見、要望等	(単位:件)		
			認定地方公共団体	非認定市町村	計
地域再生制度に関する課題	手続の効率化等	・簡素化した使いやすい制度にしてほしい。 ・事業実施内容の変更が柔軟にできない。	38	9	47
	事務手続等の簡素化	・地域再生計画の作成、協議会の設立等の手続が煩雑なため簡素化してほしい。 ・地域再生計画の作成に手間がかかるので記載を簡素化してほしい。	23	8	31
	支援措置の充実	・活用したい支援措置が少ないので支援措置数を増やしてほしい。 ・地域再生計画に基づく支援措置が少なく、計画を作成するメリットが少ない。 ・財政支援措置を充実してほしい。	18	10	28
	省庁との調整	・地域再生計画を作成する際、調整内容や関係機関が多く認定までに時間を使っている。	15	—	15
	予算の確保	・計画期間中の予算は確保してほしい。 ・委託費の交付時期が遅く、一時借り入れして対応したので、もっと早く委託費を交付してほしい。	11	1	12
交付金事業の実施に関する課題	制度の仕組み	・汚水処理施設整備交付金において農業集落排水事業と浄化槽事業で国庫補助率が違うため他施設充当が難しい。 ・交付金制度はありがたいが、計画策定が煩雑で手が回らない。	31	9	40
	補助率のかさ上げ等	・交付金の国の負担割合を上げてもらいたい。 ・計画期間中は交付金が廃止にならないように予算は確保していただきたい。	11	—	11
地方公共団体の事情に係る課題	内部の連携等	・地方公共団体の内部の連携を取ることが難しい。	6	2	8
	人材不足	・専門的な知識を持つ人材が不足している。 ・小規模な地方公共団体にこそ必要な制度だと思われるが、人材不足により地域再生計画の作成から認定までの事務を行うことができない地方公共団体が多いと思われる。	2	2	4
地域再生制度に関する情報収集等に関する課題	説明会開催等	・地域再生制度周知のための説明会、研修会等を開催してほしい。 ・新たな支援措置の提案について、どの程度まで提案してよいか分からず提案しにくい。	16	7	23
	情報提供等	・成功事例等を情報提供してほしい。 ・他の地方公共団体の活用状況等の情報を得ることができる機会を設けてほしい。	10	6	16
創生法との関連に係る課題		・地方版総合戦略と地域再生計画とを別々に作成しなければならない状況を改善してほしい。 ・地域再生制度は創生法に基づく地方創生と重複する部分が多いと思われるため、より利用しやすくなるように考え方の整理と説明をお願いしたい。	5	11	16
小計			186	65	251
制度の良さ		・計画期間で成果が期待できる制度であることから制度の継続を希望する。 ・交付金で年度間融通ができたことを非常に良かったと感じている。予算の満額執行に満たない場合でも、事業の進捗状況に応じて重点的な施工ができた。 ・地域再生制度は地方公共団体の自主的・自立的な取組を支援するものであり、市町村にとって大変ありがたい有益な制度である。	50	2	52
合計			236	67	303

(注) 複数回答である。

このうち、地域再生制度に関する課題が数多く挙げられており、中でも「簡素化した使いやすい制度にしてほしい。」等の手続の効率化等に関する意見等が計47件となっていた。また、「活用したい支援措置が少ないので支援措置数を増やしてほしい。」等の支援措置の充実に関する意見等が計28件となっていた。

交付金事業の実施に関する課題では、「汚水処理施設整備交付金において農業集落排水事業と浄化槽事業で国庫補助率が違うため他施設充当が難しい。」等の制度

の仕組みに関する意見等が計40件となっていた。

地方公共団体の事情に係る課題では、「地方公共団体の内部の連携を取ることが難しい。」等の内部の連携等に関する意見等が計8件、「専門的な知識を持つ人材が不足している。」等の人材不足に関する意見等が計4件、合計12件となっていた。

また、地域再生制度に係る情報収集等に関する課題については、「地域再生制度周知のための説明会、研修会等を開催してほしい。」、「新たな支援措置の提案について、どの程度まで提案してよいか分からず提案しにくい。」等の説明会開催等に関する意見等が計23件、「成功事例等を情報提供してほしい。」等の情報提供等に関する意見等が計16件、合計39件となっていた。このうち非認定市町村からの意見等が計13件となっていた。

そして、創生法との関連に係る課題については、「地方版総合戦略と地域再生計画とを別々に作成しなければならない状況を改善してほしい。」等の意見等が計16件となっていて、このうち非認定市町村からの意見等が計11件となっていた。

上記のとおり、地方公共団体は、地域再生法に基づく事業の実施に関して様々な課題等を抱えていることから、国は、地方公共団体との連携を強化して、地方公共団体の地域再生のための取組に対する支援を効果的なものとすることが重要となる。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

国は、地域再生を総合的かつ効果的に推進するために、認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づいて行う事業に対して、支援措置を適用するなどして地域が行う自主的かつ自立的な取組を支援することとしている。

そして、17年4月から27年3月までの間における認定地域再生計画数は、1,013認定地方公共団体の1,870計画となっており、支援措置数は、内閣官房等12府省庁の112件となっている。また、地域再生計画の認定が事業実施の要件となっている支援措置のうち、国の予算措置を伴う支援措置に係る17年度から26年度までの間の内閣官房等12府省庁の予算額は、毎年度多額に上っている。

また、国は、26年11月に創生法を制定し、併せて地域再生法を改正したことなどから、同法に基づく事業の実施は、地方公共団体における地方版総合戦略の着実な遂行においても重要なものとなっている。

そこで、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、内閣官房等12府省庁及び

地方公共団体における地域再生法に基づく事業の実施状況等について、地方公共団体は地域再生計画を作成するに当たって、適切に地域のニーズを把握しているか、認定地域再生計画に記載された支援措置の適用を受けた事業は適切に実施されているか、交付金事業はその特徴が十分に生かされ、効果的・効率的かつ弾力的に行われているか、認定地域再生計画に設定された目標は達成されているかなどに着眼して検査及び調査を実施した。

ア 地域再生計画の作成及び認定状況等

認定地域再生計画に係る26年度末の状況をみると、1,870計画のうち、計画期間が終了したものは1,425計画、実施中のものは425計画、認定を取り消されたものは20計画となっていた。年度別の認定数をみると、17年度が703計画（1,870計画の37.5%）、21年度は256計画（同13.6%）、26年度は204計画（同10.9%）となっていた（16～19ページ参照）。

全国の市町村について、人口規模が小さい市町村及び財政力指数が低い市町村は、認定市町村となっている割合が低くなっている、地域再生計画を作成していない主な理由は、人口規模が小さいほど、また、財政力指数が低いほど、人員等が不足しているためとしている割合が高くなっていた（19～23ページ参照）。

地域のニーズの把握状況をみると、地域のニーズを把握していないとしているものが157計画（1,756計画の8.9%）となっており、地域のニーズを把握していない地域再生計画に基づく事業の実施については、地域のニーズを反映した自主的かつ自立的な取組を推進することとはならないことが懸念される（23、24ページ参照）。

対象区域に含まれている地方公共団体が作成主体となっていない主な理由をみると、作成主体が、地域再生計画の作成段階において、該当する地方公共団体と調整を行わなかったためとしたものが16計画（102計画の15.6%）等となっていた（24～26ページ参照）。

調書の対象とした1,756計画から26年度末に認定を受けて間もない169計画を除いた1,587計画について、認定地方公共団体における認定地域再生計画の公表状況をみると、自らは公表していないとしているものは761計画（1,587計画の47.9%）となっていた。そして、認定地域再生計画を自らは公表していない主な理由をみると、認定地域再生計画の実施内容について公表する必要がないと考えたためとしているものが260計画（761計画の34.1%）、基本方針等において公表することとなっていた

ないためとしているものが231計画（同30.3%）等となっていた（26、27ページ参照）。

イ 支援措置の適用を受けた事業の実施状況等

支援措置112件は、①予算措置を伴うもの（92件）、②財政上の優遇措置（9件）、③規制の緩和（4件）、④その他（7件）に分類できる。予算措置を伴う支援措置の適用を受けて実施した事業に係る国の支出額をみると、総額8524億余円となっていた。支援措置別にみると、農林水産省、国土交通省及び環境省所管の交付金が計8089億余円（8524億余円の94.8%）と最も多く、次いで、厚生労働省所管の「実践型地域雇用創造事業」が計116億余円（同1.3%）等となっていた（27～29ページ参照）。

支援措置数の推移をみると、地域再生制度が創設された17年度当初は16件となっていた、19年度末では52件、20年度末では56件と増加したものの、26年度末現在では34件まで減少している（29～32ページ参照）。

所管府省庁において、地域再生計画と支援措置との関係及び配慮の内容を周知していない支援措置が見受けられたり、配慮の内容を具体的に定めていない支援措置が見受けられたりしており、これらについては、地方公共団体が支援措置を一つ又は複数選択して自主的に地域再生計画を作成する際の選択の幅を広げることに資する状況とはなっていない（32～34ページ参照）。

支援措置112件について、認定地域再生計画1,756計画に記載された回数をみると、支援措置の中には、認定地域再生計画に1回も記載されていないものが49件（112件の43.7%）となっていた。また、49件の中には地方公共団体が地域再生計画を作成し、その認定を受けた時期には既に事業の公募期間が終了していて、認定地域再生計画に記載しても支援措置の適用を受けることが不可能であったものが5件見受けられた（34～36ページ参照）。

認定地方公共団体における提案制度等の活用状況をみると、提案制度等を活用したことがないものは623団体（925団体の67.3%）となっていた。地方公共団体が提案制度等を活用していない理由をみると、提案制度等を知らなかつたためとしているものが45団体（623団体の7.2%）、提案制度等を十分理解していなかつたためとしているものが205団体（同32.9%）等となっていて、認定地方公共団体であっても、提案制度等を知らなかつたり、理解が十分でなかつたりする団体が多く見受けられ

た（36、37ページ参照）。

ウ 交付金事業の実施状況等

農林水産省、国土交通省及び環境省が所管している交付金の予算額は、18年度から22年度までの間は1000億円を超える規模となっていたが、22年度以降は減少傾向となっていた。認定地方公共団体において、交付金以外の国庫補助金等を活用することによって交付金の対象施設を整備していることも交付金の予算額が減少している要因の一つとなっていた（37～40ページ参照）。

調書の対象とした都道府県44団体のうち、交付金の活用がない沖縄県を除く43団体におけるワンストップ窓口の活用状況をみると、42団体がワンストップ窓口を活用していないとしている状況となっていた。活用していないとしている理由をみると、都道府県において交付金の対象施設を所管している部署が異なっており、部署間で連携を図ることができないためとしている都道府県が18団体等となっていた（40、41ページ参照）。

年度間融通の活用状況をみると、26年度末までに計画期間が終了していて、交付金を記載していた816計画のうち、年度間融通を活用していないものは84計画（816計画の10.2%）となっていた。年度間融通を活用していない理由をみると、年度間融通を活用することを検討しなかったためとしているものが42計画（84計画の50.0%）となっていた。また、17年度から26年度までの間に年度間融通の対象となった2,062施設の初年度の年度間融通の活用状況をみると、交付決定の段階で年度間融通を活用することとして单年度交付額を超える交付金の交付を受けているものは100施設（2,062施設の4.8%）となっていた。施設別にみると、汚水処理施設整備交付金の対象施設に対して、交付決定の段階で年度間融通を活用することとして单年度交付額を超える交付金を交付している事態が多く見受けられた（41～45ページ参照）。

他施設充当の活用状況をみると、他施設充当を活用していないものは296計画（816計画の36.2%）となっていた。他施設充当を活用していない理由をみると、他施設充当を活用することを検討しなかったためとしているものが49計画（296計画の16.5%）となっていた（45～47ページ参照）。

前記816計画の計画変更の認定申請の状況をみると、計画変更の認定申請を行わなければならぬのにしていないものは14計画となっていた。14計画の計画変更の認定申請を行わなかつた理由をみると、計画変更に関する基準を知らなかつたためと

しているものが5計画（14計画の35.7%）、計画変更の認定申請を失念したためとしているものが7計画（同50.0%）となっていた。また、認定地域再生計画の軽微な変更の報告の状況をみると、軽微な変更の報告を行わなければならないのにしているものは計240計画となっていた。240計画の変更の報告を行わなかつた理由をみると、軽微な変更に関する基準を知らなかつたためとしているものが59計画（240計画の24.5%）、軽微な変更の報告を行うことを失念したためとしているものが94計画（同39.1%）となっていた（47～49ページ参照）。

エ 認定地域再生計画における目標の設定状況及び達成状況等

26年度末までに計画期間が終了している1,332計画における目標の設定状況についてみると、目標数は計3,514目標となっており、このうち、定量的な目標は3,428目標となっていた。3,428目標をアウトプット指標又はアウトカム指標に分類すると、アウトプット指標は355目標、アウトカム指標は3,073目標となっていた。また、3,428目標の達成状況についてみると、達成したとしているものは1,749目標（3,428目標の51.0%）にとどまっていた。そして、交付金を記載していた816計画に設定された2,227目標のうち、達成したとしているものは1,171目標（2,227目標の52.5%）、交付金以外の支援措置を記載していた495計画に設定された1,201目標のうち、目標を達成したとしているものは578目標（1,201目標の48.1%）となっており、交付金以外の支援措置を記載していた計画に設定された目標の達成率は50%を下回る状況となっていた。目標を達成していない理由をみると、関係者との調整に時間を要しているためとしているものが見受けられた（49～52ページ参照）。

地域再生制度における国と地方公共団体との連携に関する課題等について地方公共団体に対して調査したところ、様々な内容となっていた。このうち、地域再生制度に関する課題が数多く挙げられており、中でも「簡素化した使いやすい制度にしてほしい。」等の手続の効率化等に関する意見等が計47件となっていた。また、「活用したい支援措置が少ないので支援措置数を増やしてほしい。」等の支援措置の充実に関する意見等が計28件となっていた（52～55ページ参照）。

（2）所見

地域再生法によれば、国は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域再生に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するとされており、内閣府及び関係省庁は、認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき行う事業に

対して、支援措置を適用するなどして地域が行う自主的かつ自立的な取組を支援している。

また、国は、26年11月の創生法の制定及び地域再生法の改正に伴い変更した基本方針において、「地方創生においては、地方が自ら考え、責任をもって取り組むことが何より重要であることから、都道府県及び市町村は、総合戦略を勘案して、地方版総合戦略を定め、推進することが強く期待されている」等としており、内閣府は、全ての地方公共団体が、27年度中に地方版総合戦略を策定することを期待している。そして、地方版総合戦略は、地域の実情に応じた施策全般にわたる戦略を定めるものであり、地域再生計画は、個別の事業等について具体的に定める実施計画であるとしていることから、27年度以降実施される地域再生法に基づく事業は、地方公共団体における地方版総合戦略の着実な遂行においても重要なものとなる。

一方、「3 検査の状況」に記述したとおり、地域再生計画の認定数や支援措置数が減少傾向となっている事態や、認定地方公共団体において、地域再生計画の作成、認定地域再生計画に基づく事業の実施等の各段階において、地域再生制度を活用する上で留意すべき事態が見受けられた。さらに、非認定市町村を含め、地方公共団体は、地域再生制度の活用に関する様々な課題を抱えており、これに対する国への意見や要望を挙げている。他方、地域再生法において、国の責務は定められているものの、地方公共団体の責務については、地域再生が地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組を前提としていることから、定められていない。

したがって、内閣府及び関係省庁においては、地方公共団体が積極的に地域再生制度を活用して地方版総合戦略を着実に遂行できるよう、次の点に留意して、地域再生に関する施策の総合的な策定、及び実施をより一層推進して、地方公共団体における地域再生の総合的かつ効果的な推進に更に取り組むとともに、必要に応じて地域再生制度や交付金制度の見直しを検討することが必要である。

ア 内閣府は、地方公共団体に対して、地域のニーズを十分把握するとともに、地方公共団体間の調整及び連携を十分に図った上で地域再生計画の認定を申請するよう助言する。また、認定地方公共団体に対して、認定地域再生計画については、適時に公表することが望ましいことを助言する。

イ 内閣府及び関係省庁は、連携を一層強化して、地方公共団体が地域再生計画に記載して適用を受けることができる支援措置の充実を図ることを検討する。

ウ 内閣府並びに農林水産省、国土交通省及び環境省は、地方公共団体に対して、交付金の特徴を定期的に周知するなどして交付金のより一層の活用を促すとともに、国土交通省及び環境省は、各年度の交付額が単年度交付額を超えていないことを確認する。また、内閣府は、認定地方公共団体に対して、認定地域再生計画について変更認定等を伴う事態が生じた場合は、変更認定を適時適切に申請することなどについて周知徹底を図るとともに、農林水産省、国土交通省及び環境省は、認定地方公共団体における変更認定を申請する必要がある事態を認めた場合は、内閣府と連携して速やかに変更認定を申請するよう助言する。

エ 内閣府は、地域再生計画の認定に当たり、地域再生計画に設定された目標が認定基準に適合しているか十分確認するとともに、認定地方公共団体の認定地域再生計画に基づく事業の実施に当たり、認定地域再生計画に設定された目標の達成状況を把握し、必要に応じて目標を達成できるよう助言する。また、内閣府及び関係省庁は、地方公共団体に対して、地域再生制度、支援措置に関する情報、提案制度等について定期的に周知するなどして、地方公共団体等との連携を強化することにより地域再生制度の更なる活用を促す。

会計検査院としては、今後とも地域再生法に基づく事業の実施状況等について引き続き注視していくこととする。

別 表 目 次

別表1 支援措置の概要（平成26年度末現在）	63
別表2 支援措置一覧表（平成17年度～26年度）	65
別表3 地域再生計画の認定状況（平成17年度～26年度）	69

別表1 支援措置の概要（平成26年度末現在）

番号	支援措置名	支援措置の概要	所管府省庁名
1※	地域再生基盤強化交付金	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省
2※	地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣の指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給する。	内閣府
3※	特定地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている特定政策課題の解決に資する事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣の指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給する。	内閣府
4※	社会福祉の増進に資する事業等を行う株式会社に対する投資促進税制	特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を募るために税制上の優遇措置を講じ、対象事業の充実を図る。	内閣府
5※	特定地域再生事業に係る地方債の特例	施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定政策課題の解決に資する当該施設の除却について、支援措置を講じる。	内閣府、総務省
6	特定地域再生事業費補助金	特定政策課題の解決に資する地域再生計画の策定又は地域再生専門計画に基づく事業の実施を支援するため、予算の範囲内で、補助金を交付する。	内閣府
7	地域における男女共同参画促進総合支援事業	地域における様々な課題解決のための実践的な活動に関する先進事例の収集・分析・提供やアドバイザー派遣等による総合的な支援を行う。なお、アドバイザー派遣の選定に当たって、地域再生計画の認定を受けているものについては、一定の配慮を行う。	内閣府
8	地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）では、国が講ずるべき支援措置の一つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところである。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を行う。	金融庁
9	中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。	金融庁、経済産業省
10	公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	既存の公共施設を地域活性化事業が目的とする地域の活性化を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、認定地域再生計画に位置付けられた場合には、地域活性化事業債の対象とする。	総務省
11	ふるさと融資の限度額拡大	地方公共団体が一般財團法人地域総合整備財團の支援を得て、地域振興に資する民間事業活動等を対象として行うふるさと融資について、「地域再生支援利子補給金」又は「特定地域再生支援利子補給金」の支援措置を活用した地域再生計画の認定を受けた地域に対しては、一般的な地域よりも有利な融資限度額を適用する。	総務省
12	公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく先買制度により取得された土地を供することができる事業の対象に、当該土地が取得後10年を経過している等の要件を満たす場合に限り、認定地域再生計画に記載された事業を追加する。	総務省、国土交通省
13	外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業	質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者であって、我が国への貢献が認められる者については、永住許可要件（在留実績期間）の緩和を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省
14	外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業	質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者については、入国・在留許可申請の優先処理を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。	法務省
15	社会システム改革と研究開発の一体的推進「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム	将来的な地域産業の活性化や地域の社会ニーズの解決に向けて、科学技術を活用して地域に貢献する優秀な人材を創出する拠点を形成する。	文部科学省
16	地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施	地方公共団体が、地域の自主性、裁量性の拡大に資する次に掲げる目的別・機能別の交付金及び地域再生法第13条第2項の地域再生基盤強化交付金のうち、2種類以上のものの総合的な活用を図ろうとする場合には、地域再生計画にその旨を記載することとする。内閣総理大臣は、当該地域再生計画の認定をしようとする場合には、地方公共団体の求めに応じて、これらの交付金の交付の要件に適合することを確認した上で、第三者の意見を聴き、関係行政機関の長の同意を得て、当該地域再生計画について評価を行うこととする。関係行政機関の長は、次の交付金の交付に当たって評価結果に十分配慮することとする。 ＜対象となる交付金＞ ・地域介護・福祉空間整備推進交付金【厚生労働省】 ・社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）【国土交通省】 ＜評価の観点＞ 事業の総合的実施による相乗効果の高さ／創意工夫の程度など評価に際して意見を聞く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省
17	実践型地域雇用創造事業	地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、自発雇用創造地域による自主性・創意工夫ある地域の雇用創造に係る取組を促進するため、自発雇用創造地域内の市町村、経済団体等から構成される協議会の提案により、求職者の雇用機会の創出に資する能力開発や就職促進等に加え、波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる取組等を内容とする雇用対策事業を、国が当該協議会等に委託して実施する。地域再生計画の認定を支援の要件とする。雇用創造に向けた意欲が高い地域において、地域が提案する事業構想の中から雇用創造効果が高いものを選抜し、当該地域に委託して実施する。	厚生労働省
18	地域若者サポートステーション事業	若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地域若者サポートステーション（以下「サボステ」という。）事業として、NPO等を活用し、全国において、職業的自立に向けての専門的相談支援や、サボステの支援を受けて就職した者を対象とした職場定着フォローやステップアップのための支援等を行う。	厚生労働省

番号	支援措置名	支援措置の概要	所管府省庁名
19	「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進	(i) 高齢者が利用しやすく、地域に密着した介護サービス等の拠点を整備する事業（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金） (ii) 高齢者と子供との共生型サービス等、地域における包括的なサービスを推進する事業（地域介護・福祉空間整備推進交付金） (iii) 高齢者保健福祉の増進の観点から実施する高齢者支援システムの構築や介護予防の推進など、各種の先駆的・試行的事業に対して支援を行う老人保健健康増進等事業の実施に当たっては、認定地域再生計画を踏まえ地方の大学と連携したものについては一定程度配慮する。	厚生労働省
20	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、その実現に必要な施設整備等の総合的取組を交付金により支援する。	農林水産省
21	新規漁業就業者総合支援事業	希望者が経験ゼロからでも円滑に漁業に就業できるよう、就業準備段階における資金の給付を行うとともに、就業相談会等の開催、漁業現場での実地による長期研修、漁業活動に必要な技術習得等、求職者の段階に応じた支援を行うことで、漁業への就業と定着を図り、漁業の高付加価値化を担う人材を確保・育成する。	農林水産省
22	6次産業化ネットワーク活動支援事業	農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るために、農林漁業者等が行う新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援する。	農林水産省
23	6次産業化ネットワーク活動交付金	農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るために、地域の創意工夫を活かしながら、多様な事業者によるネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援する。	農林水産省
24	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	農林水産・食品分野の成長産業化に向け、提案公募方式により、基礎段階から実用化段階までの研究開発を継ぎ目なく支援する。研究評価の結果優れた研究課題は、移行審査を経て次の研究段階へ移行する。地域再生法において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」に位置付けられた研究課題については、採択に当たって一定程度配慮する。	農林水産省
25	都市農村共生・対流総合対策交付金	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する、集落連合体による地域の取組を支援する。当該取組が地域再生計画に位置付けられている場合、公募・選定に当たり配慮する。	農林水産省
26	「農」のある暮らしづくり交付金	「農」のある暮らしづくりの推進に向けた多様な取組を支援することとし、健康、介護・福祉、教育等の農園の整備等に要する経費を支援する。	農林水産省
27	地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場（共通プラットホーム）を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一緒にとなって具体的なプロジェクトの実現を支援する。	内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
28	地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成	地域の諸課題（社会インフラの老朽化、少子高齢化、気候変動に伴う災害など）の解決に資するための研究開発のテーマを国が示し、そのテーマに対し、民間企業や大学等の研究開発提案を公募し、より効果的・効率的な研究開発に対し助成を行う。産学官の連携等により、地域が抱える建設技術に関する課題解決に対して先駆的に研究開発であり、かつ、他地域への応用性のある建設技術の研究開発課題を対象に公募を実施する。地域再生計画に位置付けられたものについて配慮する。	国土交通省
29	訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）	現地消費者に向けて直接情報発信をする市場の拡大（シンガポール、タイ、マレーシアを追加）を行い、首都圏空港の発着枠拡大等と連動させた訪日プロモーションの展開、また、国際会議等（MICE）の誘致・開催を促進するため、我が国のMICE競争力の強化に集中的に取り組むほか、訪日外国人の受け入れ環境整備を推進する。	国土交通省
30	「コミュニティ・リール」化への支援（幹線鉄道等活性化事業（連携計画事業））	潜在的な鉄道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊路線等について、総合連携計画に基づき大幅な利便性向上等を図る施設整備を支援する。	国土交通省
31	地域公共交通確保維持改善事業	多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。	国土交通省
32※	農地等の転用等の許可の特例	農林水産業の6次産業化に資する施設の整備が図られるよう、地域農林水産業振興施設を整備する事業を定めた地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた市町村が、協議会での協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について、農地転用許可、農用地区域の変更基準等の特例措置を講ずることとする。	農林水産省
33※	構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例	地方公共団体が複数の計画を一体的に作成しやすくなるとともに、事務負担の軽減を図るために、地域再生計画に構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）又は企業立地の促進による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）の事業に関する事項を記載して申請した場合、地域再生計画の認定を受けたときは、上記の各法律に基づく計画の認定等があったものとみなす。	内閣府、経済産業省
34※	補助対象施設の有効活用	補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、地域再生法第18条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとして取り扱い、転用を認めることとする。用途や譲渡先について差別的な取り扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。	全府省庁

(注) 法定措置については番号に※を付している。

別表2 支援措置一覧表（平成17年度～26年度）

支援措置番号	所管府省庁名	支援措置名	分類	法定措置又は連動施策	支援措置の期間		備考
					開始年月	終了年月	
1	内閣府	地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例	②	法定措置	平成17年4月	平成22年4月	
2		地域再生支援利子補給金	①	法定措置	20年4月	継続(2)	
3		特定地域再生支援利子補給金	①	法定措置	24年11月	継続(3)	
4		社会福祉の増進に資する事業等を行う株式会社に対する投資促進税制	②	法定措置	24年11月	継続(4)	
5		地域再生に資するNPO等の活動支援	①	連動施策	17年4月	19年4月	
6		市民活動団体等支援総合事業	①	連動施策	19年4月	20年4月	
7		官民パートナーシップ確立のための支援事業	①	連動施策	20年4月	22年4月	6
8		地域における男女共同参画促進総合支援事業	①	連動施策	21年4月	継続(7)	
9		特定地域再生事業費補助金	①	連動施策	24年11月	継続(6)	
10	金融庁	地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	④	連動施策	17年4月	継続(8)	
11	総務省	組合等施行土地区画整理事業について地方負担分への起債措置	②	連動施策	17年4月	19年4月	
12		地域通貨モデルシステムの導入支援	④	連動施策	17年4月	19年4月	
13		公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除	②	連動施策	17年4月	21年4月	
14		公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	②	連動施策	17年4月	継続(10)	
15		地方公共団体と地域の大学との連携促進のための寄附金支出協議の簡素化・迅速化	④	連動施策	18年2月	20年4月	
16		ふるさと融資の限度額拡大	②	連動施策	20年4月	継続(11)	
17		外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業	③	連動施策	19年4月	継続(13)	
18	法務省	外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業	④	連動施策	19年4月	継続(14)	
19	財務省	日本政策投資銀行の低利融資等（大学等との連携）	①	連動施策	17年4月	21年4月	
20		日本政策投資銀行の低利融資等（形成、事業化に対するアドバイス）	①	連動施策	18年2月	21年4月	
21		日本政策投資銀行の低利融資等（地域雇用の創出に資する取組）	①	連動施策	19年4月	21年4月	
22	文部科学省	「文化芸術による創造のまち」支援事業	①	連動施策	17年4月	22年4月	
23		地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム（医療人GP）	①	連動施策	18年2月	19年4月	
24		現代的教育ニーズ取組支援プログラム	①	連動施策	18年2月	20年4月	
25		科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム	①	連動施策	18年2月	23年4月	
26		科学技術戦略推進費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム	①	連動施策	23年4月	25年6月	25
27		社会システム改革と研究開発の一体的推進「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム	①	連動施策	25年6月	継続(15)	26
28		国立大学法人における地域振興、地域貢献関連事業（学術研究関係）	①	連動施策	18年2月	26年4月	
29		学校支援を通じた地域の連帯感形成のための特別調査研究	①	連動施策	19年4月	20年4月	
30		都市エリア産学官連携促進事業	①	連動施策	19年4月	22年4月	
31		目指せスペシャリスト（「スーパー専門高校」）	①	連動施策	19年4月	22年4月	
32		専門的な職業系人材の育成推進事業	①	連動施策	22年4月	24年4月	31
33		地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）	①	連動施策	17年4月	21年4月	
34	厚生労働省	地域雇用創造推進事業	①	連動施策	19年4月	24年4月	33
35	地域雇用創造実現事業	①	連動施策	21年4月	24年4月		

注(1) 「分類」欄において、「①」は予算措置を伴うもの、「②」は財政上の優遇措置、「③」は規制の緩和、「④」はその他である。

注(2) 「終了年月」欄が継続の場合の括弧内の数字は、本文图表0-2支援措置一覧（平成26年度末現在）の番号である。

注(3) 「備考」欄に記載している番号は、当該支援措置が引き継いだ前身の支援措置の番号である。

支援措置番号	所管府省庁名	支援措置名	分類	法定措置又は連動施策	支援措置の期間		備考
					開始年月	終了年月	
36	厚生労働省	実践型地域雇用創造事業	①	連動施策	24年4月	継続(17)	34、35
37		「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進	①	連動施策	18年2月	継続(19)	
38		「地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業」のうち地域若者サポートステーション事業に係る支援	①	連動施策	19年4月	21年4月	
39		地域若者サポートステーション事業	①	連動施策	21年4月	継続(18)	38
40		地域雇用戦略チーム	①	連動施策	19年4月	25年6月	
41		雇用創造先導的創業等奨励金	①	連動施策	21年4月	23年4月	
42	農林水産省	農地等の転用等の許可の特例	③	法定措置	26年12月	継続(32)	
43		地方大学等の知的・人的資源活用による農林水産研究の実用化促進	①	連動施策	18年2月	19年4月	
44		山村力誘発モデル事業	①	連動施策	19年4月	20年4月	
45		森業・山業創出支援総合対策事業	①	連動施策	19年4月	20年4月	
46		山村再生総合対策事業	①	連動施策	20年4月	23年4月	44、45
47		先端技術を活用した農林水産研究高度化事業	①	連動施策	19年4月	20年4月	
48		新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	①	連動施策	20年4月	25年6月	47
49		農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	①	連動施策	25年6月	継続(24)	48
50		漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち漁業再チャレンジ支援事業	①	連動施策	19年4月	21年4月	
51		漁業担い手確保・育成対策事業	①	連動施策	21年4月	24年4月	50
52		漁業就業者確保・育成対策事業	①	連動施策	24年4月	25年6月	51
53		新規漁業就業者総合支援事業	①	連動施策	25年6月	継続(21)	52
54		食料産業クラスター展開事業	①	連動施策	19年4月	21年4月	
55		食農連携促進事業	①	連動施策	21年4月	22年4月	54
56		未来を切り拓く6次産業創出推進事業（地産地消・販路拡大・価値向上）のうち農商工等連携支援事業	①	連動施策	22年4月	23年4月	55
57		6次産業総合推進事業（未来を切り拓く6次産業創出総合対策の一部）	①	連動施策	23年4月	24年4月	56
58		6次産業総合推進事業	①	連動施策	24年4月	25年6月	57
59		6次産業化支援事業	①	連動施策	25年6月	26年4月	58
60		6次産業化ネットワーク活動交付金	①	連動施策	25年6月	継続(23)	58
61		6次産業化ネットワーク活動支援事業	①	連動施策	26年4月	継続(22)	59
62		上下流連携いきいき流域プロジェクト事業	①	連動施策	19年4月	22年4月	
63		里山エリア再生交付金	①	連動施策	19年4月	22年4月	
64		農村コミュニティ再生・活性化支援事業	①	連動施策	19年4月	22年4月	
65		農山漁村活力再生・支援事業	①	連動施策	22年4月	23年4月	64
66		強い農業づくり交付金	①	連動施策	19年4月	22年4月	
67		広域連携共生・対流等整備交付金	①	連動施策	19年4月	23年4月	
68		広域連携共生・対流等推進交付金	①	連動施策	19年4月	23年4月	
69		地域バイオマス利活用交付金	①	連動施策	19年4月	23年4月	
70		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	①	連動施策	19年4月	継続(20)	

注(1) 「分類」欄において、「①」は予算措置を伴うもの、「②」は財政上の優遇措置、「③」は規制の緩和、「④」はその他である。

注(2) 「終了年月」欄が継続の場合の括弧内の数字は、本文图表0-2支援措置一覧（平成26年度末現在）の番号である。

注(3) 「備考」欄に記載している番号は、当該支援措置が引き継いだ前身の支援措置の番号である。

支援措置番号	所管府省庁名	支援措置名	分類	法定措置又は連動施策	支援措置の期間		備考
					開始年月	終了年月	
71	農林水産省	耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金	①	連動施策	21年4月	22年4月	
72		食と地域の交流促進対策交付金	①	連動施策	23年4月	25年6月	
73		「農」のある暮らしづくり交付金	①	連動施策	25年6月	継続(26)	
74		都市農村共生・対流総合対策交付金	①	連動施策	25年6月	継続(25)	
75	経済産業省	広域市町村が連携して行う事業に対する支援	①	連動施策	18年2月	19年4月	
76		地域新生コンソーシアム研究開発事業	①	連動施策	18年2月	20年4月	
77		地域新規産業創造技術開発費補助事業	①	連動施策	18年2月	20年4月	
78		外国企業誘致地域支援事業	①	連動施策	19年4月	22年4月	
79		対内直接投資促進地域支援等事業	①	連動施策	22年4月	23年4月	78
80		地域企業立地促進等補助事業	①	連動施策	19年4月	23年4月	
81		成長産業・企業立地促進等事業費補助金	①	連動施策	23年4月	26年4月	80
82		地域資源活用販路開拓等支援事業【中小企業地域資源活用プログラム】	①	連動施策	19年4月	23年4月	
83		地域資源活用型研究開発事業【中小企業地域資源活用プログラム】	①	連動施策	20年4月	21年4月	
84		コミュニティビジネスの振興	①	連動施策	20年4月	21年4月	
85		ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの振興	①	連動施策	21年4月	26年4月	84
86		環境負荷低減国民運動支援ビジネス推進事業	①	連動施策	20年4月	21年4月	
87		環境配慮活動活性化ビジネス促進事業	①	連動施策	21年4月	22年4月	86
88		地域イノベーション創出研究開発事業	①	連動施策	20年4月	24年4月	
89		地域イノベーション創出実証研究補助事業	①	連動施策	24年4月	25年6月	
90	国土交通省	地域の産学官連携による優れた実用化技術開発への助成	①	連動施策	18年2月	19年4月	
91		地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成	①	連動施策	19年4月	継続(28)	90
92		観光ルネサンス事業（観光ルネサンス補助制度）	①	連動施策	19年4月	21年4月	
93		ビジット・ジャパン・キャンペーント（地方連携事業）	①	連動施策	19年4月	21年4月	
94		地域自立・活性化総合支援制度等【広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律】	①	連動施策	19年4月	22年4月	
95		地域公共交通活性化・再生総合事業	①	連動施策	19年4月	23年4月	
96		地域公共交通確保維持改善事業	①	連動施策	23年4月	継続(31)	95
97		観光圈整備事業	①	連動施策	20年4月	22年4月	
98		ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトの推進等による国際観光の振興	①	連動施策	21年4月	22年4月	
99		「コミュニティ・レール」化への支援（幹線鉄道等活性化事業（連携計画事業））	①	連動施策	21年4月	継続(30)	
100		訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）	①	連動施策	22年4月	継続(29)	
101	環境省	再生可能エネルギー導入加速化事業	①	連動施策	20年4月	21年4月	
102		低炭素地域づくり面向的対策推進事業	①	連動施策	20年4月	23年4月	
103	内閣官房、内閣府	再チャレンジ支援寄附金税制	②	法定措置	19年4月	22年4月	
104	内閣府、総務省	特定地域再生事業に係る地方債の特例	②	法定措置	24年11月	継続(5)	

注(1) 「分類」欄において、「①」は予算措置を伴うもの、「②」は財政上の優遇措置、「③」は規制の緩和、「④」はその他である。

注(2) 「終了年月」欄が継続の場合の括弧内の数字は、本文図表0-2支援措置一覧（平成26年度未現在）の番号である。

注(3) 「備考」欄に記載している番号は、当該支援措置が引き継いだ前身の支援措置の番号である。

支援措置番号	所管府省庁名	支援措置名	分類	法定措置又は連動施策	支援措置の期間		備考
					開始年月	終了年月	
105	内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	④	連動施策	17年4月	継続(27)	
106	内閣府、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省	地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施	①	連動施策	17年4月	継続(16)	
107	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	地域再生基盤強化交付金	①	法定措置	17年4月	継続(1)	
108	内閣府、経済産業省	構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例	③	法定措置	26年12月	継続(33)	
109	金融庁、経済産業省	中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	④	連動施策	17年4月	継続(9)	
110	総務省、国土交通省	公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大	④	連動施策	18年2月	継続(12)	
111	財務省、厚生労働省	国民生活金融公庫の「新創業融資制度」の要件緩和	②	連動施策	17年4月	19年4月	
112	全府省庁	補助対象施設の有効活用	③	法定措置	17年4月	継続(34)	

注(1) 「分類」欄において、「①」は予算措置を伴うもの、「②」は財政上の優遇措置、「③」は規制の緩和、「④」はその他である。

注(2) 「終了年月」欄が継続の場合の括弧内の数字は、本文図表0-2支援措置一覧（平成26年度末現在）の番号である。

注(3) 「備考」欄に記載している番号は、当該支援措置が引き継いだ前身の支援措置の番号である。

別表3 地域再生計画の認定状況（平成17年度～26年度）

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号	番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度						開始年度	終了年度	
1	北海道	北海道	平成18. 3	17	19	19～21、110	42	北海道	三笠市	19. 11	19	23	112
2		北海道、夕張市	19. 9	19	21	34	43		根室市	18. 7	18	20	33
3		北海道、岩見沢市	23. 3	23	28	107	44		滝川市	18. 7	18	22	5、6、112
4		札幌市	17. 7	17	19	33	45		富良野市	19. 7	19	22	112
5			18. 7	18	18	5	46			19. 7	19	22	6
6			20. 6	20	22	34、35	47		富良野市、他4町村	20. 11	20	23	34、35
7			23. 6	23	25	34	48		登別市	20. 6	20	22	34、35
8			26. 6	26	28	36	49		恵庭市	17. 7	17	21	33
9		函館市	17. 7	17	19	19～21、33	50		当別町	19. 3	19	26	112
10			21. 6	21	28	2、34、35	51		江差町	22. 6	22	24	34、35
11			21. 7	21	30	2、25	52		乙部町	19. 9	19	21	34、35
12			24. 6	24	31	2、36	53		ニセコ町	20. 3	20	24	13、112
13		旭川市	17. 7	17	22	33、34、35	54		俱知安町	17. 7	17	19	33
14			23. 11	23	25	34	55		積丹町	24. 11	24	26	36
15			25. 6	25	27	36	56		月形町	19. 7	19	28	112
16			27. 3	26	31	該当なし	57		当麻町	27. 3	26	31	該当なし
17		室蘭市	20. 3	19	23	112	58		上川町	23. 3	22	24	34
18			20. 6	20	22	34	59		東川町	21. 6	21	23	34、35
19			23. 6	23	25	34	60		美瑛町	22. 6	22	24	34、35
20			26. 6	26	28	36	61		南富良野町	18. 11	19	26	112
21		釧路市	20. 6	20	22	34	62	下川町	17. 7	17	21	5、6、33	
22			24. 3	23	25	34	63		20. 3	19	24	112	
23			25. 6	25	29	9	64		27. 1	26	31	該当なし	
24			26. 6	26	28	36	65		天塩町	19. 11	19	21	34、35
25		帶広市	18. 7	18	23	25、33、34、35	66		利尻町	17. 7	17	19	33
26			20. 7	20	20	7	67	佐呂間町	18. 7	18	22	112	
27			26. 6	26	28	36	68		19. 3	18	23	112	
28		北見市	18. 7	18	22	25	69		滝上町	17. 7	17	18	33
29			19. 9	19	21	34	70		西興部村	18. 7	18	21	5、6
30			26. 6	26	28	36	71	洞爺湖町	18. 7	18	20	33	
31		夕張市	19. 7	19	23	6	72		26. 11	26	29	112	
32			27. 1	26	36	該当なし	73		安平町	20. 7	20	25	112
33		岩見沢市	19. 12	19	21	34、35	74		平取町	24. 6	24	27	36
34		網走市	21. 7	21	25	25	75		土幌町	19. 7	19	21	6
35		留萌市	21. 7	21	21	7	76		上土幌町	21. 7	21	25	7
36		苫小牧市	19. 7	19	25	14	77		清水町	19. 3	18	22	112
37			19. 11	19	21	34	78		大樹町	19. 7	19	23	112
38			23. 3	22	24	34	79		足寄町	19. 11	19	21	34、35
39		江別市	17. 11	17	21	5	80		中標津町	24. 3	23	25	34
40			19. 9	19	23	34、35	81		標津町	18. 7	18	21	33
41			26. 6	26	27	9	82	青森県	青森県	17. 6	17	21	107

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
83	青森県	青森県	17. 7	17	22	19～21、25
84			20. 7	20	24	25
85			21. 3	21	25	107
86			22. 6	22	26	25
87			24. 3	24	28	107
88			26. 3	26	30	107
89		青森県、他2市村	22. 3	22	27	107
90		青森県、つがる市	20. 3	20	24	107
91		青森県、深浦町	23. 3	23	27	107
92		青森県、新郷村	22. 3	22	28	107
93	青森市	17. 7	17	18	33	
94		18. 3	18	22	107	
95		18. 7	18	22	5	
96		20. 6	20	22	34	
97		26. 6	26	28	36	
98	弘前市	20. 6	20	22	34	
99		27. 3	27	30	107	
100	八戸市	19. 9	19	21	34	
101	五所川原市	18. 7	18	20	33	
102		23. 3	22	24	34	
103	十和田市	17. 11	17	21	107	
104		18. 11	18	23	105	
105		19. 9	19	21	34	
106		22. 6	22	24	34、35	
107		25. 6	25	27	36	
108	三沢市	23. 3	23	27	107	
109		24. 3	23	25	34	
110		25. 11	25	27	36	
111	つがる市	17. 6	17	21	107	
112	深浦町	20. 6	20	23	34、35	
113		24. 6	24	26	36	
114	大鰐町	18. 3	18	22	107	
115		19. 9	19	21	34、35	
116	板柳町	18. 3	18	22	107	
117		23. 3	23	25	107	
118	鶴田町	17. 11	17	22	107	
119		22. 3	22	26	107	
120	七戸町	18. 3	18	22	107	
121		21. 6	21	23	34、35	
122		23. 3	23	27	107	
123	東北町	20. 3	20	24	107	

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
124	青森県	六ヶ所村	17. 6	17	21	107
125		三戸町	17. 11	17	21	107
126			22. 3	22	24	107
127			25. 4	25	27	107
128		五戸町	17. 6	17	21	107
129			22. 3	22	26	107
130			27. 3	27	31	107
131	岩手県	岩手県	18. 7	18	22	43
132			19. 3	18	22	2、19～21、24、25
133			20. 7	20	22	7
134		岩手県、一関市	17. 6	17	22	107
135			17. 6	17	21	107
136		岩手県、陸前高田市	23. 3	23	27	107
137		岩手県、奥州市	17. 6	17	21	107
138		岩手県、岩泉町	23. 3	23	27	107
139		岩手県、他2町村	18. 3	18	22	107
140		岩手県、一戸町	23. 3	23	27	107
141		盛岡市	17. 11	17	21	5、7
142		宮古市	19. 3	19	23	107
143		大船渡市	17. 11	17	21	107
144		花巻市	17. 6	17	22	107
145			17. 6	17	22	107
146			19. 7	19	21	6
147	北上市	17. 11	17	22	107	
148		20. 7	20	20	7	
149	久慈市	17. 11	17	21	107	
150		19. 9	19	21	34	
151	久慈市、他3町村	22. 6	22	24	34、35、41	
152	遠野市	26. 6	26	28	9	
153	一関市	17. 6	17	21	107	
154		18. 3	18	22	107	
155	陸前高田市	18. 3	18	22	107	
156	釜石市	18. 3	17	22	13、14	
157	江刺市	17. 6	17	21	107	
158	二戸市	17. 7	17	19	33	
159		17. 7	17	26	13、112	
160		20. 6	20	22	34、35	
161	二戸市、他3町村	23. 6	23	25	34	
162		26. 6	26	28	36	
163	八幡平市	17. 6	17	21	107	
164		22. 3	22	26	107	

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
165	岩手県	奥州市	17. 6	17	21	107
166			21. 7	21	21	7
167			22. 3	22	26	107
168		岩手町	17. 11	17	21	107
169		滝沢村	17. 11	17	21	107
170			21. 7	21	23	7
171			22. 3	22	26	107
172		紫波町	18. 3	18	22	107
173		金ヶ崎町	17. 11	17	21	107
174			22. 3	22	26	107
175		前沢町	17. 6	17	21	107
176		岩泉町	17. 11	17	21	107
177		田野畠村	17. 7	17	19	33
178			21. 6	21	23	34
179		野田村	18. 3	18	22	107
180		洋野町	18. 3	18	22	107
181		一戸町	19. 3	19	22	107
182	宮城県	宮城県	20. 7	20	24	25、80
183			22. 3	22	26	107
184		宮城県、気仙沼市	22. 3	22	27	107
185		宮城県、白石市	22. 3	21	26	112
186		宮城県、登米市	18. 3	18	23	107
187		宮城県、丸森町	21. 3	21	26	107
188		宮城県、松島町	17. 6	17	21	107
189		宮城県、本吉町	17. 6	17	19	107
190		仙台市	22. 6	22	26	25
191		石巻市	18. 3	18	22	107
192			27. 1	26	31	108
193		気仙沼市	25. 6	25	27	36
194		白石市	17. 6	17	21	107
195		角田市	17. 6	17	21	107
196		岩沼市	18. 3	18	22	107
197		栗原市	17. 11	17	21	107
198	大崎市	大崎市	18. 7	18	20	5
199			22. 11	22	24	34、41
200			24. 11	24	26	36
201		柴田町	19. 11	19	21	24
202		山元町	18. 3	18	22	107
203		大和町	18. 3	18	22	107
204		色麻町	17. 6	17	20	107
205		加美町	17. 6	17	21	107

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
206	秋田県	鳴子町	17. 11	17	26	5
207		涌谷町	18. 3	18	22	107
208		秋田県	18. 7	18	20	43
209			20. 7	20	24	25
210			秋田県、大館市	19. 3	19	25
211		秋田県、湯沢市	17. 6	17	21	107
212			18. 3	18	20	107
213			秋田県、羽後町	17. 6	17	21
214		秋田市	19. 3	19	24	107
215		秋田市、他3市	19. 9	19	21	34
216		能代市	19. 9	19	21	34、35
217		横手市	18. 7	18	20	33
218			21. 6	21	23	34
219			24. 6	24	26	36
220		大館市	19. 9	19	21	34
221	男鹿市	男鹿市	17. 6	17	21	107
222			17. 7	17	19	33
223			21. 6	21	23	34
224		湯沢市	18. 11	18	20	33
225	鹿角市	鹿角市	18. 3	18	21	107
226			23. 3	23	27	107
227		鹿角市、小坂町	18. 7	18	20	33
228		由利本荘市	17. 6	17	21	107
229			18. 7	18	21	112
230			22. 3	22	26	107
231			24. 6	24	26	36
232	潟上市	潟上市	27. 3	27	31	107
233			20. 7	20	24	70、82
234			17. 6	17	21	107
235		仙北市	17. 6	17	21	107
236			21. 11	21	23	34、35
237	藤里町	藤里町	17. 6	17	21	107
238			18. 7	18	22	33
239		三種町	17. 6	17	22	107
240		五城目町	19. 9	19	21	34、35
241	美郷町	美郷町	18. 3	18	21	107
242		羽後町	23. 6	23	25	34
243			26. 6	26	28	36
244	山形県	山形県	18. 7	18	27	25
245			20. 7	20	27	25
246			22. 6	22	31	2、80、81

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
247	山形県	山形県、鶴岡市	18. 3	18	22	107
248			23. 3	23	25	107
249			27. 3	27	31	107
250		山形県、酒田市	17. 6	17	21	107
251			17. 6	17	21	107
252		山形県、他8市町村	21. 6	21	23	34、35
253			24. 6	24	26	36
254		山形県、他3市町	23. 6	23	25	34
255		山形県、最上町	22. 3	22	26	107
256		山形市	17. 6	17	20	107
257		米沢市	18. 3	18	22	107
258			23. 6	23	25	34
259			26. 6	26	28	36
260		鶴岡市	24. 6	24	26	36
261		酒田市	17. 6	17	21	107
262			21. 3	21	25	107
263			25. 6	25	27	36
264		寒河江市	26. 3	26	30	107
265		村山市	22. 6	22	24	34、41
266			25. 6	25	27	36
267		長井市	17. 11	17	21	33、107
268			22. 3	22	26	107
269			25. 6	25	27	36
270		尾花沢市	22. 6	22	24	34、41
271			25. 6	25	27	36
272		南陽市	26. 6	26	28	36
273		朝日町	17. 7	17	21	33
274			21. 6	21	23	34、35
275		最上町	17. 7	17	19	22、33
276		飯豊町	24. 3	24	28	107
277			24. 6	24	26	36
278		庄内町	25. 6	25	27	36
279		遊佐町	17. 7	17	21	5
280			18. 3	18	21	107
281			18. 7	18	21	33
282			20. 7	20	22	7
283			22. 6	22	24	34
284			24. 6	24	26	36
285	福島県	福島県	19. 11	19	32	2、19~21
286		福島県、福島市	17. 6	17	19	107
287		福島県、他17市町村	20. 6	20	22	34

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
288	福島県	福島県、他17市町村	24. 3	23	25	34
289			26. 11	26	28	36
290		福島県、他6市町	22. 3	22	26	107
291		福島県、他2市町	27. 3	27	31	107
292		福島県、いわき市	17. 6	17	21	107
293		福島県、他12市町村	22. 3	22	27	107
294			20. 6	20	22	34
295			24. 6	24	26	36
296		福島県、二本松市	17. 6	17	21	107
297		福島県、田村市	17. 6	17	21	107
298			22. 3	22	26	107
299		福島県、他2町	21. 3	21	25	107
300		福島県、他3町	17. 6	17	21	107
301		福島県、塙町	18. 3	18	22	107
302			23. 3	23	27	107
303		福島市	17. 6	17	20	107
304		会津若松市	23. 3	23	27	107
305			27. 1	26	31	該当なし
306		郡山市	17. 6	17	21	107
307		白河市	23. 3	23	26	107
308		須賀川市	18. 3	18	22	107
309			23. 3	23	29	107
310		鏡石町	17. 6	17	21	107
311			22. 3	22	24	107
312		西会津町	17. 6	17	21	107
313			18. 7	18	20	37
314			18. 11	18	20	105
315		猪苗代町	23. 3	23	25	107
316		矢吹町	18. 3	18	22	107
317			23. 3	23	27	107
318		塙町	17. 6	17	21	107
319		鮫川村	20. 3	19	26	13
320		平田村	17. 6	17	21	107
321		飯舘村	17. 7	17	26	112
322	茨城県	茨城県、他2市	17. 6	17	21	107
323			22. 3	22	26	107
324		茨城県、他3市	20. 3	20	24	107
325		茨城県、他4市	25. 4	25	29	107
326		茨城県、他2市	17. 6	17	21	107
327		茨城県、他2市	22. 3	22	26	107
328			27. 3	27	31	107

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
329	茨城県	茨城県、常陸太田市	27. 3	27	31	107
330		茨城県、笠間市	17. 6	17	21	107
331		茨城県、常陸大宮市	18. 3	18	22	107
332		水戸市	17. 11	17	21	107
333			21. 3	21	25	107
334		日立市	20. 3	19	22	70
335		古河市	21. 3	21	25	107
336		結城市	18. 3	18	22	107
337		常総市	17. 6	17	21	107
338		常陸太田市	18. 3	18	22	107
339		北茨城市	17. 6	17	21	107
340		笠間市	18. 3	18	22	107
341		取手市	17. 7	17	22	22、105
342		つくば市	18. 11	18	20	24
343		ひたちなか市	17. 11	17	21	107
344			22. 3	22	26	107
345			27. 3	27	31	107
346		常陸大宮市	17. 6	17	21	107
347		那珂市	17. 6	17	19	107
348			20. 3	20	23	107
349			24. 3	24	27	107
350		筑西市	17. 6	17	21	107
351		坂東市	25. 11	25	27	36
352		稲敷市	17. 6	17	19	107
353		かすみがうら市	17. 6	17	21	107
354			22. 3	22	24	107
355		桜川市	17. 6	17	21	107
356		行方市	21. 3	21	25	107
357			27. 3	27	33	96
358		鉾田市	17. 6	17	21	107
359			22. 3	22	28	107
360		つくばみらい市	21. 3	21	25	107
361			26. 3	26	29	107
362		小美玉市	17. 6	17	19	107
363			17. 6	17	20	107
364			20. 3	20	24	107
365			25. 4	25	29	107
366		茨城町	19. 3	19	23	107
367		城里町	17. 6	17	21	107
368		美浦村	17. 6	17	21	107
369		阿見町	19. 3	19	23	107

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
370	茨城県	河内町	17. 6	17	21	107
371		八千代町	17. 6	17	21	107
372		境町	17. 6	17	21	107
373	栃木県	栃木県	21. 7	21	25	25
374		栃木県、宇都宮市	19. 3	19	23	107
375		栃木県、足利市	23. 3	23	27	107
376		栃木県、栃木市	18. 3	18	22	107
377		栃木県、佐野市	17. 6	17	21	107
378			22. 3	22	26	107
379		栃木県、鹿沼市	18. 3	18	22	107
380			23. 3	23	27	107
381		栃木県、日光市	18. 3	18	22	107
382			23. 3	23	27	107
383		栃木県、大田原市	17. 6	17	21	107
384			22. 3	22	26	107
385			27. 3	27	31	107
386		栃木県、矢板市	17. 6	17	21	107
387		栃木県、那須塩原市	17. 6	17	21	107
388			22. 3	22	26	107
389			27. 3	27	31	107
390		栃木県、他2市町	18. 3	18	22	107
391		栃木県、那須烏山市	19. 3	19	23	66、107
392		栃木県、茂木町	18. 3	18	22	107
393		栃木県、那須町	18. 3	18	22	107
394		足利市	17. 7	17	19	22
395		栃木市	17. 6	17	21	107
396			17. 6	17	21	107
397			17. 6	17	21	107
398			17. 6	17	22	107
399			19. 3	19	23	107
400			26. 6	26	30	107
401		佐野市	18. 3	18	22	107
402		鹿沼市	17. 11	17	21	107
403			22. 3	22	26	107
404			27. 3	27	31	107
405		小山市	18. 3	18	22	107
406			23. 3	23	25	107
407		真岡市	17. 6	17	21	107
408			20. 3	20	24	107
409		那須烏山市	17. 6	17	21	107
410			22. 3	22	26	107

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
411	栃木県	那須烏山市	22. 3	22	26	107
412			25. 6	25	27	36
413			27. 3	27	31	107
414		上三川町	17. 6	17	21	107
415		益子町	17. 6	17	21	107
416			26. 6	26	28	36
417		茂木町	23. 3	23	24	34、35
418		壬生町	17. 6	17	21	107
419			23. 3	23	29	107
420		野木町	18. 3	18	22	107
421	群馬県	群馬県	21. 7	21	25	25
422			21. 7	21	25	25
423		群馬県、前橋市	17. 6	17	21	107
424			22. 3	22	26	107
425		群馬県、他3市町村	17. 6	17	21	107
426		群馬県、桐生市	22. 3	22	26	107
427			27. 3	27	31	107
428		群馬県、他2市	17. 6	17	21	107
429		群馬県、みなかみ町	21. 3	21	25	107
430		高崎市	17. 6	17	21	107
431			17. 6	17	21	107
432			17. 11	17	20	5
433			18. 3	18	22	107
434		桐生市	18. 3	18	22	107
435			20. 3	20	24	13、112
436			21. 7	21	21	7
437		伊勢崎市	27. 3	26	30	該当なし
438		太田市	17. 6	17	21	107
439			22. 3	22	26	107
440			27. 3	27	31	107
441		沼田市	17. 6	17	21	107
442			22. 3	22	26	107
443			27. 3	27	31	107
444		館林市	18. 3	18	22	107
445		渋川市	18. 3	18	22	107
446			23. 3	23	27	107
447		富岡市	17. 6	17	21	107
448		安中市	18. 3	18	22	107
449		みどり市	18. 3	18	21	112
450			18. 3	18	22	107
451		東村	17. 6	17	21	107

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
452	群馬県	榛東村	17. 6	17	21	107
453			22. 3	22	26	107
454			27. 3	27	31	107
455		吉岡町	17. 6	17	21	107
456		上野村	21. 7	21	23	7、70
457		甘楽町	17. 6	17	21	107
458		中之条町	17. 6	17	21	107
459		長野原町	23. 3	23	27	107
460		嬬恋村	17. 11	17	22	107
461		高山村	17. 11	17	22	107
462		東吾妻町	17. 6	17	21	107
463	川場村	川場村	18. 3	18	22	107
464		川場村	19. 7	20	26	44、62、63、69
465		川場村	23. 3	23	27	107
466		みなかみ町	18. 3	18	22	107
467		みなかみ町	23. 3	23	27	107
468		明和町	18. 3	18	22	107
469		大泉町	18. 3	18	22	107
470		大泉町	23. 3	23	27	107
471		邑楽町	18. 3	18	22	107
472	埼玉県	埼玉県	18. 7	18	20	6
473		埼玉県、秩父市	17. 6	17	21	107
474			22. 3	22	26	107
475			27. 3	27	31	107
476		埼玉県、飯能市	19. 3	19	23	107
477			24. 3	24	28	107
478		埼玉県、和光市	19. 11	19	28	18
479		埼玉県、横瀬町	19. 3	19	23	107
480		埼玉県、小鹿野町	17. 6	17	21	107
481			22. 3	22	26	107
482			27. 3	27	31	107
483		さいたま市	17. 11	17	21	107
484		川越市	17. 11	17	20	5
485		熊谷市	17. 11	17	21	107
486		熊谷市、滑川町	23. 3	23	25	107
487		川口市	21. 7	21	22	7
488		行田市	18. 3	18	22	107
489		秩父市	26. 6	26	28	36
490		東松山市	17. 11	17	21	107
491			20. 7	20	20	7
492		越谷市	17. 11	17	21	107

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
493	埼玉県	戸田市	19. 7	19	22	110
494		坂戸市	18. 11	18	25	37
495		小川町	19. 3	19	23	107
496		吉見町	23. 3	23	25	107
497		横瀬町	17. 6	17	21	107
498		美里町	23. 3	23	25	107
499		神川町	17. 11	17	21	107
500		上里町	17. 11	17	21	107
501		寄居町	23. 3	23	25	107
502		宮代町	18. 3	18	22	107
503		白岡町	18. 3	18	22	107
504	千葉県	千葉県	19. 7	19	28	18
505		千葉県、他2市	17. 6	17	26	107
506		千葉県、他8市町	17. 6	17	21	107
507		千葉県、他5市町	19. 3	19	25	107
508		千葉県、他4市町	22. 3	22	28	107
509		銚子市	17. 7	17	19	12
510			18. 3	18	22	107
511			26. 11	26	28	36
512		船橋市	17. 11	17	21	107
513			26. 3	26	30	107
514		松戸市	20. 7	20	22	7
515		成田市	18. 11	18	24	105
516		佐倉市	26. 3	25	30	70
517	柏市		21. 7	21	21	7
518			25. 3	24	27	9
519		君津市、君津富津広域下水道組合	27. 3	27	31	107
520		袖ヶ浦市	18. 3	18	23	107
521			24. 3	24	28	107
522		印西市	17. 6	17	21	107
523		山武市	17. 6	17	21	107
524		酒々井町	27. 3	27	31	107
525		大網白里町	17. 6	17	21	107
526		長生村	17. 6	17	21	107
527	東京都	新宿区	17. 11	17	20	19~21
528		豊島区	17. 7	17	22	5、7、19~21、22、112
529		葛飾区	19. 7	19	20	22
530		三鷹市	19. 7	19	22	7、25
531		国立市	20. 11	20	22	7
532		東久留米市	17. 7	17	22	5
533		奥多摩町	18. 3	18	22	107

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
534	東京都	奥多摩町	23. 3	23	27	107
535	神奈川県	神奈川県	18. 7	18	23	43
536		神奈川県、小田原市	27. 3	27	31	107
537		神奈川県、他2市町	17. 6	17	21	107
538		神奈川県、山北町	22. 3	22	26	107
539		神奈川県、真鶴町	21. 3	21	25	107
540		横浜市	17. 6	17	21	107
541		横浜市	22. 3	22	27	107
542		川崎市	18. 11	18	22	17、18、110
543		川崎市	21. 7	21	25	105
544		川崎市	17. 7	17	22	22
545	相模原市		18. 7	18	20	33
546			19. 11	19	22	110
547			21. 6	21	23	34、35
548		相模原市	17. 7	17	27	112
549		相模原市	18. 3	18	22	107
550		平塚市	18. 3	18	23	107
551		平塚市	24. 3	24	27	107
552		小田原市	17. 11	17	19	107
553		三浦市	17. 7	17	22	1、19~21
554		三浦市	22. 3	21	23	110
555	秦野市		17. 11	17	20	107
556		藤野町	18. 3	18	20	107
557		藤野町	18. 7	18	27	112
558	新潟県	新潟県	17. 6	17	21	107
559			22. 3	22	26	107
560			27. 3	27	31	107
561		新潟県、長岡市	20. 3	20	24	107
562		新潟県、他4市町村	17. 6	17	21	107
563		新潟県、十日町市	17. 6	17	21	107
564		新潟県、十日町市	22. 3	22	26	107
565		新潟県、十日町市	27. 3	27	31	107
566		新潟県、村上市	19. 3	19	23	107
567		新潟県、糸魚川市	17. 6	17	21	107
568	新潟県		22. 3	22	26	63、107
569			27. 3	27	31	107
570		新潟県、妙高市	17. 6	17	21	107
571		新潟県、上越市	17. 6	17	21	107
572		新潟県、阿賀野市	17. 6	17	21	107
573		新潟県、阿賀野市	22. 3	22	26	107
574		新潟県、阿賀町	17. 6	17	21	107

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
575	新潟県	新潟県、阿賀町	22. 3	22	27	107
576		新潟市	17. 11	17	21	107
577			19. 3	19	23	112
578		長岡市	17. 7	17	26	105
579			27. 3	26	31	該当なし
580		小千谷市	17. 11	17	21	107
581			19. 11	19	23	112
582		見附市	27. 1	26	31	該当なし
583		村上市	17. 6	17	21	107
584		糸魚川市	17. 11	17	22	107
585		妙高市	17. 7	17	19	33
586			18. 7	18	23	112
587		阿賀野市	17. 6	17	21	107
588		佐渡市	19. 7	19	23	69、105
589			19. 11	19	23	112
590			22. 6	22	26	25
591		魚沼市	19. 7	19	22	22
592			24. 3	23	25	34、35
593	魚沼市、南魚沼市	魚沼市、南魚沼市	18. 7	18	20	5
594		南魚沼市	19. 3	19	23	107
595		胎内市	20. 11	20	24	95
596			27. 3	26	32	該当なし
597		栗島浦村	24. 6	24	26	36
598	富山県	富山県	18. 7	18	33	2,19~21,76, 77,80,81,82,88
599		富山県、他2市町	17. 6	17	21	107
600			22. 3	22	26	107
601		富山県、他2市	17. 6	17	21	107
602		富山県、他4市	22. 3	22	26	107
603		富山県、魚津市	22. 3	22	26	107
604		富山県、他2市町	17. 6	17	21	107
605		富山県、黒部市	18. 11	18	22	107
606		富山県、南砺市	17. 6	17	21	107
607			27. 3	27	31	107
608		富山市	17. 11	17	21	107
609			27. 1	26	31	該当なし
610		氷見市	17. 7	17	19	33
611		滑川市	18. 3	18	22	107
612		小矢部市	18. 3	18	20	107
613		南砺市	27. 1	26	31	該当なし
614		上市町	24. 11	24	26	36
615		立山町	25. 6	25	27	36

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
616	石川県	石川県	17. 11	17	21	19~21
617			19. 7	19	23	25
618			22. 11	22	35	2
619			27. 3	26	33	該当なし
620		石川県、金沢市	17. 6	17	21	107
621		石川県、他4市町	22. 3	22	26	107
622			27. 3	27	31	107
623		石川県、他7市町	23. 3	23	27	107
624		石川県、他2市	25. 4	25	29	107
625		石川県、輪島市	17. 6	17	21	107
626			19. 3	19	23	107
627		石川県、他4市町	19. 7	19	23	25
628		石川県、珠洲市	17. 6	17	21	107
629			22. 3	22	26	107
630	石川県、加賀市		17. 6	17	21	107
631			22. 3	22	26	107
632			27. 3	27	31	107
633		石川県、他2市町	19. 3	19	23	107
634	石川県、白山市		19. 3	19	23	107
635			24. 3	24	28	107
636	石川県、能美市		17. 6	17	21	107
637			22. 3	22	26	107
638	石川県、津幡町		17. 6	17	21	107
639	石川県、穴水町		17. 6	17	20	107
640	石川県、能登町		17. 6	17	21	107
641			22. 3	22	26	107
642			27. 3	27	31	107
643	七尾市		17. 6	17	21	107
644			18. 7	18	22	33
645			23. 6	23	25	34
646	小松市		17. 7	17	26	19~21
647			27. 3	27	31	107
648	輪島市		17. 11	17	21	107
649			20. 3	19	24	112
650			20. 11	20	24	7
651			21. 7	21	21	7
652	珠洲市		19. 9	19	21	34
653			26. 6	26	29	9
654	加賀市		20. 3	20	25	82
655	津幡町		17. 11	17	21	107
656	志賀町		17. 6	17	20	107

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
657	石川県	能登町	18. 3	18	22	107
658			20. 6	20	22	34
659	福井県	福井県	18. 7	18	32	2、19~21、30、76、77、88、111
660			18. 7	18	32	2、19~21、30、48、76、77、88、90、91、111
661	福井県、福井市	福井県、福井市	21. 3	20	24	110
662			17. 6	17	21	107
663	福井県、福井市	福井県、福井市	22. 3	22	26	107
664			27. 3	27	31	107
665	福井県、他2市町	福井県、他2市町	18. 3	18	22	107
666	福井県、大野市	福井県、大野市	17. 6	17	21	107
667			22. 3	22	26	107
668	福井県、勝山市	福井県、勝山市	17. 6	17	21	107
669			22. 3	22	26	107
670	福井県、鯖江市	福井県、鯖江市	27. 3	27	31	107
671			18. 3	18	21	107
672	福井県、越前市	福井県、越前市	22. 3	22	27	107
673			20. 3	20	24	107
674	福井県、池田町	福井県、池田町	21. 3	21	25	107
675	福井県、高浜町	福井県、高浜町	17. 6	17	24	107
676	福井県、若狭町	福井県、若狭町	19. 3	19	23	107
677	福井市	福井市	17. 6	17	21	107
678			17. 6	17	21	107
679	敦賀市	敦賀市	17. 11	17	21	107
680			21. 7	21	25	25
681	小浜市	小浜市	17. 11	17	21	107
682	大野市	大野市	17. 11	17	21	107
683			21. 3	21	23	112
684	鯖江市	鯖江市	21. 6	21	23	34、35
685			17. 6	17	21	107
686	越前市	越前市	17. 6	17	21	107
687			18. 7	18	27	19~21
688	今立町	今立町	17. 6	17	21	107
689	美浜町	美浜町	17. 6	17	21	107
690			27. 3	26	32	112
691	若狭町	若狭町	17. 7	17	21	1、19~21、105
692	山梨県	山梨県	18. 7	18	22	25
693		山梨県、他4市村	27. 3	27	31	107
694	山梨県、他3市	山梨県、他3市	17. 6	17	21	107
695			22. 3	22	26	107
696	山梨県、他6市町村	山梨県、他6市町村	17. 6	17	21	107
697	山梨県、他3市	山梨県、他3市	17. 6	17	21	107

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
698	山梨県	山梨県、他4市	22. 3	22	26	107
699		山梨県、他2市	27. 3	27	31	107
700	山梨県	山梨県、他2市	27. 3	27	31	107
701		山梨県、他3町	17. 6	17	21	107
702	山梨県、他3町	山梨県、他3町	22. 3	22	26	107
703	山梨県、他4町	山梨県、他4町	27. 3	27	31	107
704	山梨県、他4町村	山梨県、他4町村	22. 3	22	26	107
705	富士吉田市	富士吉田市	17. 11	17	21	107
706			22. 3	22	26	107
707	都留市	都留市	27. 3	27	31	107
708			17. 11	17	21	107
709	山梨市	山梨市	22. 3	22	26	107
710			17. 6	17	21	107
711	大月市	大月市	22. 3	22	26	107
712			27. 3	27	31	107
713	韮崎市	韮崎市	17. 6	17	21	107
714			22. 3	22	26	107
715	南アルプス市	南アルプス市	27. 3	27	31	107
716			18. 3	18	22	107
717	北杜市	北杜市	21. 3	21	21	66
718			23. 3	23	27	107
719	北杜市	北杜市	25. 6	25	27	36
720			17. 6	17	21	107
721	笛吹市	笛吹市	17. 6	17	21	107
722			20. 7	20	24	46
723	甲斐市	甲斐市	22. 3	22	26	107
724			27. 3	27	31	107
725	上野原市	甲斐市	20. 3	20	24	107
726			25. 4	25	29	107
727	笛吹市	笛吹市	18. 3	18	22	107
728			23. 3	23	25	107
729	市川三郷町	市川三郷町	18. 3	18	22	107
730	増穂町	増穂町	17. 6	17	21	107
731	身延町	身延町	17. 6	17	21	107
732	富士河口湖町	富士河口湖町	17. 7	17	21	5、105、107
733	小菅村	小菅村	18. 11	18	20	24
734	長野県	長野県	23. 3	22	32	2
735		長野県、長野市	17. 6	17	21	107
736	長野市		19. 3	19	23	107
737			23. 3	22	32	2
738			17. 6	17	21	107

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
739	長野県	長野県、長野市	23. 3	23	28	107
740		長野県、松本市	17. 6	17	21	107
741			22. 6	22	26	107
742		長野県、上田市	24. 3	24	27	107
743		長野県、岡谷市	20. 3	20	24	107
744			25. 4	25	29	107
745		長野県、飯田市	17. 6	17	20	107
746			17. 6	17	21	107
747			17. 6	17	21	107
748			22. 3	22	26	107
749			22. 3	22	26	107
750			27. 3	27	31	107
751		長野県、須坂市	22. 3	22	26	107
752		長野県、伊那市	17. 6	17	21	106、107
753			17. 6	17	21	107
754		長野県、佐久市	17. 6	17	21	107
755		長野県、他3市町	22. 3	22	27	107
756		長野県、千曲市	17. 6	17	21	107
757		長野県、安曇野市	17. 6	17	19	107
758		長野県、他2町村	17. 6	17	20	107
759		長野県、長和町	17. 6	17	19	107
760		長野県、飯島町	27. 3	27	31	107
761	長野県、阿南町		17. 6	17	21	107
762			22. 3	22	26	107
763			27. 3	27	31	107
764	長野県、阿智村		22. 3	22	26	107
765			27. 3	27	31	107
766	長野県、根羽村		17. 6	17	21	107
767			22. 3	22	26	107
768			27. 3	27	31	107
769	長野県、壳木村		18. 3	17	22	107
770		長野県、泰阜村	19. 3	19	23	107
771		長野県、喬木村	22. 3	22	26	107
772			27. 3	27	31	107
773	長野県、大鹿村		17. 6	17	20	107
774		長野県、南木曾町	19. 3	19	23	107
775			24. 3	24	27	107
776	長野県、木曾町		17. 6	17	21	107
777	長野県、筑北村		19. 3	19	23	107
778	長野県、小谷村		27. 3	27	31	107
779	長野市		17. 6	17	21	107

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
780	長野県	長野市	18. 11	18	19	24
781			19. 7	19	23	25
782		松本市	17. 11	17	21	107
783		岡谷市	21. 7	21	25	25
784		飯田市	17. 6	17	21	107
785		諏訪市	17. 11	17	33	1、2、19～21
786		小諸市	18. 3	18	22	107
787			19. 7	19	23	6
788		伊那市	19. 7	19	20	22
789			22. 3	22	26	107
790			27. 3	27	31	107
791		駒ヶ根市	18. 3	18	21	107
792		大町市	17. 6	17	21	107
793		飯山市	18. 7	18	20	33
794	塩尻市	17. 11	17	21	107	
795		18. 3	18	26	19～21、111	
796			27. 1	26	31	該当なし
797	千曲市		18. 3	18	22	107
798		安曇野市	18. 3	18	22	107
799		軽井沢町	17. 6	17	21	107
800			22. 3	22	26	107
801			27. 3	27	31	107
802	御代田町		17. 6	17	21	107
803		長和町	18. 11	18	22	13、112
804	富士見町		27. 3	26	29	該当なし
805		箕輪町	17. 7	17	21	112
806	飯島町		18. 3	18	22	107
807		高森町	17. 6	17	21	107
808	阿智村		23. 3	23	26	70
809		朝日村	21. 3	20	24	112
810	坂城町	17. 6	17	21	107	
811			22. 3	22	26	107
812			27. 3	27	31	107
813	山ノ内町		18. 7	18	22	107
814		信濃町	18. 3	18	22	107
815	岐阜県	岐阜県	20. 7	20	29	25
816			27. 3	26	31	該当なし
817	岐阜県、大垣市		18. 7	18	25	25
818		岐阜県、高山市	17. 6	17	21	107
819	岐阜県、他2市		22. 3	22	26	107
820	岐阜県、中津川市		17. 6	17	21	107

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
821	岐阜県	岐阜県、飛騨市	17. 6	17	21	107
822			27. 3	27	31	107
823		岐阜県、郡上市	17. 6	17	21	107
824			27. 3	27	31	107
825		岐阜県、下呂市	17. 6	17	21	107
826			23. 3	23	27	107
827			27. 3	27	31	該当なし
828		岐阜県、揖斐川町	17. 6	17	21	107
829			22. 3	22	26	107
830			27. 3	27	31	107
831		岐阜県、白川町	17. 6	17	21	107
832			22. 3	22	26	107
833		大垣市	24. 6	24	26	36
834		中津川市	17. 11	17	21	107
835		美濃市	21. 7	21	21	7
836		山県市	17. 6	17	19	107
837		飛騨市	22. 3	22	26	107
838		郡上市	23. 3	23	27	107
839		下呂市	20. 11	20	22	34
840	垂井町	17. 6	17	21	107	
841		22. 3	22	26	107	
842		27. 3	27	31	107	
843	神戸町	17. 6	17	18	107	
844	揖斐川町	17. 6	17	21	107	
845		23. 3	23	27	107	
846		23. 3	23	32	112	
847	静岡県	静岡県	20. 7	20	25	18、25
848			22. 6	22	26	25
849			26. 3	26	30	107
850		静岡県、静岡県大井川広域水道企業団	17. 11	17	22	13、112
851		静岡県、静岡市	17. 6	17	21	107
852			22. 3	22	26	107
853			27. 3	27	31	107
854		静岡県、浜松市	17. 6	17	21	107
855			17. 6	17	24	107
856			18. 7	18	22	18、24、25、76、77、78、80、82、88
857			22. 3	22	26	107
858			27. 3	27	31	107
859	静岡県、沼津市	18. 3	18	22	107	
860	静岡県、伊東市	21. 7	21	27	107	
861	静岡県、島田市	17. 6	17	20	107	

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
862	静岡県	静岡県、他2市町	17. 11	17	24	107
863		静岡県、藤枝市	18. 3	18	22	107
864		静岡県、御殿場市	22. 3	22	28	107
865		静岡県、吉田町	17. 6	17	23	107
866		静岡県、川根本町	17. 6	17	21	107
867			22. 3	22	26	107
868			27. 3	27	31	107
869		静岡市	17. 11	17	21	107
870			19. 7	19	21	14
871		浜松市	27. 1	26	31	108
872		三島市	17. 7	17	19	5
873		富士宮市	18. 3	18	21	107
874		島田市	17. 6	17	20	107
875			21. 3	21	25	107
876		富士市	17. 6	17	21	107
877	磐田市	19. 3	19	22	107	
878		23. 3	22	24	34	
879		掛川市	17. 6	17	21	107
880		藤枝市	17. 6	17	21	107
881		袋井市	20. 3	19	20	112
882		湖西市	17. 6	17	21	107
883		伊豆市、他2市町	24. 6	24	26	36
884		菊川市	17. 6	17	19	107
885			20. 3	20	22	107
886	吉田町	17. 6	17	19	107	
887		20. 3	20	22	107	
888	森町	17. 6	17	21	107	
889		22. 3	22	26	107	
890	愛知県	愛知県	17. 11	17	22	5
891			18. 11	18	24	6、17、18、19～21、25、76、77、105、111
892			19. 7	19	23	6
893			19. 7	19	21	6
894			23. 11	23	26	110
895			27. 3	26	31	該当なし
896		愛知県、他4市	19. 3	18	23	18、19～21、90
897		愛知県、他2市町	17. 6	17	21	107
898			22. 3	22	26	107
899		愛知県、岡崎市	27. 3	27	31	107
900		愛知県、他2市町	17. 6	17	21	107
901		愛知県、他2市	22. 3	22	26	107
902		愛知県、豊田市	27. 3	27	31	107

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
903	愛知県	愛知県、他4市町村	17. 6	17	21	107
904			22. 3	22	26	107
905		愛知県、新城市	27. 3	27	31	107
906		愛知県、他2市	22. 3	22	26	107
907			27. 3	27	31	107
908		愛知県、吉良町	17. 6	17	22	107
909		愛知県、他3町村	27. 3	27	31	107
910		愛知県、東栄町	18. 11	18	20	5
911		名古屋市	17. 7	17	24	5
912		豊橋市	18. 7	18	22	19～21
913			24. 3	24	28	107
914		岡崎市	17. 11	17	21	107
915		一宮市	17. 6	17	19	107
916			20. 3	20	23	107
917		豊川市	17. 6	17	21	105、107
918			17. 6	17	21	107
919			17. 6	17	21	107
920		津島市	17. 6	17	21	107
921			22. 3	22	26	107
922		豊田市	17. 6	17	19	107
923			21. 7	21	25	25
924		安城市	17. 11	17	21	5
925		犬山市	17. 6	17	21	107
926			18. 7	18	21	5
927		江南市	17. 6	17	21	107
928			22. 3	22	26	107
929			27. 3	27	31	107
930		小牧市	17. 11	17	21	107
931			22. 3	22	26	107
932		新城市	17. 6	17	19	107
933			18. 11	18	23	5
934			23. 3	23	27	107
935		新城市、他3町村	26. 11	26	28	36
936		尾張旭市	17. 6	17	21	107
937		岩倉市	17. 6	17	21	107
938			22. 3	22	26	107
939			27. 3	27	30	107
940		日進市	26. 6	26	30	107
941		田原市	24. 3	24	28	107
942		弥富市	23. 3	23	27	107
943		長久手町	17. 6	17	19	107

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
944	愛知県	大口町	17. 6	17	20	107
945			19. 7	19	21	6
946		扶桑町	17. 6	17	19	107
947			20. 3	20	24	107
948		甚目寺町	19. 7	19	22	6
949		武豊町	17. 6	17	21	107
950		幸田町	17. 6	17	21	107
951		設楽町、他2町村	27. 1	26	31	該当なし
952		三重県	17. 7	17	18	5
953			19. 3	19	21	28
954			21. 7	21	25	25
955			27. 1	26	31	該当なし
956			27. 1	26	31	該当なし
957	三重県、津市	三重県、津市	19. 3	19	23	107
958			22. 3	22	27	107
959	三重県、他2市	三重県、他2市	22. 3	22	26	107
960		三重県、他3市町	27. 3	27	31	107
961	三重県、他2市町	三重県、他2市町	17. 6	17	21	107
962		三重県、他5市町	19. 9	19	21	34、35
963			24. 11	24	26	36
964	三重県、鳥羽市	三重県、鳥羽市	17. 6	17	22	107
965		17. 11	17	18	5	
966	三重県、熊野市	三重県、熊野市	17. 6	17	19	107
967		三重県、伊賀市	18. 3	18	23	107
968	三重県、南伊勢町	三重県、南伊勢町	17. 6	17	20	107
969		三重県、紀宝町	17. 6	17	21	107
970	津市	22. 3	22	26	107	
971		27. 3	27	31	107	
972		17. 11	17	21	107	
973	四日市市	17. 11	17	21	107	
974		22. 3	22	26	107	
975	伊勢市	17. 7	17	19	5、6	
976		17. 11	17	21	107	
977		17. 11	17	21	107	
978		19. 7	19	22	38	
979	松阪市	22. 3	22	26	107	
980		27. 3	27	31	107	
981	桑名市	17. 11	17	21	107	
982		22. 3	22	26	107	
983	鈴鹿市	17. 11	17	21	107	
984						

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
985	三重県	鈴鹿市	23. 3	23	27	107
986		名張市	21. 7	21	25	7
987			26. 6	26	28	36
988		亀山市	17. 6	17	21	107
989		鳥羽市	27. 1	26	32	該当なし
990		伊賀市	19. 7	19	19	6
991			23. 3	23	25	107
992			27. 3	27	31	107
993		菰野町	18. 3	18	22	107
994		多気町	17. 11	17	21	107
995			22. 3	22	26	107
996		明和町	23. 3	23	27	107
997		玉城町	17. 6	17	21	107
998		南伊勢町	19. 3	19	23	107
999			24. 3	24	27	107
1000		海山町	17. 7	17	21	13
1001	滋賀県	滋賀県	18. 7	18	20	5
1002			18. 7	18	21	25
1003		滋賀県、長浜市	22. 3	21	26	69、82、88
1004		滋賀県、米原市	17. 7	17	22	105、107
1005		滋賀県、竜王町	22. 6	22	30	110
1006		滋賀県、西浅井町	18. 7	18	22	107
1007		大津市	18. 3	18	22	13
1008			21. 7	21	21	7
1009		彦根市	18. 11	18	25	5、7
1010		守山市	27. 3	26	31	108
1011		甲賀市	17. 11	17	21	107
1012			23. 3	23	27	107
1013		高島市	17. 11	17	21	107
1014			17. 11	17	19	5
1015			19. 9	19	21	34
1016		日野町	17. 11	17	21	107
1017			25. 3	24	27	9、14、74
1018		多賀町	17. 6	17	21	107
1019		湖北町	19. 3	19	28	112
1020	京都府	京都府	20. 7	20	20	7
1021			21. 7	21	25	25
1022		京都市	20. 11	20	22	7
1023			18. 7	18	22	25
1024		舞鶴市	17. 6	17	21	107
1025			22. 3	22	26	107

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1026	京都府	舞鶴市	24. 3	23	25	34
1027			27. 3	27	31	107
1028		綾部市	18. 3	18	22	107
1029			23. 3	23	26	107
1030			23. 3	22	32	2
1031			27. 3	27	31	107
1032		宇治市	17. 6	17	21	107
1033			22. 3	22	26	107
1034			27. 3	27	31	107
1035		宮津市	18. 3	18	22	107
1036			27. 1	26	31	該当なし
1037		亀岡市	17. 6	17	21	107
1038			22. 3	22	26	107
1039		京丹後市	17. 6	17	21	107
1040			17. 7	17	19	33
1041			17. 11	17	21	5
1042			23. 3	22	24	34
1043			27. 1	26	31	該当なし
1044		宇治田原町	17. 6	17	21	107
1045			22. 3	22	26	107
1046		和束町	19. 9	19	21	34、35
1047			24. 6	24	26	36
1048		伊根町	22. 6	22	26	107
1049	大阪府	大阪府	19. 7	19	23	17、18
1050			19. 7	19	21	6
1051		大阪府、河内長野市	17. 6	17	20	107
1052			23. 3	23	27	107
1053		堺市	17. 7	17	32	2、19~21、33、105
1054		豊中市	18. 7	18	32	34、35、105
1055		吹田市	19. 11	19	22	105
1056			24. 3	23	25	34
1057		貝塚市	17. 7	17	18	33
1058		枚方市	17. 6	17	21	107
1059			17. 7	17	18	33
1060		八尾市	17. 7	17	18	33
1061		寝屋川市	17. 11	17	21	13、14、112
1062		大東市	17. 6	17	21	107
1063			17. 7	17	21	5
1064			18. 7	18	20	33
1065		箕面市	24. 11	24	27	58、96
1066		柏原市	19. 3	19	23	107

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1067	大阪府	東大阪市	17. 7	17	19	33
1068		阪南市	26. 11	26	33	14
1069		能勢町	18. 7	18	19	22
1070	兵庫県	兵庫県	17. 6	17	21	107
1071			19. 7	19	29	6、112
1072			21. 7	21	25	25
1073			22. 6	22	27	25
1074		兵庫県、他2市	17. 6	17	22	19～21、107
1075			23. 3	23	27	107
1076		兵庫県、他3市	24. 3	24	25	34
1077			25. 11	25	27	36
1078		兵庫県、豊岡市	17. 6	17	21	107
1079		兵庫県、他2市	17. 6	17	21	107
1080		兵庫県、他3市町	27. 3	27	31	107
1081		兵庫県、他2市町	17. 6	17	21	107
1082		兵庫県、篠山市	17. 7	17	22	22
1083		兵庫県、養父市	19. 3	19	23	107
1084			24. 3	24	28	107
1085		兵庫県、朝来市	18. 3	18	22	107
1086			23. 3	23	27	107
1087		兵庫県、淡路市	19. 3	19	23	107
1088		兵庫県、他3市町	19. 7	19	28	18
1089		兵庫県、たつの市	22. 3	22	26	107
1090		兵庫県、他2町	22. 3	22	26	107
1091		兵庫県、神河町	17. 6	17	21	107
1092		兵庫県、香美町	17. 6	17	21	107
1093		兵庫県、新温泉町	20. 3	20	25	107
1094		神戸市	18. 7	18	22	5、37
1095		姫路市	20. 3	19	26	13、112
1096		尼崎市	17. 7	17	19	33
1097		洲本市	17. 11	17	21	107
1098			18. 3	17	22	112
1099		豊岡市	22. 6	22	24	69
1100			27. 1	26	31	該当なし
1101		西脇市	19. 11	19	22	13、112
1102		宝塚市	20. 3	19	23	82
1103		三木市	20. 11	20	23	67
1104		篠山市	18. 7	18	22	43
1105			26. 9	26	29	9
1106		養父市	19. 11	19	25	112
1107			26. 11	26	28	36

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号	
				開始年度	終了年度		
1108	兵庫県	丹波市	18. 11	18	21	13	
1109			19. 11	19	21	24	
1110			17. 6	17	21	107	
1111			17. 11	17	21	107	
1112			22. 3	22	26	107	
1113			18. 7	18	20	12	
1114			17. 6	17	21	107	
1115			18. 11	18	20	24	
1116			23. 3	23	26	107	
1117			奈良県、五條市	17. 6	17	21	107
1118			奈良県、天川村	17. 6	17	21	107
1119			奈良県、十津川村	17. 6	17	21	107
1120			22. 3	22	26	107	
1121			27. 3	27	31	107	
1122	奈良県、他2村		17. 6	17	21	107	
1123			22. 3	22	26	107	
1124			27. 3	27	31	107	
1125	奈良県、川上村		17. 6	17	21	107	
1126			22. 3	22	27	107	
1127	奈良市		19. 11	19	21	24	
1128			23. 3	23	26	107	
1129	樫原市		27. 3	26	31	96	
1130	生駒市		17. 6	17	21	107	
1131	宇陀市		18. 11	19	23	13、112	
1132			20. 7	20	30	112	
1133	斑鳩町		17. 6	17	21	107	
1134	大淀町		17. 6	17	21	107	
1135	天川村		20. 3	20	22	13、112	
1136	十津川村		20. 7	20	22	112	
1137			22. 6	22	24	34、35、41	
1138	和歌山県	和歌山県	22. 3	22	28	107	
1139		和歌山県、橋本市	18. 3	18	22	107	
1140		和歌山県、他3市町	23. 3	23	27	107	
1141		和歌山県、田辺市	18. 3	18	22	107	
1142		和歌山県、他3市町	17. 6	17	21	107	
1143		和歌山県、紀の川市	17. 6	17	20	107	
1144		和歌山県、紀美野町	17. 6	17	21	107	
1145		和歌山県、広川町	17. 6	17	21	107	
1146		和歌山県、有田川町	17. 6	17	21	107	
1147			17. 6	17	21	107	
1148		和歌山県、みなべ町	17. 6	17	21	107	

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1149	和歌山県	和歌山県、日高川町	17. 6	17	21	107
1150			22. 3	22	26	107
1151			27. 3	27	31	107
1152		和歌山県、那智勝浦町	17. 6	17	21	107
1153			18. 7	18	22	107
1154		和歌山市	21. 7	21	21	7
1155			27. 3	26	31	96
1156		海南市	20. 6	20	22	34
1157		橋本市	18. 7	18	20	33
1158			23. 6	23	25	112
1159		田辺市	18. 7	18	20	33
1160		有田川町	17. 11	17	21	107
1161		日高町	17. 6	17	21	107
1162		みなべ町	17. 6	17	21	107
1163		日高川町	18. 11	18	25	13、112
1164	鳥取県	鳥取県、鳥取市	17. 6	17	21	107
1165			22. 3	22	27	107
1166		鳥取県、他19市町村	23. 6	23	25	34
1167		鳥取県、他2市町	18. 3	18	22	107
1168		鳥取県、他18市町村	20. 11	20	22	34、35
1169		鳥取県、倉吉市	21. 3	21	25	107
1170		鳥取県、智頭町	27. 3	27	31	107
1171		鳥取県、八頭町	27. 3	27	31	107
1172		鳥取県、他2町	17. 6	17	21	107
1173		鳥取県、三朝町	27. 3	27	29	107
1174		鳥取県、日南町	17. 7	17	22	33、107
1175			27. 3	27	31	107
1176		鳥取市	17. 7	17	22	19～21、34、35、105
1177			24. 11	24	26	36
1178		米子市	17. 11	17	21	107
1179		岩美町	18. 3	18	22	107
1180		琴浦町	17. 6	17	21	107
1181		北栄町	17. 6	17	21	107
1182		大山町	24. 3	23	33	2
1183		南部町	17. 6	17	21	107
1184		江府町	23. 3	23	27	107
1185	島根県	島根県	19. 7	19	24	25
1186			22. 3	22	25	107
1187		島根県、他2市町	23. 3	23	27	107
1188		島根県、松江市	18. 3	18	22	107
1189			22. 3	22	26	107

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1190	島根県	島根県、松江市	22. 3	22	26	107
1191			27. 3	27	31	107
1192			17. 6	17	21	107
1193		島根県、浜田市	22. 3	22	26	107
1194			20. 3	20	24	107
1195			25. 4	25	29	107
1196		島根県、益田市	17. 6	17	19	107
1197			18. 3	18	22	107
1198			17. 6	17	21	107
1199		島根県、安来市	22. 3	22	28	107
1200		島根県、雲南市	17. 6	17	21	107
1201		島根県、美郷町	17. 6	17	21	107
1202			22. 3	22	26	107
1203			27. 3	27	31	107
1204		島根県、邑南町	17. 6	17	21	107
1205			22. 3	22	26	107
1206			27. 3	27	31	107
1207		島根県、津和野町	18. 3	18	22	107
1208			23. 3	23	27	107
1209		島根県、吉賀町	17. 6	17	21	107
1210		島根県、他2町	24. 3	24	30	107
1211		浜田市	17. 6	17	21	107
1212			17. 6	17	21	107
1213			18. 3	18	22	107
1214			18. 7	18	20	33
1215			21. 6	21	23	34、35
1216		出雲市	17. 6	17	21	107
1217			17. 11	17	21	5
1218			20. 7	20	24	7
1219			22. 3	22	26	107
1220			24. 3	23	25	34
1221		大田市	27. 3	27	31	107
1222			17. 7	17	19	33
1223			20. 7	20	24	112
1224		江津市	19. 3	19	24	107
1225			17. 7	17	21	12
1226		雲南市	24. 11	24	26	36
1227			17. 7	17	20	33、112
1228			22. 6	22	24	34、35
1229		邑南町	17. 6	17	21	107
1230			20. 6	20	22	34、35

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1231	島根県	邑南町	23. 6	23	25	34
1232		津和野町	18. 3	18	22	107
1233		海土町	17. 7	17	18	12、33
1234			21. 6	21	23	34、35
1235		西ノ島町	25. 6	25	27	36
1236			21.11	21	30	112
1237		隱岐の島町	21. 6	21	23	34、35
1238	岡山県	岡山県	20. 7	20	24	25
1239			21. 7	21	23	7
1240		岡山県、倉敷市	17. 6	17	21	107
1241		岡山県、他3市町	23. 3	23	29	107
1242		岡山県、玉野市	20. 3	20	26	107
1243		岡山県、笠岡市	20. 3	20	25	107
1244		岡山県、井原市	18. 3	18	22	107
1245		岡山県、高梁市	17. 6	17	21	107
1246			22. 3	22	28	107
1247		岡山県、新見市	17. 6	17	21	107
1248		岡山県、備前市	17. 6	17	21	107
1249		岡山県、他3市町	23. 3	23	28	107
1250		岡山県、瀬戸内市	18. 7	18	22	107
1251		岡山県、赤磐市	18. 3	18	22	107
1252		岡山県、真庭市	17. 6	17	21	107
1253			22. 3	22	28	34、107
1254		岡山県、美作市	20. 3	20	24	107
1255		岡山県、矢掛町	17. 6	17	21	107
1256		岡山県、奈義町	17. 6	17	19	107
1257		岡山県、西粟倉村	18. 3	18	23	107
1258			24. 3	24	28	107
1259		岡山県、美咲町	27. 3	27	31	107
1260		岡山市	17.11	17	21	107
1261			22. 3	22	26	107
1262			27. 3	27	31	107
1263	津山市	津山市	17. 6	17	21	107
1264			22. 3	22	26	107
1265			24. 6	24	26	36
1266		笠岡市	27. 3	27	31	107
1267			20. 3	19	24	48、66、69、70
1268		井原市	25. 3	24	28	9
1269			18. 3	18	22	107
1270			23. 3	23	26	107
1271			27. 3	27	31	107

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1272	岡山県	総社市	17. 11	17	22	107
1273		高梁市	17. 11	17	21	107
1274			21. 3	21	25	37、64
1275		新見市	17. 11	17	21	107
1276			18. 7	18	20	33
1277			22. 3	22	26	107
1278		瀬戸内市	18. 3	18	22	107
1279			23. 3	23	27	107
1280		真庭市	24. 6	24	26	36
1281			27. 1	26	31	該当なし
1282		美作市	18. 3	18	22	107
1283		里庄町	17. 6	17	21	107
1284			22. 3	22	26	107
1285		矢掛町	27. 3	27	31	107
1286			22. 3	21	26	107
1287		新庄村	27. 3	27	31	107
1288			17. 6	17	20	107
1289		鏡野町	23. 6	23	25	34
1290			17. 6	17	21	107
1291			22. 3	22	26	107
1292		勝央町	27. 3	27	30	107
1293			19. 3	19	23	107
1294			22. 3	22	26	107
1295		奈義町	17. 6	17	21	107
1296		西粟倉村	19. 9	19	21	34、35
1297	久米南町	久米南町	17. 6	17	21	107
1298			22. 3	22	26	107
1299			27. 3	27	31	107
1300	美咲町	美咲町	17. 6	17	22	107
1301			23. 3	23	27	107
1302	広島県	広島県	27. 3	27	31	107
1303			27. 3	27	31	107
1304		広島県、呉市	17. 6	17	21	107
1305			22. 3	22	26	107
1306		広島県、他3市	18. 7	18	22	107
1307		広島県、竹原市	27. 3	27	29	107
1308		広島県、福山市	17. 6	17	23	107
1309		広島県、他2市	17. 6	17	21	107
1310			22. 3	22	26	107
1311			27. 3	27	31	107
1312		広島県、安芸高田市	23. 3	23	27	107

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1313	広島県	広島県、他2町	17. 6	17	21	107
1314			22. 3	22	26	107
1315			27. 3	27	31	107
1316		広島市	20. 3	20	26	107
1317			26. 3	25	34	112
1318			27. 3	27	31	107
1319		吳市	17. 7	17	19	19~21、33
1320			17. 11	17	21	107
1321			22. 3	22	26	107
1322			24. 6	24	26	36
1323		尾道市	17. 11	17	21	107
1324			22. 3	22	26	107
1325			27. 3	27	31	107
1326		三次市	17. 6	17	21	107
1327			17. 7	17	20	112
1328			18. 7	18	22	112
1329			22. 3	22	27	107
1330		廿日市市	18. 11	18	20	33
1331		熊野町	18. 7	18	20	33
1332		安芸太田町	17. 6	17	21	107
1333		世羅町	21. 11	21	25	66、69
1334		神石高原町	18. 3	18	22	112
1335	山口県	山口県、下関市	17. 6	17	21	107
1336			22. 3	22	28	107
1337		山口県、他2市町	18. 3	18	22	107
1338			23. 3	23	27	107
1339		山口県、他2市	18. 3	18	22	107
1340		山口県、岩国市	20. 3	20	24	107
1341			23. 3	23	29	107
1342		山口県、柳井市	17. 6	17	21	107
1343			22. 3	22	27	107
1344		山口県、周防大島町	17. 6	17	21	107
1345		宇部市	24. 11	24	26	36
1346		山口市	19. 11	19	21	24
1347	萩市	萩市	18. 3	18	23	107
1348			23. 11	23	25	34
1349			24. 3	24	28	107
1350		防府市	24. 6	24	26	36
1351			17. 11	17	21	107
1352		岩国市	17. 6	17	21	107
1353		柳井市	24. 6	24	26	36

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1354	山口県	周南市	17. 6	17	21	107
1355			18. 11	18	20	24
1356			23. 6	23	32	2
1357		周防大島町	20. 7	20	24	25
1358			23. 6	23	29	2、85
1359		美川町	17. 6	17	21	107
1360	徳島県	徳島県、阿南市	18. 3	18	22	107
1361			19. 7	19	23	25
1362		徳島県、他2市町	22. 3	22	26	107
1363			27. 3	27	31	107
1364		徳島県、美馬市	18. 3	18	22	107
1365			23. 3	23	27	107
1366		徳島県、三好市	17. 6	17	21	107
1367			18. 3	18	22	107
1368			18. 3	18	22	107
1369		徳島県、他2市町	22. 3	22	26	107
1370			27. 3	27	31	107
1371		徳島県、他2町	23. 3	23	27	107
1372		徳島県、上勝町	18. 3	18	22	107
1373		徳島県、那賀町	17. 6	17	21	107
1374		徳島県、海陽町	17. 6	17	21	107
1375		徳島県、つるぎ町	24. 3	24	28	107
1376		徳島県、東みよし町	18. 3	18	22	107
1377		徳島県、西祖谷山村	23. 3	23	27	107
1378	徳島市	徳島市	17. 6	17	21	107
1379		徳島市	17. 11	17	19	107
1380			20. 3	20	22	107
1381			20. 11	20	22	7
1382		徳島市	23. 3	23	25	107
1383			26. 3	26	28	107
1384	鳴門市	鳴門市	22. 3	21	23	34、35
1385		阿南市	19. 9	19	21	34
1386			23. 3	22	24	34
1387		阿波市	27. 3	27	31	107
1388	美馬市	美馬市	23. 3	22	24	34
1389		三好市	24. 11	24	26	36
1390			21. 6	21	23	34
1391		上勝町	26. 9	27	30	9
1392	海陽町	海陽町	20. 3	20	22	13、112
1393		東みよし町	24. 11	24	26	36
1394						

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1395	香川県	香川県	20. 7	20	24	25
1396		香川県、高松市	19. 3	19	23	107
1397		香川県、他5市町	17. 6	17	22	107
1398		香川県、三豊市	17. 6	17	21	107
1399		香川県、土庄町	23. 3	23	27	107
1400		三木町	17. 11	17	21	107
1401			18. 11	19	24	13、112
1402			26. 3	26	30	107
1403		まんのう町	22. 11	22	29	2
1404	愛媛県	愛媛県	22. 6	22	27	25
1405		愛媛県、松山市	19. 3	19	23	107
1406			21. 3	21	25	107
1407		愛媛県、今治市	17. 6	17	21	107
1408		愛媛県、他2市町	18. 3	18	22	107
1409			21. 3	21	25	107
1410			27. 3	27	31	107
1411		愛媛県、宇和島市	19. 3	19	23	107
1412			24. 3	24	28	107
1413		愛媛県、八幡浜市	17. 11	17	23	107
1414			27. 3	27	31	107
1415		愛媛県、他4市町	20. 6	20	22	34
1416		愛媛県、大洲市	27. 3	27	31	107
1417		愛媛県、伊予市	20. 3	20	26	70、107
1418		愛媛県、四国中央市	22. 3	22	28	107
1419		愛媛県、西予市	17. 6	17	21	107
1420			22. 3	22	26	107
1421			22. 3	22	26	107
1422			27. 3	27	31	107
1423		愛媛県、上島町	20. 3	20	24	107
1424		愛媛県、久万高原町	17. 6	17	21	107
1425			22. 3	22	26	107
1426			27. 3	27	31	107
1427		愛媛県、内子町	19. 3	19	23	107
1428		愛媛県、伊方町	17. 6	17	21	107
1429		愛媛県、鬼北町	17. 6	17	21	107
1430		愛媛県、愛南町	20. 3	20	24	107
1431			22. 3	22	26	107
1432			27. 3	27	31	107
1433		松山市	17. 7	17	19	5
1434			18. 7	18	22	43
1435			21. 6	21	23	34

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1436	愛媛県	松山市	24. 6	24	26	36
1437		宇和島市	19. 7	19	23	76
1438			21. 6	21	23	34、35
1439			24. 6	24	26	36
1440		宇和島市、他2町	18. 7	18	20	19~21、33
1441		西条市	17. 11	17	21	107
1442			18. 7	18	22	13、112
1443			22. 3	22	26	107
1444			27. 1	26	31	該当なし
1445		伊予市	17. 11	17	21	107
1446			22. 3	22	26	107
1447		西予市	19. 9	19	21	19~21、34、35
1448			25. 6	25	27	36
1449		東温市	17. 7	17	21	112
1450			23. 6	23	25	34
1451		松野町	21. 6	21	23	34、35
1452		愛南町	17. 7	17	19	19~21、33
1453	高知県	高知県	17. 6	17	19	107
1454		高知県、安芸市	22. 3	22	26	107
1455			27. 3	27	31	107
1456		高知県、室戸市	23. 3	23	27	107
1457		高知県、香美市	20. 7	20	24	25
1458			21. 3	21	25	107
1459			26. 3	26	30	107
1460		高知県、安田町	17. 6	17	21	107
1461		高知県、芸西村	23. 3	23	27	107
1462		高知県、大豊町	21. 3	21	25	107
1463		高知県、土佐町	17. 6	17	21	107
1464		高知県、大川村	22. 3	22	26	107
1465			27. 3	27	31	107
1466		高知県、いの町	18. 3	18	22	107
1467			23. 3	23	27	107
1468		高知県、仁淀川町	19. 3	19	23	107
1469			24. 3	24	28	107
1470		高知県、梼原町	21. 3	21	25	107
1471		高知県、津野町	18. 3	18	22	107
1472		高知県、四万十町	17. 6	17	24	6、107、112
1473		高知県、黒潮町	17. 7	17	23	33、112
1474			19. 3	19	23	107
1475		高知市	17. 11	17	21	107
1476			19. 9	19	21	34、35

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1477	高知県	高知市	22. 6	22	24	34
1478			25. 6	25	27	36
1479		安芸市	23. 6	23	25	34
1480		南国市	20. 7	20	24	25、34、35
1481			25. 6	25	27	36
1482		土佐市	22. 6	22	24	34
1483			24. 6	24	26	36
1484		須崎市	21. 3	20	22	34、35
1485		土佐清水市	19. 9	19	21	34、35
1486			22. 6	22	24	34
1487			24. 11	24	26	36
1488		四万十市	18. 7	18	24	33
1489			21. 6	21	23	34、35
1490			24. 6	24	26	36
1491		香南市	17. 11	17	18	107
1492			20. 6	20	24	25、34、35
1493		香美市	19. 3	19	23	107
1494			21. 6	21	23	34、35
1495		奈半利町	18. 11	18	20	33
1496		安田町	21. 3	20	22	34、35、70
1497		本山町	21. 6	21	23	34、35
1498			24. 6	24	26	36
1499		土佐町	19. 9	19	21	34、35
1500		いの町	22. 6	22	24	34、35
1501		中土佐町	18. 3	18	21	107
1502		梼原町	17. 11	17	20	107
1503			21. 6	21	23	34、35
1504		津野町	25. 4	25	29	107
1505		四万十町	19. 11	19	24	34、35
1506			25. 11	25	27	36
1507		黒潮町	17. 11	17	19	5
1508			19. 7	19	23	112
1509			19. 7	19	20	6
1510			20. 6	20	22	34、35
1511			21. 3	20	23	70
1512	福岡県	福岡県	20. 3	20	24	103
1513		福岡県、大牟田市	18. 3	17	21	19~21、34
1514		福岡県、他15市町村	24. 11	24	26	36
1515		福岡県、久留米市	17. 11	17	21	107
1516			22. 3	22	26	107
1517		福岡県、他7市	21. 6	21	23	34、35

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1518	福岡県	福岡県、他2市	27. 3	26	31	107
1519		福岡県、飯塚市	17. 7	17	24	18、33
1520		福岡県、田川市	26. 6	26	28	36
1521		福岡県、柳川市	17. 6	17	21	107
1522		福岡県、八女市	17. 7	17	22	13、107、112
1523			17. 11	17	21	33、112
1524			18. 3	18	22	107
1525			23. 3	23	27	107
1526		福岡県、他2市町	18. 7	18	20	33
1527		福岡県、他2市町	19. 3	19	23	107
1528		福岡県、豊前市	19. 3	19	23	107
1529			21. 3	21	23	14
1530		福岡県、宗像市	18. 3	18	22	107
1531		福岡県、太宰府市	19. 3	19	23	107
1532		福岡県、古賀市	17. 6	17	21	107
1533			22. 3	22	26	107
1534			27. 3	27	31	107
1535		福岡県、福津市	17. 11	17	21	107
1536			19. 11	20	23	112
1537		福岡県、うきは市	22. 3	22	26	107
1538			27. 3	27	31	107
1539		福岡県、宮若市	17. 11	17	22	112
1540		福岡県、嘉麻市	22. 3	22	26	107
1541			27. 3	27	31	107
1542		福岡県、朝倉市	17. 6	17	21	107
1543			20. 3	20	24	107
1544			25. 4	25	29	107
1545		福岡県、糸島市	17. 6	17	21	107
1546			20. 3	20	24	107
1547			20. 3	20	24	107
1548			22. 3	22	26	107
1549			25. 4	25	27	107
1550			27. 3	27	30	107
1551		福岡県、那珂川町	17. 6	17	21	107
1552			22. 3	22	23	107
1553		福岡県、岡垣町	21. 7	21	25	95
1554		福岡県、鞍手町	17. 6	17	21	107
1555		福岡県、矢部村	18. 7	18	20	33
1556		福岡県、添田町	25. 4	25	29	107
1557		福岡県、福智町	17. 7	17	21	5
1558		福岡県、苅田町	17. 6	17	21	107

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1559	福岡県	福岡県、苅田町	18. 3	18	24	107
1560		福岡県、みやこ町	24. 3	24	28	107
1561		福岡県、上毛町	24. 6	24	26	36
1562		北九州市	17. 7	17	19	33
1563			18. 11	18	20	5
1564			22. 6	22	24	34
1565			26. 6	26	29	9
1566		福岡市	19. 7	19	25	18、19～21、22、25、93
1567	佐賀県	佐賀県	19. 7	19	23	6
1568		佐賀県、佐賀市	19. 3	19	21	107
1569		佐賀県、唐津市	17. 6	17	21	107
1570			19. 3	19	23	107
1571			22. 3	22	26	107
1572			27. 3	27	31	107
1573		佐賀県、鳥栖市	17. 6	17	21	107
1574		佐賀県、多久市	17. 6	17	21	107
1575		佐賀県、他7市町	17. 7	17	18	33
1576		佐賀県、伊万里市	17. 6	17	21	107
1577			22. 3	22	26	107
1578			27. 3	27	31	107
1579		佐賀県、他2市町	17. 6	17	22	107
1580		佐賀県、小城市	19. 3	19	23	107
1581		佐賀県、吉野ヶ里町	17. 6	17	21	107
1582		佐賀県、みやき町	22. 3	22	26	107
1583		佐賀県、有田町	19. 3	19	23	107
1584		佐賀市	17. 11	17	21	107
1585	唐津市		17. 6	17	21	107
1586			20. 7	20	24	25
1587	鳥栖市		17. 6	17	20	107
1588			22. 3	22	26	107
1589			27. 3	27	31	107
1590			17. 11	17	21	107
1591	武雄市		17. 6	17	21	107
1592			17. 7	17	18	22
1593			26. 3	26	30	107
1594			23. 3	23	27	107
1595	神埼市		18. 3	18	21	107
1596			22. 3	22	26	107
1597			27. 3	27	31	107
1598		玄海町	17. 6	17	21	107
1599		有田町	18. 3	18	22	107

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1600	佐賀県	有田町	21. 6	21	23	34
1601			23. 3	23	27	107
1602		江北町	17. 6	17	20	107
1603			21. 3	21	25	107
1604			17. 11	17	21	107
1605		白石町	22. 3	22	26	107
1606			27. 3	27	31	107
1607			19. 7	19	23	25
1608		長崎県	20. 7	20	25	25
1609			26. 3	26	30	107
1610			26. 3	26	29	107
1611			26. 3	26	30	107
1612		長崎県、長崎市	18. 3	18	22	107
1613			23. 3	23	27	107
1614		長崎県、平戸市	17. 6	17	27	107
1615			20. 6	20	22	34、35
1616			18. 3	18	24	107
1617		長崎市	18. 7	18	20	33、111
1618			21. 6	21	23	34
1619			25. 6	25	27	36
1620	佐世保市		17. 11	17	21	107
1621			19. 9	19	21	34
1622			20. 3	20	29	112
1623			27. 3	27	31	107
1624	島原市		17. 7	17	25	33
1625			17. 11	17	21	107
1626			22. 3	22	27	107
1627	諫早市		17. 11	17	21	107
1628			18. 7	18	25	33
1629			17. 11	17	21	107
1630	大村市		19. 11	19	21	112
1631			17. 7	17	24	33
1632			19. 9	19	23	34
1633			17. 7	17	26	112
1634	雲仙市		17. 6	17	21	107
1635			24. 11	24	26	36
1636			17. 6	17	21	107
1637	熊本県		17. 7	17	22	5
1638			17. 7	17	22	33
1639			18. 3	18	22	107
1640			17. 6	17	21	107

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1641	熊本県	熊本県、八代市	17. 6	17	21	107
1642			19. 3	19	24	107
1643		熊本県、他2市村	22. 3	22	26	107
1644			27. 3	27	31	107
1645		熊本県、他3市町	23. 6	23	25	34
1646			18. 11	18	23	107
1647		熊本県、上天草市	23. 3	23	27	107
1648			19. 3	19	23	107
1649		熊本県、阿蘇市	24. 3	24	30	107
1650			17. 6	17	21	107
1651		熊本県、美里町	18. 3	18	22	107
1652			23. 3	23	27	107
1653		熊本県、高森町	22. 3	22	26	107
1654		熊本県、他2町	17. 6	17	21	107
1655			22. 3	22	27	107
1656		熊本県、山都町	17. 11	17	26	13、106、107、112
1657			27. 3	27	31	107
1658		熊本県、他2町	17. 6	17	21	107
1659		熊本県、芦北町	22. 3	22	26	107
1660		熊本県、多良木町	17. 6	17	21	107
1661			22. 3	22	26	107
1662			27. 3	27	31	107
1663		熊本県、あさぎり町	17. 6	17	21	107
1664		熊本県、苔北町	26. 3	26	30	107
1665		熊本市	17. 6	17	21	107
1666			18. 3	18	22	107
1667			27. 1	26	30	108
1668		八代市	17. 11	17	21	107
1669		人吉市	26. 3	26	31	9、70、100
1670		荒尾市	17. 6	17	20	24、33
1671			21. 11	21	23	34
1672		水俣市	19. 7	19	23	25
1673		玉名市	17. 6	17	21	107
1674		山鹿市	23. 3	23	27	107
1675		上天草市	23. 3	22	24	34
1676			24. 3	24	28	107
1677		宇城市	19. 9	19	21	34、35
1678			23. 3	23	25	107
1679		阿蘇市	17. 7	17	21	12
1680		天草市	19. 3	19	26	37、112
1681			25. 6	25	27	9

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1682	熊本県	美里町	23. 3	23	24	34
1683		和水町	26. 6	26	28	36
1684		小国町	18. 7	18	22	5
1685		錦町	18. 11	18	21	12
1686		苓北町	17. 11	17	21	107
1687	大分県	大分県	18. 3	18	22	107
1688			21. 7	21	21	7
1689			22. 3	22	26	107
1690			23. 3	23	27	107
1691			27. 3	27	31	107
1692		大分県、大分市	17. 6	17	21	107
1693			27. 3	27	30	107
1694		大分県、中津市	17. 6	17	21	107
1695			22. 3	22	27	107
1696		大分県、日田市	18. 3	18	24	107
1697		大分県、佐伯市	17. 6	17	21	107
1698			18. 3	18	22	107
1699		大分県、豊後高田市	17. 6	17	21	107
1700		大分県、杵築市	18. 3	18	22	107
1701		大分県、豊後大野市	18. 3	18	22	107
1702		大分県、由布市	19. 3	19	23	107
1703		大分県、玖珠町	22. 3	22	27	107
1704		大分市	17. 11	17	21	107
1705		別府市	17. 7	17	20	12
1706		中津市	17. 6	17	21	107
1707			22. 3	22	26	107
1708	日田市		17. 11	17	21	107
1709			22. 3	22	26	107
1710			25. 6	25	27	36
1711			27. 3	27	31	107
1712	佐伯市		17. 11	17	21	107
1713			19. 3	18	23	112
1714	臼杵市		17. 6	17	21	107
1715			22. 3	22	26	107
1716	竹田市		19. 9	19	28	34、35、112
1717			23. 6	23	32	34
1718	豊後高田市		17. 7	17	26	19~21、33、34、35
1719			25. 6	25	27	36
1720	宇佐市		17. 11	17	21	107
1721			20. 6	20	22	34、35
1722	豊後大野市		23. 11	23	25	34

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1723	大分県	由布市	23. 3	22	24	34
1724		国東市	23. 11	23	25	34
1725		日出町	18. 7	18	21	12
1726	宮崎県	宮崎県	17. 6	17	20	107
1727			17. 6	17	21	107
1728			22. 3	22	26	107
1729			23. 3	23	27	107
1730			27. 3	27	31	107
1731	宮崎県、他4市町	宮崎県、他4市町	17. 7	17	19	33
1732		宮崎県、延岡市	17. 6	17	21	107
1733			17. 6	17	21	107
1734			17. 6	17	21	107
1735	宮崎県、他2市町	宮崎県、他2市町	23. 3	23	27	107
1736		宮崎県、日向市	17. 6	17	21	107
1737			22. 3	22	26	107
1738			27. 3	27	31	107
1739	宮崎県、串間市	宮崎県、串間市	18. 3	18	21	107
1740		17. 6	17	21	107	
1741		宮崎県、他2市村	22. 3	22	26	107
1742			27. 3	27	31	107
1743	宮崎県、諸塙村	宮崎県、諸塙村	17. 6	17	21	107
1744		22. 3	22	26	107	
1745		27. 3	27	31	107	
1746	宮崎県、椎葉村	宮崎県、椎葉村	17. 6	17	21	107
1747		22. 3	22	26	107	
1748		27. 3	27	31	107	
1749	宮崎県、美郷町	宮崎県、美郷町	17. 6	17	21	107
1750		17. 6	17	21	107	
1751		22. 3	22	26	107	
1752		27. 3	27	31	107	
1753	宮崎県、高千穂町	宮崎県、高千穂町	17. 6	17	21	107
1754		22. 3	22	26	107	
1755		27. 3	27	31	107	
1756	宮崎県、日之影町	宮崎県、日之影町	17. 6	17	21	107
1757		22. 3	22	27	70、107	
1758	宮崎県、五ヶ瀬町	宮崎県、五ヶ瀬町	21. 3	21	25	107
1759		26. 3	26	30	107	
1760	宮崎市	宮崎市	17. 6	17	21	107
1761		24. 3	23	25	34、35	
1762	都城市、三股町	都城市、三股町	21. 6	21	23	34、41
1763		24. 6	24	26	36	

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1764	宮崎県	延岡市	18. 3	18	21	107
1765			20. 6	20	22	34、35
1766			25. 11	25	27	36
1767			26. 6	26	28	36
1768			20. 3	20	24	107
1769			24. 6	24	26	36
1770		西都市	22. 6	22	24	34、35
1771			25. 6	25	27	36
1772		国富町	18. 3	18	22	107
1773			23. 3	23	26	107
1774		綾町	20. 7	20	24	7
1775			21. 3	21	25	107
1776			25. 4	25	28	107
1777	鹿児島県	木城町	17. 11	17	21	107
1778		川南町	17. 6	17	21	107
1779		高千穂町、他2町	19. 9	19	22	34、35
1780		五ヶ瀬町	20. 3	19	22	13、14
1781		鹿児島県	18. 7	18	22	25
1782		鹿児島県	18. 11	18	33	2、19~21、76、77、82、83、88、89、90、91、111
1783		鹿児島県、鹿児島市	18. 3	18	22	107
1784		鹿児島県、他4市町	22. 3	22	26	107
1785		鹿児島県、垂水市	17. 6	17	21	107
1786		鹿児島県、薩摩川内市	18. 3	18	22	107
1787	鹿児島県、日置市	鹿児島県、日置市	21. 3	21	27	107
1788		鹿児島県、垂水市	17. 6	17	21	107
1789		鹿児島県、垂水市	27. 3	27	31	107
1790	鹿児島県	鹿児島県、他2市	22. 3	22	26	107
1791		鹿児島県、南さつま市	22. 6	22	26	107
1792		鹿児島県、日置市	27. 3	27	31	107
1793		鹿児島県、土島村	26. 6	26	30	107
1794		鹿児島県、肝付町	22. 3	22	26	107
1795		鹿児島県、長島町	17. 6	17	21	107
1796		鹿児島県、長島町	17. 6	17	21	107
1797		鹿児島県、肝付町	21. 3	21	26	107
1798		鹿児島県、肝付町	22. 3	22	26	107
1799		鹿児島県、肝付町	18. 3	18	24	107
1800	鹿児島市	鹿児島県、屋久島町	18. 3	18	22	107
1801		鹿児島市	17. 6	17	21	107
1802		鹿児島市	20. 6	20	22	34
1803		鹿児島市	22. 3	22	26	107
1804		鹿児島市	27. 3	27	31	該当なし

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1805	鹿児島県	鹿児島市	27. 3	27	31	107
1806		鹿屋市	22. 6	22	24	34
1807			24. 6	24	26	36
1808		阿久根市	18. 7	18	20	33
1809		指宿市	20. 6	20	22	34、35
1810		西之表市	20. 6	20	22	34、35
1811		垂水市	19. 9	19	21	34、35
1812			22. 11	22	24	34
1813		薩摩川内市	23. 3	22	24	34、35
1814		曾於市	17. 6	17	21	107
1815		志布志市	27. 3	26	31	該当なし
1816		奄美市	17. 7	17	22	33、34、35
1817			18. 7	18	22	5
1818			23. 11	23	25	34、35
1819			26. 6	26	28	36
1820		南九州市	17. 6	17	19	107
1821		伊佐市	21. 6	21	23	34、35
1822		姶良市	26. 3	26	30	107
1823		さつま町	23. 11	23	25	34
1824		南大隅町	21. 11	21	23	34、35
1825		中種子町	20. 7	20	24	112
1826		南種子町	17. 11	17	21	112
1827		屋久島町	23. 3	22	24	34
1828			24. 11	24	26	36
1829		宇検村	20. 11	20	22	34、35
1830		瀬戸内町	17. 7	17	26	33
1831		徳之島町	21. 6	21	30	34、35
1832		伊仙町	20. 11	20	22	34、35
1833		和泊町	19. 9	19	28	34
1834		知名町	22. 6	22	24	34、35
1835		与論町	18. 7	18	20	33
1836	沖縄県	沖縄県	20. 11	21	23	18
1837		沖縄県、石垣市	18. 7	18	20	33、112
1838		沖縄県、他3市町	20. 6	20	22	34、35
1839		沖縄県、他3市町村	21. 6	21	23	34、35
1840		那覇市	18. 7	18	22	25
1841			19. 7	19	27	110
1842			19. 9	19	21	34、35
1843			21. 3	20	23	38
1844		宜野湾市	19. 9	19	21	34、35
1845		浦添市	18. 7	18	20	33

番号	都道府県名	作成主体名	認定年月	計画期間		支援措置番号
				開始年度	終了年度	
1846	沖縄県	浦添市	18. 11	18	20	12
1847			19. 7	19	20	110
1848		名護市	18. 7	18	20	33
1849			21. 11	21	23	34
1850			24. 6	24	26	36
1851		糸満市	22. 11	22	24	34
1852			25. 11	25	27	36
1853		沖縄市	17. 7	17	19	33
1854		豊見城市	23. 6	23	25	34
1855			20. 6	20	22	34、35
1856		うるま市	18. 7	18	21	6、7、33
1857			24. 6	24	26	36
1858		宮古島市	20. 11	20	22	34、35
1859			24. 11	24	26	36
1860		南城市	23. 3	22	24	34
1861			25. 11	25	27	36
1862		国頭村	20. 7	20	20	7
1863		金武町	24. 11	24	26	36
1864		伊江村	18. 11	18	20	33
1865			21. 11	21	24	112
1866		久米島町	25. 10	25	26	9
1867	その他	東京都、横浜市、川崎市	24. 6	24	34	2
1868		富山県、石川県、福井県	27. 1	26	33	該当なし
1869		京都府、大阪府、奈良県	19. 7	19	23	17、18
1870		京都府、奈良県、八尾市、東大阪市	19. 7	19	23	25

注(1)「支援措置番号」欄に記載している番号は、別表2の「支援措置番号」と対応している。

注(2)「支援措置番号」欄が「該当なし」となっているのは、支援措置名を記載していない地域再生計画である。